

合理的な原價昂騰を參酌して價格の基準とせんとするものである。そしてその適用範圍は當初は比較的小範圍に止まつてゐたが、一九四〇年六月に至つては小賣商品の全範圍を覆ふ迄に擴大された。尙この時期に入つては一九四〇年一月の食料品割當開始を最初とし、消費統制が漸次擴大強化されて來てゐる。この時期に於いてはさすがに物價の騰勢は弱化してはゐるけれども、物價法の持つ缺陷から物價統制上種々の問題を生じて來た。

## 第三項 第三 段階 (一九四一年春以降)

茲に於いて物價法の缺陷を除去し、物價統制を一層強固ならしめる爲めに、一九四一年七月物資及役務(價格統制)法〔Goods and Services (Price Control) Act〕が制定された。物價法は許可價格を對象としてゐたのに對して物資及役務法は最高の價格決定を可能ならしめてゐるのみでなく、更にその統制範圍を修繕、洗濯等の役務、損料、保管料等にまで擴張した。この時期に於いては各種消費統制が愈々嚴重となつてゐるのであるが、之と相俟つて、其後の物價は大體に於いて安定状態を續けてゐる。勿論、之は英國に於ける物價統制に何等の矛盾を含んでゐないことを意味するものでないことは云ふ迄もないが、兎に角表面的には政府の意圖せるところを一應具現しつゝあるものと見るべきであらう。

物價統制の過程は上述の如くであるが、こゝで英國の物價統制に内在する問題に觸れて置かう。第一に、英國が原料品、食料品等に就いて海外に依存するところ大である結果、英國の物價が海外物價に影響される程度は極めて大きく、その影響を遮断するのに一層大なる困難を感じざるを得ないことである。第二に、英國の物價統制機關の分立は各統制機關の施策の間に矛盾相剋を生じ易からしめ、そのため物價統制の效果は稀薄化せざるを得ないことである。

第三に、物價統制の前提として最も重要なべき賃銀統制の效果的な實施が困難であることである。

英國に於ける賃銀の決定に就いては、労働組合を通じて二つの原則が支配してゐる。その一つは賃銀が生計費の變動に應じて自動的に決定される所謂スライディング・スケールであり、他の一つは各産業の『能率に基いて』決定されるものである。勿論、斯かる原則を主張する組合加入労働者は全労働者の四分の一に過ぎないが、他の四分の一は組合加入労働者と連絡を保ち且つその傭主との紳士協定に依つて當然に組合加入労働者と同一の原則を適用される實情にあるから、結局、約半数が斯かる原則に依つて支配されてゐる譯である。然るに斯かる原則に依つて賃銀が支配されてゐることは物價騰貴に應じて賃銀が引上げられ、之が更に物價騰貴の原因をなすといふ惡循環を生ずることとなるのである。従つて戦時に於いては單に奢侈品の消費を抑壓するのみでなく、平時に於いては必需品と考へられるもの消費をも節約する程度にまで賃銀統制が行はねばならない。併し英國の労働組合の政策は生計費の昂騰に應じて可能なる限り賃銀を引上げんとするにある。一九四一年七月賃銀統制の必要乃至引上抑制に就いて政府の意見が發表せられるや、労働組合會議はその書記長の名を以つて直ちに『賃銀引上運動を統制せんとする如何なる試みも實行不可能であり且つ望ましくない』と聲明した。斯くて生計費の昂騰と共に賃銀は漸次引上げられてゐる。併し賃銀と生計費との昂騰の間には何時でもさうであるやうに所謂時差があることは云ふ迄もない。例へば、労働省生計費指數(一九二四年平均基準、季節的變動修正)が一九三九年八月の八九・〇から一九四一年六月の一一五・五にまで、此間二九・四%を上昇してゐるのに對して、週平均賃銀指數(一九二四年十二月基準)は一九三九年八月の一〇五<sup>3</sup>/<sub>4</sub>から、一九四一年六月の一<sup>1</sup>/<sub>2</sub>にまで、此間二〇・八%を騰貴してゐるに過ぎない(第八篇第四章第四節第二項參照(註)一)。勿論、此

間新規不熟練労働者の増加を考慮する必要があるけれども、労働強化、労働時間の延長等を考慮すれば、この數字に見られる賃銀指數上昇の生計費指數昂騰に對する時差は労働者生活の低下を示すものでなければならぬ。更に一九四〇年十月リヴァプール大學社會科學研究會調査に依れば、代表的な家族の所要生計費は夫婦及び子女三人の家族に於いて合計六十六志(内譯食料品二十七志八片、家賃八志六片、衣服十一志一片、燃料燈火五志四片、雜支出十三志五片)であるのに、一九四〇年十月頃の成人男子の平均賃銀は七十乃至七十五志で、決してさして餘裕のあるものとはなつてゐない(註二)。併し何れにしても賃銀引上が物價騰貴を招來してゐることは否定出來ず(その適例は石炭)、賃銀統制の必要は常に主張されてゐるところで、『若し…労働の「戰略的」價格を安定せんとする大藏大臣の公約が實現するならば、物價政策の奏功に大なる貢獻とならう』(註三)とさへ論ぜられてゐるのである。

(註一) London and Cambridge Economic Service, July, 1941

(註二) Economist, April 19, 1941

(註三) Economist, June 14, 1941

### 第三節 物價統制の構造

#### 第一項 物價統制機構

第一章第三節に於いて概説した物資統制機構はそのまゝ物價統制機構にあてはまる。即ち原料品に就いては軍需省、軍需品に就いては軍關係各省及び軍需省、食料品に就いては食糧省、食料品以外の民需品に就いては商務院、賃銀に就いては労働省、家賃に就いては保健省が夫々統制官廳となつてゐる。是等各省の物價統制は一九三九年國防條

例、殊にその第五十五條に基く命令に據つて實施し得ることになつてゐるが、命令による最高價格決定は主として原料品及び食料品に對して行はれ、工業製品としては燐寸、乾電池等の一部のものに止まつてゐる。工業製品に對する物價統制は専ら物價法及び物資及役務(價格統制)法に基いて行はれてゐるのである。

原料品及び食料品に對する最高價格の決定は原價に一定の利潤を附加したものを基準としてゐるが、原價が著しく騰貴したものに就いては基準引上が行はれてゐるから、開戦後價格改訂の爲めにする命令は數多く發令を見てゐる。

尤も食料品に就いては、國民生活安定の爲め巨額の補助金が支出され、所謂二重價格制が採用されてゐる。原料品の内、軍需省が物價統制を行つてゐるものは鐵鋼、銅、鉛、亞鉛、アルミニウム、紙、木材、亞麻、大麻、黃麻、糖蜜、工業用アルコール等極めて廣範圍に互つてゐる。また食料品に就いても統制下に置かれてゐるものゝ種類は漸次擴大され、最近では殆ど總べての食料品に對して統制が加へられてゐる状態にある。

以下、物價法、物資及役務(價格統制)法、食料品補助金政策及び保健省所管の物價統制の内、最も成功を示してゐると云はれる家賃及地代制限法を概説するに先立ち、開戦後物價統制の爲めに設置された二つの機關に就いて略述して置かう。

(1) 物價調節委員會(Price Regulation Committee) 物價法第八條に基いて設立されたもので、中央及び地方の二種に分れる。その委員は孰れも商務院の任命によるものであるが、中央物價調節委員會は七乃至十一名、地方物價調節委員會は九乃至二十一名より成る。前者は物價法運用の中樞部として活動し、また商務院に對して物價法適用品目の擴大、許可價格の決定等を要求することが出来る。後者は各全國十六の地區毎に設立され、各地區の地方的運用を

擔當する外、未統制品の價格監視、中央委員會に對する取締報告等をも行ふ。是等の委員會は商務院による物價統制の中心部を成すものである。

(2) 食料品價格調査委員會 (Food Price Investigation Committee) 一九四〇年八月食糧省の管轄下に設置され、食料品の高價に對する一般の不満を調査することを目的としたものである。併し食料品價格統制の進展に伴つて實際には總べての主要食料品價格が統制されたから、一九四一年七月にはその機能を停止し、地方食糧當局がその任務を代行することとなつた。

## 第二項 物 價 法

物價法 (Prices of Goods Act, 1939) は日常生活用品の價格騰貴を已むを得ざる原價昂騰の範圍内に止め、指定商品を許可價格以上に販賣することを禁止し、その違反を處罰せんとするものである。本法に於ける許可價格とは基準價格、即ち一九三九年八月二十一日現在の通常取引に於ける價格に許可増加額を加算したものである。この認定が困難な場合等には商務院總裁は別に適當な時期を定めることが出来る。この場合許可増加額とは、(1) 事業經營の爲めに必要な材料 (原料品たるを半製品たるを問はず) の準備及び商品ストック準備の爲めにする費用、(2) 製造作業費、(3) 建物及び設備費、夫等に關する維持及び改良費並に賃借料、(4) 保険料、(5) 賃銀及び俸給、(6) 事務費及び創業費、(7) 恩給、慈善及び福利施設費、(8) 關稅、消費稅、地方稅及び借入金利息の爲めの債務、(9) 運送費、(10) 廣告、委託販賣、其他販賣手段の經費、(11) 不良債務に對する準備、(12) 總掛費 (當該事業の總取引高により割當)、(13) 其他商務院の命令に指定するもの、總計より成る。なほ商務院は取引業者代表團體或は中央物價調節委員會の申請により又は中央物價調節

委員會に諮問の上、必要な場合には基準價格、許可増加額の標準を示す比率、許可價格を決定し得る。

指定商品は一九三九年十二月十八日の物價 (價格調節品) 令 (Prices of Goods (Price-Regulated Good) Order) により衣類 (男子及び青少年服二十四種、婦人及び女子青少年服二十七種、子供服二十二種、幼兒服十五種、勞働服等特殊衣類、反物類)、家庭用品類 (數布、毛布、タオル等家庭用織物七種、鍋等家庭用鐵器具十一種、齒刷牙等家庭用雜品八種、食卓用双物類五種、家庭用硝子器三種、家庭用陶器十種)、雜品 (編物用毛絲、懷中電燈等) 及び是等の原材料品たる纖維品及び皮革を指定商品と定めたが、其後更にその範圍を擴張する必要を生ずるに至つたので、一九四〇年五月十日の物價 (價格調節品) 第二令により總べての衣服類、靴、双物、家具、ラジオ、蓄音器、自轉車、乳母車、石鹼、蠟燭、燐寸、化粧品、藥品等をも指定商品に包含せしむるに至つた。

尙一九四〇年五月十日物價 (許可價格) 令 (Prices of Goods (Permitted Price) Order) に依り、商標あり且つ價格の維持されてゐる商品の爲めに、卸賣及び小賣の許可價格が決定されたが、之は製造業者の要求に應じて中央物價調節委員會が適用することとなつてゐる。更に一九四〇年六月四日にも物價 (許可價格) 第二令が發令され、商標ある數種の商品に對して同様の許可價格が決定された。

上述の如く本法は指定商品に就いて許可價格を商務院が認可することを内容とするが、それは商務院に最高價格を決定する權限を與へたものではなく、又運用の主體は中央及び地方の物價調節委員會にあるけれども、運用發動の主體が指定商品の購買者、即ち一般消費者にあることを特徴とする。即ち英國の價格統制は嚴格な意味に於いて國家的價格管理ではなく、指定商品の購買者が價格の不當又は不廉を管轄官廳に抗議して之を調整せしむる仕組であるに過

ぎなかつたのである。

本法が單純なる價格釘附を目的とせず、基準價格に合理的な原價昂騰を加算することを認めると云ふ合理性を持つてゐることは十分注目されねばならない。併し此事は物價統制が實質的に放任的となる危険を包蔵するものである。更に本法の對象が小賣價格に限られ、一層根本的に生産原價の構成にまで立入るものでないこともその効果を弱化せしめる原因になるのである。斯くて本法は物價統制所期の目的を達成する手段としては極めて不十分なものであつて、脱法行爲として條件附販賣、抱合せ販賣、不必要な轉賣等が横行したと云はれる。尙一九四一年六月商務院總裁リットルトンは議會に於いて本法の持つ缺點は次の八點にあると述べた(註一)。

- (1) 實際に嚴格にして有效なる統制を實施せんとすれば最高價格決定權を持つ必要があるのに商務院はこの權限を持たないこと。
- (2) 仲介業者に依る不必要なる轉賣を禁壓し得ないこと。
- (3) 一九三九年八月二十一日現在の價格を基準とするも同日には現存せずして既に不當に高價となれる或種の商品の價格を統制し得ざること。
- (4) 小賣業者に對しては比較的効果を發揮したが、卸賣業者及び製造業者に對しては比較的無力であること。
- (5) 價格に加算することを許された原價を修正する必要があること。
- (6) 賣惜みを禁ずる規定を強化する必要を痛感せしめること。
- (7) 統制對象が商品のみで、役務(賃料等)を含んでゐないこと。
- (8) 古物にも適用されたとは云へ、その基準價格を統制し得なかつた爲め、古物價格の統制に於いて無力であること。

従つて本法が根本的に強化されることは不可避となつてゐたが、之を促進したものは一般民需品の供給が日と共に減少するに至つたからであつた。

(註一) Times, June 30, 1941

### 第三項 物資及役務(價格統制)法

斯かる缺陷を匡正する爲めに制定されたものが物資及役務(價格統制)法(Goods and Services (Price Control) Act, 1941)で一九四一年七月二十二日公布された。本法案の提案理由の説明に際して商務院總裁は、『本法案は政府の一般經濟政策中では完全なものと云ふべきものである。若し我々がこれ以上物價を騰貴せしめずして現在の賃銀水準に於いて我國の産業を運営せんとするならば、通貨の購買力を維持するか、然らずんば各市民の絶対必需品の合理的な數量の獲得費を嚴に維持するか、孰れかによつて之を爲し得るのみである。そこで物價を統制し、暴利行爲を禁壓し、國民にその必要とする物資を低價格にて獲得せしめ、以つて爾餘の方策を支援せんと考へたのが本法案による物價統制である』(註二)と述べてゐるが、本法は物價法を廢止するものではなく、それと相並んで物價統制を完備せしめんとするものである。

本法成立迄の経緯に依つても知らるゝ如く、それは商務院に於いて商品及び役務の最高價格を決定し、古物價格を統制し且つ仲介業者による轉賣を禁壓せんとするもので、その内容を要約すれば次の如し(註三)。

- (1) 商務院は一切の種類の商品に對する最高價格を決定し、また利潤の最高比率を決定する權限を賦與せられ、是等の最高價格は製造業者、卸賣業者及び小賣業者に適用される。商務院は各取引段階に於ける最高價格又は原價に對して取引業者の附加すべき總利潤の比率に關する命令を發する前に中央物價調節委員會に附議し、又斯かる命令は總べて議會に提出することを要する。小賣業者は取扱商品に對して定められた最高價格を示した値札を公示せねばならぬ。
- (2) 商務院は當該商品に就いて行はれる一切の役務に對する最高價格を決定する權限を有す。この場合に於ける役務は當該商品

- の貸借及び當該商品に對する一切の手當を含む。
- (3) 命令指定の古物が法外な高價にて販賣される場合には商務院は斯かる商品の販賣人の登録を要求し、且つ登録人以外の者による販賣を禁止する權限を有す。
  - (4) 仲介業者に於いて規定を設け、供給の少い商品の不必要な轉賣を禁壓す。
  - (5) 商務院は供給制限令の適用される商品の販賣割當分の取引に關する手数料を統制する權限を有す。
  - (6) 本法に依る統制商品を貯藏又は隠匿し若くはその販賣を拒絶した場合の罰則を定む。
  - (7) 物價法及び本法の實施を確保する爲め商務院は監督官を任命することを得。
  - (8) 基準價格、公認増加分の加算せらるべき原價項目を修正することを得。
  - (9) 物價統制違反の處罰を嚴重にす。

本法が商務院に對して最高價格決定の權限を與へる授權法である結果、その實效はこの權限を如何に行使するか依つて左右されてゐる譯であるが、之に依つて物價統制が小賣價格に關する許可價格制より卸賣及び小賣價格を通ずる最高價格制へ進展したこと及び運用發動の主體が一般消費者より商務院へ移轉されたことは、假令本法の適用範圍が原料品、食料品を除外してゐるといふ缺點を有してゐるとしても、それによる物價統制の效果は從來よりも遙かに大きい。此事は既に本章第一節に於いて述べた最近の物價の動向からも容易に推知し得るところであらう。

(註一) Times, June 20, 1941

(註二) Times, June 12, 1941

#### 第四項 食料品補助金政策

補助金政策は云ふ迄もなく生活必需品、特に主要食料品に對する補助金の支出に依り、一方では生産者價格を引上

げて生産費の昂騰を補ふと共に、他方では消費者價格をなるべく低位に維持せんとするものであるが、この政策は開戦直後より實施されて來た。例へば、一九四〇年二月の議會に於いて食糧大臣及び大藏大臣の發表した所に依れば、四封度のパンの一・五片の騰貴を防ぐ爲めに一週四十八萬磅、牛乳一クォートの一片の騰貴を防ぐ爲めに一週二十三萬五千磅、國產牛肉の一封度に付き二片の騰貴を防ぐ爲めに一週三十二萬磅、ベーコンには一週八萬磅の補助金が支出されて居り、是等を合算すれば補助金支出額は一週百十五萬磅(年額五千八百萬磅)に達する。此外チーズの爲めに年額六十萬磅が支出されてゐる。斯かる補助金支出額は其後逐年増加を見て居り、一九四〇—四一年度は八千萬磅、一九四一—四二年度は一億九百萬磅に上り、更に一九四二—四三年度には一億二千七百萬磅に達し、その内譯は、穀物類三千八百十萬磅、牛乳一千七百四十五萬磅、馬鈴薯一千四百三十六萬磅、肉類一千六十萬磅、鶏卵七百十八萬磅、砂糖三百九十八萬磅、茶二百五十九萬磅、飼料百九十四萬磅となつて居る。尤も政府の買入價格が低廉であつた爲めに、政府の利得になつたものが一千百萬磅に上つたと云ふ。是等の補助金は、例へば、穀物類に對する三千八百十萬磅の内、二千九百萬磅は製粉工場に、六百六十萬磅は製パン業者に、馬鈴薯に對する一千四百三十六萬磅の内、一千百六萬磅は農家に、百二十六萬磅は卸賣業者に、砂糖に對する三百九十八萬磅の大部分は英國砂糖會社へ支出されてゐる。なほ上述の補助金額は小麥粉のヴィタミン含有量増加の爲めにする三十萬磅、非常時特設飲食店の設備に對する百九十萬磅の支出が含まれてゐない。斯かる補助金支出の結果、食料品の小賣價格は相當に抑制されてゐると見られる。例へば、勞働省生計費指數に包含されてゐる食料品小賣價格の一九三九年九月一日と一九四一年二月一日との比較は次の如し。

第六篇 物資、配給及び物價

食料品小賣價格 (特記なき限り一封度に対する價格)

| 品名         | 一九三九年九月一日 |    | 一九四二年二月一日 |    | 比較騰貴率 |
|------------|-----------|----|-----------|----|-------|
|            | 片         | 封度 | 片         | 封度 |       |
| 牛肉(國産) 肋肉  | 二片        | —  | 三片        | —  | 一〇・五% |
| 牛肉(國産) 脇腹肉 | 七片        | —  | 九片        | —  | 一二・七  |
| 冷凍牛肉 肋肉    | 九片        | —  | 〇片        | —  | 三四・二  |
| 冷凍牛肉 脇腹肉   | 四片        | —  | 六片        | —  | 二六・三  |
| 羊肉(國産) 肋肉  | 三片        | —  | 五片        | —  | 一一・三  |
| 羊肉(國産) 脇腹肉 | 七片        | —  | 八片        | —  | 六・七   |
| 冷凍羊肉 肋肉    | 一〇片       | —  | 〇片        | —  | 一七・一  |
| 冷凍羊肉 脇腹肉   | 四片        | —  | 四片        | —  | 〇     |
| ベークン       | —         | —  | —         | —  | —     |
| 小麥粉(七封度)   | —         | —  | —         | —  | —     |
| パン(四封度)    | —         | —  | —         | —  | —     |
| 茶          | —         | —  | —         | —  | —     |
| 砂糖(粒状)     | —         | —  | —         | —  | —     |
| 牛乳(一クオート)  | —         | —  | —         | —  | —     |
| バター(鹽入)    | —         | —  | —         | —  | —     |
| チーゼ        | —         | —  | —         | —  | —     |
| マーガリン      | —         | —  | —         | —  | —     |
| 鶏卵(一個)     | —         | —  | —         | —  | —     |
| 馬鈴薯        | —         | —  | —         | —  | —     |

加重綜合指數 (一九一四年七月=100)

(註) Economist, January 6, 1940; April 5, 1941

一三八

一七一

一三・九

之に依れば綜合指數に於て一三・九%の騰貴となつてゐるけれども、前掲の生計費指數の一九三九年九月と一九四一年二月との比較騰貴率二五・八%に比較すれば、食料品の昂騰は少ない。尙右品目の内、騰貴率の大なるものは鶏卵六二・五%、マーガリン三八・五%、馬鈴薯三四・六%、冷凍牛肉(肋肉)三四・二%、砂糖三三・三% (但し砂糖は特に消費税増徴に因る影響が大きい)、牛乳二九・六% (但し牛乳は優先配給者には市價の半額以下にて提供される)、冷凍牛肉(脇腹肉)二六・三%、バター二四・六%で、パンは僅かに三・〇%に止まつてゐる。従つて食料品小賣價格を抑制する爲めの補助金政策は相當の效果を示してゐると云ひ得よう。

第五項 家賃及地代制限法

家賃及地代制限法 (Rent and Mortgage Interest Restrictions Act, 1939) は一九三九年九月一日に公布されたもので、戦争の繼續中及び戦後六ヶ月間一九三九年九月二日の水準に家賃を釘付けせんとするものである。本法の適用を受けらるものは中流及び下層階級の住宅で、警視廳管下及び倫敦のシティーに於いては年百磅、蘇格蘭に於いては九十磅、其他の地方に於いては七十五磅迄の家賃の全家屋に及ぶ住宅を對象とするを以つて事務所、營業所、店舗等は除外され、又公營住宅を含まない。英國の物價統制の内、家賃統制が最も成功を見てゐると云はれ、既に前にも述べた如く、勞働省生計費指數の内、住居費は一九三九年平均と一九四二年平均との比較に於いて僅かに二ポイント、一・二%騰貴してゐるに過ぎない。

## 第四節 購買力の吸収

物價統制に關聯して最後に言及すべきは購買力の吸収である。購買力の吸収としては、主として租税の増徴及び貯蓄獎勵の二つがある譯であるが、英國に於いても是等兩者が採用されてゐることは第一篇「財政」の部に於いて説明した通りである。

## 第一項 租税増徴

増税に就いては既に財政篇に詳述したが、重複を厭はず略述するに、所得税を中心とする租税體系を持つ英國に於いては、當然、戦時増税として先づ税率の引上、免税點の引下、控除額の減額等による所得税の増徴が行はれた。一九三九年九月二十七日提出の戦時第一次増税案に依れば、平年分増収見積額二億二千六百六十萬磅（但し超過利得税に依る増収を含まず）の内、一億四千六百萬磅が一般所得税増徴によるものである。所得税の増徴は其後も一九四〇年四月（増収見積六千二百二十五萬磅）、同年七月（同八千四百萬磅）、一九四一年四月（同二億五千三百萬磅）の三回に亘つて行はれた。戦前と一九四一年四月以降との所得税徴収は、基本税率が五志六片から十志に引上げられ、免税點は百二十五磅から百磅に引下げられ、勤勞所得控除額は五分の一、最高三百磅より、十分の一、最高百五十磅に引下げられる等の變更を見てゐる。また附加所得税に就いては一九四〇年七月の引上があり、最高率は九志六片に至つた。尙一九四一年四月の所得税増徴に際しては小額所得に對する所得税に就いてその一部を戦後に拂戻す制度が設けられケインズの主張する強制貯蓄案が織込まれた。なほ此外相續税の税率引上、超過利得税の新設（一九三九年九月）及び

税率引上があつた。併し超過利得税は當初の税率六〇%が一九四〇年四月には一〇〇%に引上げられたが、一九四一年四月に於いては其内、二〇%が戦後に拂戻されることに改訂されたから、之は専ら法人に適用があるものだけども、之も亦強制貯蓄的色彩が附加されることになつたわけで、小額所得者のケインズ案採用に對應するものと見るべきである。

直接税中特に所得税及び超過利得税は、上述の如く、極限まで引上げられて既に全く増徴の餘地を残さざるに至つた。現にウッド藏相も一九四三年四月下院に於いてさう答辯してゐるのである。

次に間接税に就いては、強酒、麥酒、葡萄酒、砂糖、煙草、燐寸、ライター等に對する關稅及び消費税が増徴された。一九三九年九月關稅及び消費税は平年分六千六百六十萬磅、一九四〇年四月には同五千二百萬磅、外に郵便電信電話料の引上が一千四百五十萬磅、一九四〇年七月には同二千四百十五萬磅、一九四二年四月には同一億五千五百七十七萬磅、一九四三年四月には一億一千萬磅と増徴された。此外別に電信電話料金の引上があつた。之を一二の物に就いて見れば、五回に亘り麥酒は一パイントに付き六片、煙草は一オンスに付き十片半の引上である。娛樂税は一九四〇年七月平年分四百萬磅、一九四二年四月同千四百萬磅、一九四三年四月同九百四十萬磅と増額された。此外一九四〇年七月には仕入税が新設され、之は食料品を除き普通民間に消費せられる殆ど總べてのものに對して卸賣價格の三 $\frac{1}{8}$ %の税率を賦課し、平年分一億一千萬磅の増収が見込まれた。更に一九四二年四月に至り税率は六六 $\frac{2}{3}$ %に引上げられると共に、實用布地、實用服、實用靴を免税品とした爲め、一九四二―四三年度には差引増収は見込まれなかつた。次いで一九四三年四月に於いて税率は更に一〇〇%に引上げられたが、織物の一部又は全部加工の實用布全

部、家庭用織物類、服飾品、小間物類、燈火管制用遮蔽布、タオル、ハンカチ、寢臺用リネン等を免税品とした。そのため一九四三年―四四年度は僅かに六百萬磅の増収が見込まれてゐるに過ぎない。この仕入税の改正は間接税も既に或る部面に於いてはその極限に達し、一般に増徴の餘地が狭まつて來たことを示すものと云へよう。

斯かる増税の結果、一方では軍事費の膨脹に伴ふ歳出の増加が著しいに拘らず、歳出總額に對する租税収入の比率は相當の高率に達し、例へば、一九四三―四四年度に於いては五〇・五%に達してゐる。併しその反面國民の租税負擔が著増してゐることは見逃せない。既述の白書に依れば、租税支拂以前の個人所得額が一九三八年四十六億六千一百万磅、一九四〇年五十六億二千六百萬磅、一九四一年六十二億二千八百萬磅、一九四二年六十八億九千九百萬磅となつてゐるのに對し、租税支拂額は一九三八年九億八百萬磅、一九四〇年十二億二千四百萬磅、一九四一年十六億四千三百萬磅、一九四二年十九億八千六百萬磅となつてゐる。従つて個人所得に對する租税支拂額の比率は一九三八年一九・五%、一九四〇年二二・八%、一九四一年二六・四%、一九四二年二八・八%と漸次増加してゐる。なほ現行税制による所得税の負擔が小所得者に於いて如何になつてゐるかを示せば、次の如く、戦前に比して急増してゐることは當然として、所得税を支拂ふ最低の所得に對しても獨身者六・三%、夫婦者〇・九%、子女一人を有する夫婦者一・一%、子女二人を有する夫婦者〇・四%となつてゐるのである。

勤勞所得に對する所得税額

| (一) 獨身者 | 戦前税制によるもの |    | 現行税制によるもの |     | 同上中拂戻額 |
|---------|-----------|----|-----------|-----|--------|
|         | 磅         | 志片 | 磅         | 志片  |        |
|         | 一一〇       | 一  | 七         | 一〇〇 | 七      |
|         |           |    |           |     | 一〇〇    |

|             |     |   |    |    |    |     |
|-------------|-----|---|----|----|----|-----|
| (二) 夫婦者     | 一三〇 | 一 | 一五 | 〇〇 | 一〇 | 〇〇  |
|             | 一六〇 | 一 | 一六 | 〇〇 | 一  | 六〇  |
|             | 二五〇 | 一 | 二七 | 二二 | 一五 | 三四  |
| (三) 夫婦者子供一人 | 二二〇 | 一 | 二二 | 二〇 | 二  | 二二〇 |
|             | 三五〇 | 一 | 四〇 | 二二 | 一七 | 六八  |
| (四) 夫婦者子供二人 | 二七〇 | 一 | 〇  | 一九 | 〇  | 一九六 |
|             | 四〇〇 | 一 | 三九 | 〇〇 | 一八 | 八五  |

(註) 各所得は勤勞所得に基く所得税を支拂ふ最低のもの

第二項 貯蓄獎勵

英國に於ける貯蓄獎勵は、第一篇「財政」の部に於いて既述せる如く、前大戰當時に設立され、其後も存續してゐる國民貯蓄委員會(National Savings Committee)を中心としてゐるが、一九三九年十一月國民貯蓄證券(National Savings Certificates)及び三分利附國防債券(3% Defence Bonds)の賣出と共に貯蓄獎勵運動が開始された。國民貯蓄委員會は倫敦に事務所を持ち全國を十二區に分ち、各區に理事を置く外、地方委員會を設置せしめ、地方委員會は各所屬の國民貯蓄組合(National Savings Group)を管理する。貯蓄組合の結成は學校、工場、會社、商店等を單位とし、一九四一年八月頃には總數二十萬を突破したと傳へられてゐるが、其後に至つて更に各家庭を集めた隣組(Street Group)をも結成せしめた。なほ蘇格蘭及び北愛蘭には別個の貯蓄委員會が設置されてゐる。



貯蓄奨励の方法としては種々の文書類による宣傳、貯蓄奨励の爲めの標語『勝利の爲め貯蓄せよ』(“Save Your Way to Victory”)及び『自由を擁護する爲め國債に應募せよ』(“Lend to Defend the Right to Be Free”)のポスター等の外、更に一九四〇年九月以降戦時武器週間(War Weapons Week)を各地に開催して貯蓄増強を圖つてゐる。この戦時武器週間は相當の効果を収めてゐる模様で、例へば、武器週間開始直前迄の四十週間と開始後四十週間との貯蓄成績を比較すれば、大小各階級の週平均公債買入額は二千二百萬磅から三千二百萬磅に増加し、又國民貯蓄證券、三分利附國防債券の買入及び郵便局、信託貯蓄銀行への預貯金よりなる小口貯蓄の週平均額は八百四十磅より一千二百二十萬磅と五割近い増加を示したと傳へられる(註三)。武器週間は其後艦船週間、飛行機週間、將兵感謝週間等の名を以つて續行されてゐることは既述した如くである。(第一篇第二章第四節第二項参照)

貯蓄運動が、所得の大小を問はず、凡ゆる階級に對してなされてゐることは云ふ迄もないが、戦時下の所得増加状況は従來所得の少かつた階級に於いて著しく大となつてゐる。既述の白書により所謂源泉別の所得増加状況を見るに、一九三八年と一九四二年との比較に於いて地代及び家賃が三億八千一百萬磅から三億八千四百萬磅と〇・八%、利潤及び利子が十二億四千一百萬磅から二十一億八千三百萬磅と七五・九%、俸給が十億八千一百萬磅から十四億八百萬磅と三〇・二%を増加してゐるのに對して、賃銀は十七億八千七百萬磅から三十四億九百萬磅と九〇・八%を増加し、國民所得中賃銀の占める比率は一九三八年の三九・八%が一九四二年には四六・二%まで上昇してゐる。その結果、此種小額所得を如何にして貯蓄化せしめるかは貯蓄奨励に於ける重要な一課題を提供してゐる譯である。斯くて一方では大口投資の爲めに三分利附軍事公債(3% War Loan)、二分半利附國民軍事債券(2.5% National War Bonds)及び三分利附貯蓄債券(3% Savings Bonds)を發行する外(三分利附軍事公債、二分半利附國民軍事債券に就いては額面の小さい種類のものも發行して、小口貯蓄による買入が可能となるやうに工夫されてはゐる)、小口投資向として國民貯蓄證券及び三分利附國防債券が發行され、又小口貯蓄の一手段として奨励されてゐる郵便局及び信託貯蓄銀行への預貯金によつて蓄積された資金を動員する目的を以つて三分利附國防公債(3% National Defence Loan)が賣出されてゐる。尙此外購買力吸収の爲めにする特殊な方法としては、無利子公債(Interest Free Loan)及び租稅證券(Tax Reserve Certificates)が發行されてゐるが、是等は上述のものに比較すれば、貯蓄手段としての重要性の稀薄なこと云ふ迄もない。

以上各種の公債及び債券は概ね無制限に賣出されることになつてゐるが、その賣上額に就いて「エコノミスト」誌に依れば(註四)、國民貯蓄證券は一九四一年七月二十五日迄の八十六週間に三億二千七百萬磅(但し六月三十日迄の元本拂戻額三千八百萬磅)、三分利附國防債券は三億一千四百萬磅、二分半利附國民軍事債券は、一九四五―四七年償還のものが一九四一年五月六日に至る四十六週間に四億四千四百萬磅、一九四六―四八年償還のものが一九四一年七月二十二日に至る二十九週間に三億八千五百萬磅、三分利附貯蓄債券は同じく二十九週間に二億五千五百萬磅、無利子公債は一九四一年七月二十二日迄に三千五百萬磅に上つてゐる。又政府當局の發表に依れば、開戦以降一九四三年三月迄の政府借入總額は八十六億六千七百萬磅に達するが、その内譯割合は、小投資家、小貯蓄者により二二%、其他民間により三四%、大藏省證券による借入一〇%、租稅證券による借入五%、豫算外のもの一九%であり、又一九四三年三月末現在の小投資家、小貯蓄者の買入總額は十九億六千八百萬磅に上り、その内譯は國民貯蓄證券七億五千六

百萬磅、三分利附國防債券五億五千五百萬磅、其他六億五千七百萬磅である。尙小口投資に於いて貯蓄銀行預金が如何なる比重を持つてゐるかを見るに、左表の如く、一九四〇年八月より一九四一年二月迄の期間に於いてそれ以前の期間に比して遙かに重要性を増し、それ以前の期間にあつては總額の一四・九%を占めてゐたのに對して、この期間は平均四一・一%に達し、最高は一九四〇年十一月の四一・九%、最低は同年十二月の二二・〇%となつてゐる。

小口貯蓄週平均貯蓄額

| 週數        | 國民貯蓄<br>百萬磅 | 三分利附<br>國防債券<br>百萬磅 | 貯蓄銀行<br>百萬磅 | 合計<br>百萬磅 |
|-----------|-------------|---------------------|-------------|-----------|
| 一九三九年十一月一 | 三六          | 三六五                 | 三七八         | 八七二       |
| 一九四〇年七月   | 四           | 二六七                 | 二八四         | 八〇四       |
| 一九四〇年八月   | 四           | 二九〇                 | 二八三         | 七七四       |
| 九月        | 四           | 三〇六                 | 四一六         | 九九二       |
| 十月        | 五           | 四三七                 | 五〇一         | 一三三八      |
| 十一月       | 四           | 三五四                 | 二一一         | 九五五       |
| 十二月       | 五           | 三〇五                 | 三七六         | 九六一       |
| 一九四一年一月   | 四           | 四一三                 | 四一九         | 一一九三      |
| 二月        | 三           | 三六一                 |             |           |

(註) Economist, March 1, 1941

貯蓄運動の最近迄の經過に就いて見るに、一九四二年十一月貯蓄獎勵運動の第三年度末に際して國民貯蓄委員會の發表するところに依れば、第一年度六億八百萬磅、第二年度二十一億三千萬磅と躍増したにも拘らず、第三年度には二十億四千六百萬磅と前年度に比して一億磅近い減少を示してゐるから、之に依る限り貯蓄獎勵が一應その限界に達

たのではないかと考へられる。尤も既述白書に依れば、一九三八年以降の個人及び個人以外の純貯蓄額は次の如く増加して居り、その租税支拂以前の總所得に對する比率を個人に就いて算出すれば、一九三八年二・九%、一九四〇年一一・二%、一九四一年一一・三%、一九四二年一二・九%となつてゐる。

國民純貯蓄額

| 個人以外の純貯蓄額 | 一九三八年<br>百萬磅 | 一九四〇年<br>百萬磅 | 一九四一年<br>百萬磅 | 一九四二年<br>百萬磅 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 個人以外の純貯蓄額 | 一三〇          | 六二八          | 七〇四          | 八九一          |
| 合計        | 一七〇          | 一七五          | 一八〇          | 一九〇          |
| 合計        | 三〇四          | 八〇三          | 八八四          | 一、〇八一        |

尙ウッド蔵相が下院に提出した報告に依れば、一九三九年六月と一九四三年六月との間に小口貯蓄は、次表の如く、二十四億一千三百萬磅を増加してゐるが、此内、中心を成すものは國民貯蓄證券、國防債券及び郵便局及び信託貯蓄銀行の預貯金である。

小口貯蓄狀況 (各年六月末現在)

|                | 一九四三年<br>百萬磅 | 一九三九年<br>百萬磅 |
|----------------|--------------|--------------|
| 貯蓄證券           | 一、三二四・八      | 五八・六         |
| 三分利附國防債券       | 五九〇・六        | 九八三・四        |
| 郵便貯金及び信託貯蓄銀行預金 | 一、七五二・六      | 一、五〇二・〇      |
| 小計             | 三、六六八・〇      | 一、八八四・三      |
| 其他貯蓄           | 二、一三二・四      | 三、三八六・三      |
| 合計             | 五、八〇〇・四      |              |

尙既に増税に就いて述べた如く、所得税及び超過利得税に於いて戦後拂戻制が採用され、貯蓄奨励運動による自發的貯蓄と並行して、強制貯蓄が實施された。所得税の拂戻は個人控除額の引下による増收分を、一人當り一年六十五磅を限度として、郵便貯金とし、戦争終了後無利子にて拂戻するのである。超過利得税は超過利得税中二〇%を戦後に拂戻すもので、戦後の復興乃至編成替等の資金として事實上再投資すべきことを條件とする。是等の方法による強制貯蓄額が幾何の額に達してゐるかは不明であるが、實施當時の一會計年度にて所得税拂戻額一億二千五百萬磅、超過利得税三千五百萬磅、合計一億六千萬磅に達するものと推算された。

(註一) Times, August 23, 1941

(註二) Economist, July 26, 1941

## 第七篇 運輸

### 第一章 陸 運

#### 第一節 概 説

英國の鐵道は總べて私有であつて、第一次大戰前に於いては、幹線鐵道のみで十四、地方鐵道は百以上を數へてゐた。そこで大戰勃發と同時に、全鐵道を擧げて戦争目的に使用する爲めに、一八七一年の軍事收用令に基いて之を國家管理の下に置き、鐵道管理委員會をしてその管理に當らしめた。

鐵道管理委員會は商務院總裁を議長とし、主要十鐵道會社の總支配人を委員とし、委員中より選舉せられた副議長が實權を握る組織であつた。そして同委員會は戦争繼續中英國鐵道をして一方民間交通機關としての機能を發揮させ、他方營利の觀念を捨て、國家的機關として戦争の遂行に最善の努力をなさしめた功績は大なるものがあつた。

國家管理下の英國の鐵道が戦時中輸送能力の不足に對應して旅客制限の爲めに採つた主なる措置を擧げて見ると、(一)戦前旅客誘致の爲め行はれた一般旅客に對する運賃割引を全廢し、割引は公務旅行者のみに限つたこと(但しこの公務割引も濫用されて非難が多かつた)、(二)一般旅客制限の爲めに一九一七年一月より普通旅客運賃の引上と手荷物重量の制限を行ひ、次いで定期乗車券の發賣制限と運賃引上を行つたこと、(三)旅客列車の削減、食堂車、寢臺

車の廢止、重要ならざる諸驛の閉鎖、支線の運轉休止、急行列車の速度引下等である。

他方貨車の拂底に對應して貨物輸送の能率増進の爲めには、(一)貨車無料留置期間の短縮、(二)各鐵道會社所屬の貨車の共同使用、(三)荷主所有の貨車の借入共同使用、(四)貨物及び小荷物輸送経路の統一、(五)小口貨物託送日の指定、(六)石炭輸送の計畫化による不必要なる遠距離輸送の廢止、(七)小荷物の運賃前拂制、(八)小荷物運賃の引上とその重量制限等の措置を採り、且つ少量貨物の一括託送、貨物積卸の迅速化等につき屢、荷主の協力を要請した。

大戦終了後に至つても鐵道の緊張状態は直ちに解消されなかつたのみならず、五年間に亙る國家管理の下にも鐵道企業は頗る不安定なる状態に陥つてゐたから、俄かに戦前の業態に復歸することは許されなかつた。そこで政府は一九一九年九月運輸省 (Ministry of Transport) を新設し、鐵道管理權を商務院より運輸省に移管すると共に、同省をして鐵道、運河、船舶、道路等一切の運輸機關を統轄せしめることとした。

次いで一九二二年八月鐵道法 (Railways Act, 1922) を以つて鐵道の合同、賠償請求權の處置、鐵道運賃の取締、鐵道從業員の賃銀及び服務條件に關する諸問題を取扱ふべき機構及び鐵道の監督の五項目に關する主要規定を制定した。其内最も重要なものは鐵道の合同に關する規定であつて、戦後なほ百數十の鐵道會社が存在したが、この規定に基いてそのうち百二十二の鐵道會社が左の四大幹線鐵道會社に合同せしめられた。

Southern Railway  
Great Western Railway  
London, Midland and Scottish Railway  
London and North-Eastern Railway

右英國四大鐵道の線路延長は、側線を加へて、一九三八年に於いて三萬七百十八杆、面積百平方杆當り約一・三・六杆、人口一萬當り約七・一杆である。この内、電化區間は一千二百九十八杆で、總延長に對して約四%に當る。その所有鐵道車輛數は次の如し。

|     |         |
|-----|---------|
| 機關車 | 一九、六二七  |
| 客車  | 四〇、六一〇  |
| 貨車  | 六四六、四七九 |
| 動力車 | 一一、〇〇二  |
| 荷物車 | 一八、二二四  |

鐵道從業員數は五十八萬一千人、投下資本額は約十二億磅、純益金は關係事業收益をも併せて二千九百萬磅弱であつた。

四大鐵道の外、倫敦旅客運輸局 (London Passenger Transport Board) があり、一九三三年七月地下鐵、バス會社及び市電を合同したもので、約二百四十杆の鐵道線を所有し、投下資本約一億三千萬磅、一九三七—三八年年度千三百萬磅の純益を擧げてゐる。

電車及び輕鐵は、倫敦旅客運輸局所有の分を除いて、總延長五百五十杆ある。

### 第二節 戰時運輸省の機構

戦時に於ける交通の重要性に就いては多言を要しないが、殊に英國の如き軍需及び民需物資の大なる部分を海外に

仰いで居る國にとつては、海運の統制は特に重要性を持つてゐる。英國は開戦と同時に、緊急國防全權法に基く國防條例に依つて鐵道及び海運を國家管理の下に置いたが、次いで一九四一年五月陸海運の包括的統制機關として戦時運輸省を新設した。

戦時運輸省は實質的に見れば、寧ろ大海運省とも稱すべきものであるが、交通運輸行政の全般を管掌するものであり、また本篇に於いてはまづ陸運から述べ始めるので、本章に一括してその機構を記述することとする。

英國の戦時海上輸送は海運省の管轄に屬し、國內輸送は運輸省の管轄に屬してゐたため、その接觸點たる港灣に於いては兩省の權限争ひが絶えず、物資の陸揚、積込等が屢、遅延し、船舶廻轉率も亦低下したので、一九四一年五月一日に海運大臣兼運輸大臣 (Minister of Shipping and Minister of Transport) を任命し、次いで同月九日附の勅令を以つて海運、運輸兩省を合併して、戦時運輸省 (Ministry of War Transport) を新設した。

(註) 一九四一年五月一日の内閣改造當時の發表に依れば、政府は海運、運輸兩省を合併して、戦時交通省 (Ministry of Wartime Communications) を新設する豫定であつたが、其後名稱を戦時運輸省と改めたのである。

戦時運輸省は大臣の下に二名の政務次官 (Parliamentary Secretary) と、事務次官に該當する一名の總務長官 (Director-General) を置き、總務長官の下に三名の總務副長官 (Deputy Director-General) を置いて、海運關係の十四局、國內運輸關係の五局、計十九局を分割統率せしめてゐる (四〇六頁の戦時運輸省機構一覽圖参照)。尙各局の外に、海運省當時同様各種の委員會及び顧問等を設置してゐる。

因みに、政府は海運、運輸兩省の合併に當つて舊運輸省各局の内、戦時國內運輸行政に關係の薄い各部門は商務院

其他の各省に分散吸収せしめ、戦時運輸省へは戦時國內運輸行政の中樞を成す六局を移し、其内、五局は、前記の如く、國內運輸部門として總務副長官に統轄せしめ、残りの一局、即ち兩省合併の動機となつた海運關係の局は舊海運省の港灣關係の局に吸収せしめて海運第二部門所屬の港灣及運輸連絡統制局を創設した。

戦時運輸省の内部組織は左の如し。

- (イ) 海運第一部門 (Shipping Group I)
- (1) 陸海軍御用船局 (Sea Transport Division)  
陸海軍御用船事務を管掌す。
  - (2) 國際海事條約局 (Marine "A" Division)  
各種の重要海事條約、海上生命安全問題、滿載吃水線問題を司る。
  - (3) 海員局 (Marine "B" Division)  
船員の賃銀、勤務條件、福祉増進問題を司る。
  - (4) 特殊船舶管理局 (Marine "C" Division)  
タンカー船腹其他の問題を司る。
  - (5) 徵用料率局 (Rates of Hire Division)  
各種徵用船舶の徵用料率を司る。
- (ロ) 海運第二部門 (Shipping Group II)

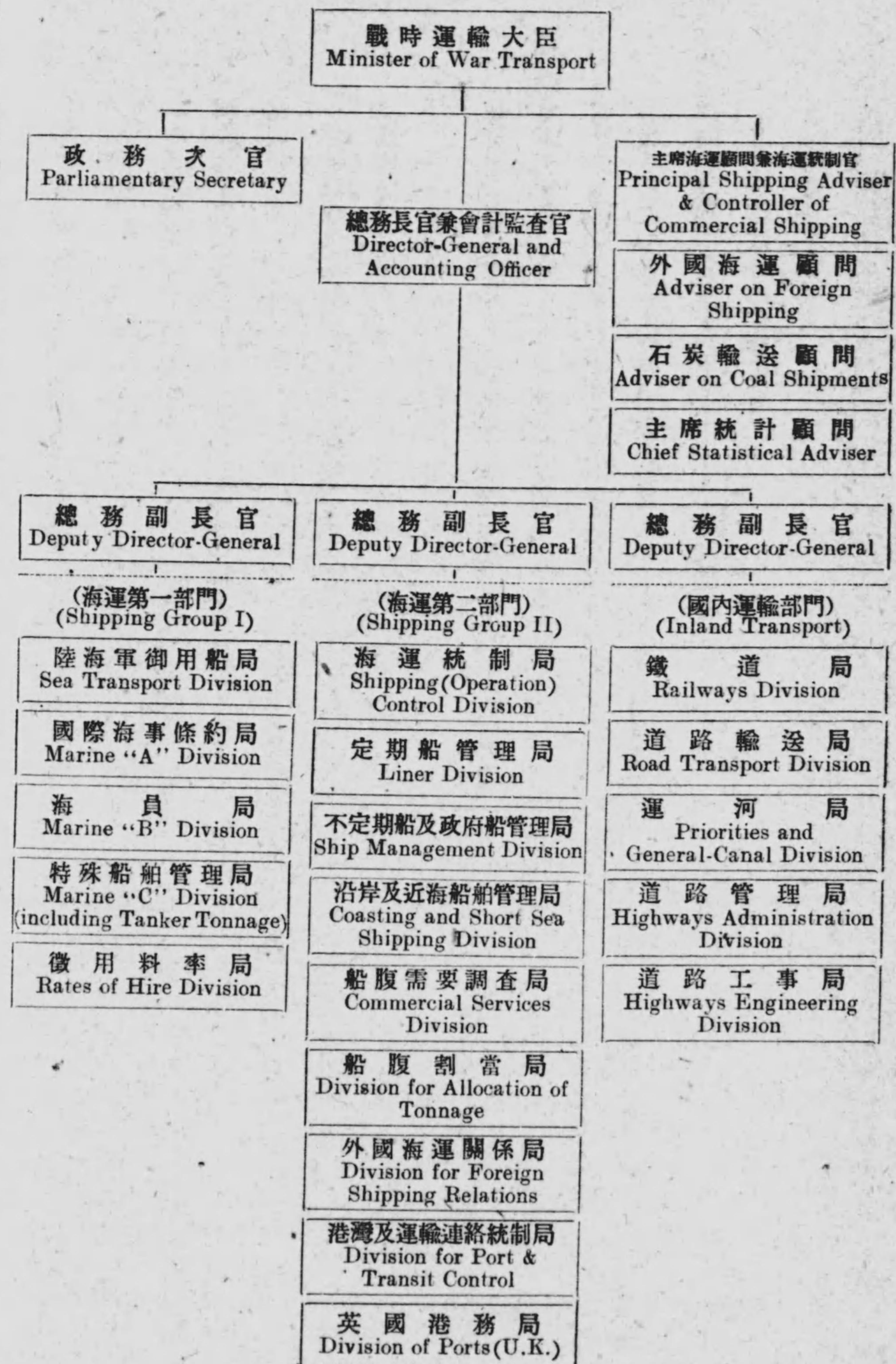
- (1) 海運統制局 (Shipping (Operation) Control Division)  
海運統制に當る。
- (2) 定期船管理局 (Liner Division)  
遠洋定期船の全般的徵用政策に關する一切の事務の管理に當る。
- (3) 不定期船及政府船管理局 (Ship Management Division)  
遠洋不定期船の徵用及びその管理、竝に政府の手により建造した新船、鹵獲船、購入船等の管理に當る。
- (4) 沿岸及近海船舶管理局 (Coasting and Short Sea Shipping Division)  
全般的徵用政策の下に於ける沿岸定期船及び近海定期船の管理に當る。
- (5) 船腹需要調査局 (Commercial Services Division)  
各省の必要とする船腹量を豫め調査の上、船腹計畫を樹立す。
- (6) 船腹割當局 (Division for Allocation of Tonnage)  
船腹需要調査局の樹立した計畫に基いて各省に對し船腹の割當を行ふ。
- (7) 外國海運關係局 (Division for Foreign Shipping Relations)  
米國政府の援英船腹、其他之に類する外國海運關係一切の事務を取扱ふ。
- (8) 港灣及運輸連絡統制局 (Division for Port and Transit Control)  
海運、運輸兩省の權限争ひを根絶するため、兩省の港灣關係の二局を合併して創設したもので、内外港灣に

於ける貨物の積揚及び船舶廻轉を管理する。

- (9) 英國港務局 (Division of Ports (United Kingdom))  
英國港灣施設の管理を司る。
- (ハ) 國內運輸部門 (Inland Transport Division)
  - (1) 鐵道局 (Railways Division)  
鐵道輸送に關する一切の事務を司る。
  - (2) 道路輸送局 (Road Transport Division)  
道路輸送に關する一切の事務を司る。
  - (3) 運河局 (Priorities and General-Canal Division)  
運河輸送に關する一切の事務を司る。
  - (4) 道路管理局 (Highways Administration Division)  
道路行政に關する一切の事務を司る。
  - (5) 道路工事局 (Highways Engineering Division)  
道路の建設及び改修に當る。
- (ニ) 顧問 (Advisers)

- (1) 主席海運顧問兼海運統制官 (Principal Shipping Adviser and Controller of Commercial Shipping)

戰時運輸省機構一覽  
Ministry of War Transport



(2) 外國海運顧問 (Adviser on Foreign Shipping)  
 (3) 石炭輸送顧問 (Adviser on Coal Shipments)  
 (4) 主席統計顧問 (Chief Statistical Adviser)

今次開戰以來行はれた英國鐵道の旅客及び貨物輸送對策は大體前大戰當時行はれたものを一層強化して踏襲したに過ぎないやうであるが、自動車輸送統制の機構は特に整備せられ、又空襲下の輸送對策は特に注目すべきものがある。他方、海運統制も船腹の不足に對應して一段と強化せられ、全般的な船舶徵用制度を實施してゐる。

第三節 鐵道の國家管理

前大戰に於いては英國はその鐵道の國家管理を行ふに當り一八七一年軍事收用令を適用したのであるが、之は既に現在の事情に適せざるもので、多大の不便を伴つた經驗に鑑み、一九三八年頃より歐洲大陸の政治情勢が逼迫し來るや、之に備へて種々必要な法案の作成を急ぎ、一九三九年八月二十四日一九三九年緊急全權(國防)法 (Emergency Powers (Defence) Act, 1939) を制定し之に基いて政府は國防條例第六十九條を以つて、運輸大臣に對して鐵道管理權を附與した。

第一項 鐵道管理令

この國防條例の規定左の如し。

(1) 運輸事業遂行の目的を以つて鐵道が現在所有し又は爾今所有することあるべき財産(通貨、金地金、有價證券又は流通證券を除く)は本命令 (Order) の有効期間中運輸大臣の名に於いて發せらるべき指令 (Directions) に準據して運輸大臣の管理下に置

- きその處分に委せらるべきこと。  
 (2) 運輸事業は本命令の有効期間中發せらるべき指令に依つて運営せらるべきこと。

## 第二項 鐵道管理の實施

右の國防條例に基いて運輸大臣は獨逸軍が波蘭に進駐した九月一日、即ち英國の對獨宣戰布告の二日前に、左の運輸機關を管理下に置く命令を發した。

- (1) サザーン鐵道會社
- (2) グレイト・ウェスターン鐵道會社
- (3) ロンドン・ミッドランド・アンド・スコッチシュ鐵道會社
- (4) ロンドン・アンド・ノース・イースターン鐵道會社
- (5) 倫敦旅客運輸局
- (6) 以上五會社の二又は夫以上の連絡線經營共同委員會

(連絡線と稱する鐵道は各鐵道相互間の連絡を目的として關係鐵道に依り建設せられ且つ是等關係鐵道の共有に屬するもので、その經營は關係鐵道の何れもが直接之を行ふことなく、別に共同委員會なる管理機關を設けて之に一切の經營を委任してゐる。)

- (7) イースト・ケント輕便鐵道會社
- (8) ケント・アンド・イースト・サセックス輕便鐵道會社
- (9) キングス・リン船渠鐵道會社
- (10) コーセイ鐵道會社
- (11) シュロップシャー・アンド・モンゴメリーシャー輕便鐵道會社

## 第三項 前大戰と今次大戰の國家管理の比較

前大戰に際しては宣戰布告が發せられると同時に鐵道が接收せられたのであるが、今回は宣戰布告は九月三日であつたのに、國家管理の開始は九月一日であつた。尙前大戰には一八七一年の軍事收用令が採用され、従つて鐵道の接收管理命令はその有効期間は一週間であつたので、一九一九年の鐵道法制定までは毎週命令が更新發令されたのである。然るに今次大戰に於いては特にそのために制定せられた法律に依つたのである。又管理の範圍も前大戰當時は倫敦近郊鐵道と若干の小鐵道の外には戦後四大會社に合同せしめられた諸鐵道を網羅したに過ぎなかつたが、今次の管理は此外に倫敦の地下鐵を含んだばかりでなく、倫敦市内の市街鐵道、無軌道電車、バス等の倫敦旅客運輸局の經營する諸機關の外に前述の共同委員會によつて經營せらるゝ線及び輕便鐵道、港灣鐵道等も包含せられたのである。

## 第四項 鐵道管理機構

管理せられた諸交通機關は委員六名より成る鐵道運營委員會(Railway Executive Committee)に依つて管理の實務を行ふことを指令された。

實際の運轉及び經營は運營委員會の下に各社に於いて行ふのであるが、その監督及び根本方針の決定は運輸省が之に當つてゐた。ところが運輸省は陸運のみに關して權限を有してゐるので、陸運と海運との連絡が能率的に行はれないことが開戦後間も無く判明して來た。開戦當時海運は商務院の商船局(Mercantile Marine Department)(之は前大戰中の海運省の後身である)の監督下にあつたが、開戦後三ヶ月にして海運省が新設せられ、海運に關する一切の監督權は同省に移管された。然るに港灣に船舶が入港し來る場合、入港の直前までは海運省の管轄であり、入港後は運輸省の管轄となるので、そこには兩省の權限の重複又は衝突等の場合もあり、一貫した管理組織の必要が痛感せられるに至り、



一九四一年五月九日戰時運輸省 (Ministry of War Transport) が設立せられ、海運と運輸の兩省の事務を繼承することになつたことは既述の通りである。

#### 第四節 政府と被管理交通機關との財政協定

##### 第一項 財政協定成立の経緯

一九三七年の終頃に英國政府は鐵道會社に對して戰爭が勃發した場合に前大戰同様の國家管理が行はれることが豫想せられるが、その時に採用される財政協定に關する鐵道會社側の提案を差出すやうにと要請した。之に對して鐵道會社は翌一九三八年五月に運輸大臣に對して一九二一年の鐵道法に依つて認められた標準収入を保證せられるべきことを基礎とした要求を提示した。この標準収入を基礎にしたのは、標準収入は鐵道會社が當然取得すべき妥當なる収入として國家により認められた所であるが、一九二一年鐵道法制定以來何れの會社にあつてもその標準収入を擧げ得たことは無かつた。併し之は標準収入が多額過ぎるのでは無く、自動車の無統制なる競争に起因するもので、戰爭が勃發したならば交通量は激増し、標準収入を擧げることは困難ではないから、鐵道は當然それを取すべきであると鐵道側は考へたからであつた。

右の鐵道側の意見に對して政府は翌一九三九年七月にその最初の提案を會社側に示した。この提案は、結局、會社側の受容れるところとならず、鐵道側は政府に對してその代案を提出した。之に依ると、戰前に於ける一定年度の平均純収入を政府に於いて保證し、更に輸送量の増加に因る(運賃値上に因るものを除く)収入の増加を反映する附加額を

附加保證すべきだと云ふのであつた。政府はこの代案を容れて一九三六年乃至一九三八年の各社の平均純収入を基礎とすることを通告したが、鐵道側は之に對して一九三八年は特に収入の少い年であつたことを指摘して、一九三五、三六及び三七の三ヶ年の平均純収入を基礎とすべきであるとの意見を具陳した。この提案は結局政府の容認する所とならず、財政協定に關して政府と鐵道側に諒解の成立する前に鐵道の國家管理が實施せられたのである。其後政府は第二次提案を爲したが、その要旨は鐵道會社と倫敦旅客運輸局の収入とを共同計算に附する點であつて、會社側は倫敦旅客運輸局はその業績悪く、その収入をプールすることは同局の負擔を鐵道會社側に分擔せしめるものであると強硬に反對した。併し運輸大臣は一九四〇年一月十六日鐵道會社に對して政府の提案を修正する意思を有しない旨を通告したが、保證収入の基準となる年度に就いては鐵道側の要求を容れて、一九三五年乃至一九三七年の平均純収入を基礎と認める用意ある旨を言明した。鐵道側は若し平時なればこの政府の方針に強硬に反對するものであるが、戰時にあつては國家的見地より之を甘受すべきであるとの意見に一致した。斯くの如き經過を以つて保證に關する財政協定が成立したのであつた。

##### 第二項 前大戰と今次大戰の財政協定の比較

政府は一九四〇年二月七日白書を以つて政府對被管理鐵道の財政協定の全文を發表した。この協定は前大戰のものと比較すれば稍、詳細に互つて居り、保證方法も前回のものより複雑な基礎の上に立つて居り、又前回に於いては全然規定を見なかつた事項に就いても規定がある。前大戰に於ける管理は單に開戦の前年度の營業益金を鐵道に對して保證し、之以上の益金は國家の收得する所とすと云ふ簡單なる條件を以つて開始せられ、戰爭の末期に於いて鐵道と政

府との間に種々の問題を生じ、結局、政府は一九二一年の鐵道法を制定し、同法に於いて新たに設立せられる四合同鐵道會社に對して六千萬磅の一時金を交付することを以つて保證問題は解決したのである。

然るに今回の財政協定は四大鐵道會社及び倫敦旅客運輸局に對して夫々過去の實績を考慮し、總額四千萬磅の最低益金を保證し、それ以上の益金があつた場合には三百五十萬磅までを各鐵道に分配し、更に以上四千三百五十萬磅を超過する益金は補償益金總額が五千六百萬磅に達するまで半額を鐵道に、半額を國庫の收入とすることを規定してゐる(協定一乃至四)。

尙右の外、鐵道資産の改良維持に就いては、益金保證額算出上の基準とせる年度の關係支出を参照し、妥當なる數字を決定すべきこと(協定九(イ))、今後の鐵道の運賃料金は戦争の爲め生ずべき營業上の支出其他に於ける變動に對應して改訂せらるゝものとし、之が爲めには從來の運賃監督機構の活動を停止し、新たに一定の機關を設くべきものとしてゐる(協定十)。

第三項 政府及び鐵道間の財政協定内容

政府と被管理鐵道との間の財政協定内容次の如し。

- 一、政府が鐵道の國家管理を實施せる一九三九年九月一日以後に於いては被管理鐵道(四大鐵道會社及び倫敦旅客運輸局)の收入及び支出は總べて集中計算を行ふものとし、各會計期間に於ける益金は下記取極に従つて分配せらるべきものとす。
- 二、集中計算資金中より各被管理鐵道に對して支拂はるべき最低(補償)額は
  - (イ) 四大鐵道會社の場合に於いては一九三五、三六及び三七年(以下基準年度と稱す)に於ける平均益金
  - (ロ) 倫敦旅客運輸局の場合に於いては一九三九年六月三十日を以つて終る年度(以下基準年度と稱す)の益金

に基準年度後に於いて投下したる資本に對する利息を加へ、償還したる資本の利息を控除せる額とす。

右最低(補償)額(約四千萬磅)は政府の保證するものにして、保證益金と稱し、之を大略下記の割合を以つて被管理鐵道間に分配す。

| 被管理鐵道名                  | 割合  |
|-------------------------|-----|
| ロンドン・ミッドランド・アンド・スコッチッシュ | 三四% |
| ロンドン・アンド・ノース・イースターン     | 二二% |
| グレート・ウェスターン             | 一六% |
| サザーン                    | 一六% |
| 倫敦旅客運輸局                 | 一一% |

三、集中計算資金中より前記保證益金を控除して尙餘ありたるときは、三百五十萬磅までを限り、夫々の保證益金額に按分して被管理鐵道に分配す。

四、集中計算に依る益金が前項二及び三に依り被管理鐵道に支拂はるべき金額、即ち四千三百五十萬磅を超過するときは各被管理鐵道の收得益金がその標準益金推定額たる五千六百萬磅に達するまでは前記四千三百五十萬磅を超過する額の半額を國庫の收入とし、他の半額を保證益金額に比例して被管理鐵道間に分配するものとす。但し被管理鐵道の内何れかの收得益金がその標準益金を超過するときは、如何なる場合に於いても、各被管理鐵道の益金總額が標準益金を超えざる範圍内に於いてその超過額は被管理鐵道に對し保證益金に比例して分配せらるべきものとす。

前項に於ける標準益金とは四大鐵道の場合に於いては一九二一年の鐵道法の規定に依り算出せらるゝ標準益金(同法に依り規定せらるゝ建設改良費に對する利息を含む)を謂ひ、倫敦旅客運輸局の場合に於いては倫敦旅客運輸株中じ種株に對し標準配當を爲し得るに足る益金を謂ふ。

五、前項の規定に依り被管理鐵道に標準益金を支拂ひたる殘額は國庫に拂込まるべきものとす。

六、四大鐵道の益金の算出に當りては、北愛爾又は愛爾自由國內に於ける道路運送事業に關する投資及び鐵道の所有並に投資に基く益金は之を除外すべきものとす。倫敦旅客運輸局に關する益金とは鐵道會計法に準據して算出したる同局益金を指稱す。

(註) 一九三九年公衆防護法第四十條の規定に基き、四大鐵道の益金が保證益金を、倫敦旅客運輸局の益金が各六月三十日を以つて終る一九三七、三八及び三九年度の平均益金を超過するときは、防空施設のため政府より交付せられたる補助金の半額は國庫に返還せらるべきものとす。

七、一九三九年十二月三十一日以後に於いては倫敦旅客運輸局の集中計算制度は暫定的に之を停止し、その停止中に於ける同制度に準據する益金保證は本取極に依り設定せられたる集中計算に依る益金に依存するものとす。

八、國庫は一九三九年十二月三十一日迄の管理期間中に付き倫敦旅客運輸局の保證益金が同期間中に於ける同局集中計算制度實施以後の益金を超過する額を補給し、同支出額は本取極に依る集中計算益金の一部たるものとす。

一九三九年十二月三十一日を以つて終る六ヶ月間に於ける倫敦旅客運輸局益金を前年同期に於ける益金推定額二百四十三萬磅と同額なるものとし、之に足らざる額は國庫より補助し、之を超過する額は國庫に拂込むべきものとす。

九、左記事項に關しては別に規定すべきものとす。但し左記事項以外の事項の規定を妨げず。

(イ) 基準年度に於ける支出額を基準とし且つ右以後に於ける状態の變化を考慮し被管理鐵道の財産の維持(更新を含む)のために要する支出額の標準を決定すること。

(ロ) 戦争に因る鐵道の損害は一ヶ年間一千萬磅(二年を超ざる期間に對しては按分す)を限度として營業費中に繰入ること。

(ハ) 運輸大臣が社有貨車を徵發したる場合に於ける該社有貨車に關する營業收入及び支出は被管理鐵道の營業收入及び支出中に含ましむること。

十、旅客及び貨物運賃並に諸料金は戦争のため生じたる營業上の支出及び其他に關する變動に對應して調節せらるべきものとして之が實行のため一定の機關を設くるものとす。

十一、一九四〇年末以後に於いて運輸大臣若しくは被管理鐵道(被管理機關の合意を要す)は重大理由に基く本協定の修正を要求することを得。兩者間に意見の一致を見たる場合は右に従ひ本協定を修正するものとす。

十二、本協定は他の被管理鐵道をして同一條件を以つて本協定に参加せしむることを得る諒解の下に、政府、四大鐵道會社及び倫敦旅客運輸局間に承認せられたるものとす。

## 第五節 輸送對策

### 第一項 旅客輸送制限

大戦勃發後早くも九月七日に運營委員會は左の如き旅客輸送に關する制限を實施した。

(イ) 九月十一日より旅客列車運轉回数の減少

(ロ) 食堂車の運轉中止

(ハ) 大部分の寢臺車の運轉休止

(ニ) 當分の間旅客列車に關する事項は之を驛内に公告し、且つ之に關する問合せは直接驛内案内所に於いてなごしめ、電話による問合せは拒絶すること

(ホ) 座席及びコンパートメントの豫約中止

運轉休止となつた列車中には英國で著名な急行列車がある。即ちロンドン・アンド・ノース・イースタン鐵道のコローネーション・スコット號、シルヴァー・ジュビリー號、ウェスト・ライディング號及びイースト・アンド・グリアン號等である。此外各鐵道の遊覽列車と名のつくものは總べて運轉休止となつた。

近郊列車の運轉回数も著しく減少された。一例を挙げれば、サザン鐵道の近郊列車回数は五〇%乃至七〇%減少された。直通列車にあつては運轉回数を減少せるのみでなく、途中停車驛を増加せるため、運轉時間も延長された。寢臺車の運轉を繼續したものはロンドン・アンド・ノース・イースタン鐵道の倫敦—エジンバラ間のみであつた。

また倫敦地區に於ける區間列車は單一等級制度に改められた。之は上級の廢止によつて輸送能力を増すことを目的

とするよりも寧ろ混雑のために下級乗車券で上級に乗ることが出来なくなつたからである。旅客列車の速度が引下げられた。急行列車でも最大時速六十哩に制限され、その代り普通四百五十噸を牽引してゐた旅客列車が六百乃至七百噸を牽引するやうになつた。

或る海岸地方は防衛地帯として指定せられ、この地方への一般旅客の旅行は禁止された。

### 第二項 旅客運賃の値上

一九四〇年五月一日に運賃が全般的に約一〇%値上された。其後同年十二月一日より工員乗車券、定期乗車券及び倫敦旅客運輸局線(汽車運賃を除く)以外の總べての鐵道運賃が約六%値上された。之に依つて開戦直前に比較して鐵道運賃は一六・七%弱の一般的値上になつた譯である。

この値上は營業費の昂騰に追隨したもので、第一回の値上では二千九百五十萬磅の増收となる見込であつたが、十二月一日の値上を入れると一九四一年九月末日迄に四千四百五十萬磅の増收となる筈である。

第二回目の運賃値上には相當の反對があり、新聞なども反對の社説を掲げてゐたが、通勤者並に労働者階級には影響が全然ないやうになつてゐたので、値上が發表されてからは格別の反對はなかつた。

### 第三項 貨物輸送対策

#### (一) 私有貨車の徵用

今次大戦中鐵道貨車の需要増に對處するために、運輸大臣は左記に示す貨車以外の總べての私有貨車を徵發し、且つ徵發せる貨車を使用處理する權限を鐵道運營委員會に附與した。

徵發より除外された貨車は左の如きものであつた。

- (イ) タンク車
- (ロ) セメント、銅、石炭(有蓋車のみ)、屎尿、下水汚物、硝子、食鹽及びタール塗材料の如き特定貨物輸送用貨車
- (ハ) 幹線上を輸送するに適せざる貨車
- (ニ) 炭礦及び工場内に於いて使用するために建造せる貨車
- (ホ) 特殊貨車
- (ヘ) 自己の經營する事業遂行目的のために専用する鐵道上に於いて使用せらるゝ貨車
- (ト) 一鐵道の特定區間上の作業に使用する貨車

機關車も一九四〇年以後には著しく不足して來て、之から來る障礙は相當激しいやうである。新造は開戦以來減少した模様で、その上に英國は海外に機關車の相當數を積出し、従つて機關車不足に悩んでゐる。その對策としては迅速な修繕を行ふために工場從業者が増員されてゐる。また從來貨車は各鐵道相互間に直通したに對して、機關車は他線には出さなかつたが、現在では客車、貨車同様に機關車も交換使用されることゝなつた。この車輛の交流を指令するために中央車輛調整所(Inter-Railway Control)が設立せられ、重要な役割を演じてゐる。一噸以下の小口貨物及び小荷物等は發送日が定められ、その日でなければ受託しないことになつてゐる。之は大都市向の荷物には適用せられてゐないが、地方向のものは時々發表せられる指定日以外には受附けない。指定日と同時に何驛で受託するかも發表せられ、その驛以外では託送出來ない。少くとも二週間に一回は指定日が來るやうに手配されてゐる。

農産物の輸送は軍需省輸送管理長官(Controller-General of Transportation, Ministry of Supply)の管掌下にあり、戦時運輸省、鐵道運營委員會等と連絡がとられて、肥料、農業機械、種子、驅蟲劑、殺菌劑、牆壁用材、金鋼及び一

般農産物の輸送は總べてこの管理長官の指令に基き行はれるやうになつてゐる。

第四項 鐵道各社間の協力

上述の如く、戦時中鐵道は運輸省管理の下に鐵道運營委員會を通じて從來通り各社個々に運營されるので、各社協力の必要は一層認識されるに至つた。既に多年に亘つて鐵道關係の多數の事項、就中、安全、勞銀、各種輸送賃金料率等は全國的基礎の上に共同に審議決定されてゐたのであつたが、斯かる共同行動の範圍は今大戦に際しては殆ど總べての分野に亘つて擴大強化されることゝなつた。戦前に於いては各社の運營部代表は定期に會同してゐたが、一九三九年九月一日以降は殆ど繼續的に會合を開き、全鐵道を一單位として諸案件の敏速な解決に當つてゐる。例へば、防空施設の如きは全鐵道一體として處理されてゐる。

特に客車、貨車及び機關車の他社線への交換使用は前大戦の場合に於けるよりも一層自由に行はれることゝなり、既述の如く、之がため『中央車輛調整所』なる機關が新設されて好成绩を擧げ、貨物の特に輻輳せる場合に鐵道間に機關車の交互貸借を爲し、機關車を徵發されなかつた會社からの斯かる助力があつたが爲めにその海外積出が出来たのであつた。

斯かる各社間の車輛交流を便にするために新たに建設改良の工事が施され、その費用は六百萬磅に上つた。即ち副線及び待避線の新設、轉轍場の擴張、鐵橋の架設及び補強、信號及び電話の増設等が行はれ、輸送力の増強に役立つばかりでなく、空襲被害修理に際して多大の效用を發揮することが出来た。

また各社の購買部も軌條、枕木、木材、其他の諸材料購入に付き一單位として行動し、夫等のストックを最もよく

利用してゐる。米國貸與法に依つて供給される資材に就いても各社の合意に依つてよく配分されてゐる。各社鐵道工場も機關車及び各種車輛の建造に協力し、ポスター及び告示に就いても各社調度部は用紙のプールを行つてゐる。

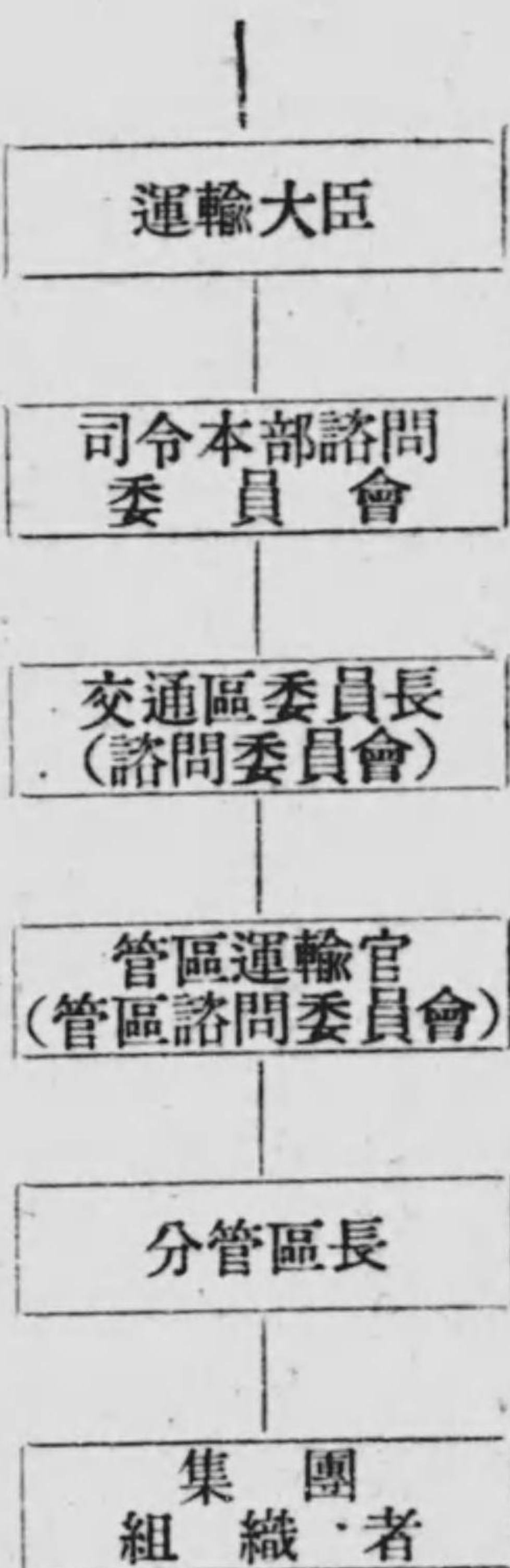
なほ鐵道従業員に關しては、男子の應召徵用に對處する婦人の使用も他産業と同じく廣く行はれ、一九四一年末迄に四萬人餘の採用があり、其後も増加しつゝある模様である。

第五項 道路輸送統制機構

英國に於いては大戦の勃發前一九三九年一月一日早くも戦時に於ける道路貨物輸送機關を全國的に組織化する計畫を樹立したが、同年九月三日對獨宣戰布告と同時に右計畫は戦時統制機構として實施に移された。

その統制機構の概要左の如し。

運輸業者統制機構略圖



即ち戦時下に於ける道路輸送の一般責任は運輸大臣が之を負ふものとし、運輸大臣は道路輸送業者代表者並に鐵道従業者側の代表者より構成さるゝ司令本部諮問委員會(Headquarters Advisory Committee)をして輔佐せしむるのであ

る。運輸大臣の發する命令は交通區委員長―管區運輸官―分管區長を通じて各運輸集團組織者たる道路運送業者に傳達される。

更に本統制機構中の各機關に關して略述すれば、

(イ) 交通區委員長

交通區委員長は各交通區内に於いて運輸大臣を代表す。委員長には輸送委員 (Traffic Commissioner) 又は免許當局の委員長が之に當り、委員長は戰時には地方輸送委員 (Regional Transport Commissioner) に任命され、運輸大臣の下に各交通區の直接責任者として行動する。委員長はまた運送業者の代表者並に從業者側の代表者を以つて組織される諮問委員會をして輔佐せしむ。

(註) 交通區とは自動車輸送に關する基本法たる一九三〇年の道路運輸法 (Road Traffic Act, 1930) によつて分割せる道路行政區劃を云ふ。英本國は同法により最初十三の交通區 (英蘭十一、蘇格蘭二) に分割されてゐたが、其後一九三三年道路鐵道運輸法によつて英蘭に於ける交通區を十に變更し、現在は十二の交通區がある。

(ロ) 管區運輸官

前記の各交通區は更に管區 (District) に分割し、各管區には政府の官吏たる運輸官 (Transport Officer) が派遣され、管區運輸官は交通區委員長の下に責任を負ふものとし、道路運送業者の代表者及び從業員側の代表者を以つて組織する管區諮問委員會 (District Advisory Committee) をして輔佐せしむ。

(ハ) 分管區長

前記各管區は更に之を分管區 (Sub-district) に分ち、各分管區には分管區長 (Sub-district Manager) を置き、分管區長は貨物自動車運送業者に關係ある者とし、平時に於ける一定期間に認可された運輸集團に加入せる貨物自動車運送業者より指名され、且つ交通區委員長の承認せるものとす。分管區長は平時に於いては何等特別の義務を負はないが、戰時に於いては各分管區内に於ける燃料の配給比率及び運輸集團の一般的行動に關して重要な役割を勤む。

(ニ) 運輸集團組織者

運輸集團組織者は各分管區内にある貨物自動車運送業者で、運輸集團加入者は平時に於いては何等の影響も受けない。

運輸集團は管區運輸官及び分管區長等が一々各運送人と接觸することを得ないので、戰時に於いて之を一集團として處理するため、且つ各個の車輛を基礎として處理することを得ざる燃料配給率の決定を容易ならしむるため組織される。

運輸集團に加入することは平時に於いては加入者の營業に對して何等の影響を及ぼさない。併し戰時になつてから燃料の割當配給を受けることが出来るので、若し加入せざる場合には燃料入手に際し何等の公的保證も受け得ない。集團を組織するに當つては可及的に平時に於いて同種の輸送に使用される自動車を以つて組織すべきであるが、已むを得ざる場合は『A』及び『B』免許證により運營される車輛の集團と是等車輛の貨物輸送と同種類の貨物輸送に使用する『C』免許證の自動車を包含するも差支ない。特に食料品原料の輸送に適用される自動車とは別個に集團を組織せねばならぬ。但しガソリン及び油を輸送するタンク車、特殊貨物を輸送する特殊車輛にして特別の規定に基き運營されるものには集團の組織は適用されない。

一九三九年九月一日附を以つて運輸省次官は、一九三三年道路鐵道運輸法に基く『A』『B』及び『C』免許證を有する貨物車輛を以つて道路運送を營む者にして未だその車輛を緊急登録簿に登録せず、又は運輸集團に加入せざる者は自己の利益のために速かに之を爲すべき旨を勸告した。同次官は右の未登録及び未加入者は現在にあつても地方委員會又は管區委員會事務所に對して登録又は加入の申請を爲し得るもので、運輸集團に加入せざる車輛の所有者 (集團より特に除外されたる車輛を除く) はガソリン配給の保證を得ることは出来ない」と述べてゐる。

(註) 一九三三年道路鐵道運輸法第一條は有償で又は自己の行ふ營業又は業務のため、若くは之に關聯して貨物輸送のために道

路上に於いて貨物車輛を使用する者は本法に基いて發行される運送人免許證を取得するの必要ある旨を規定してゐる。この免許證には『A』『B』及び『C』の三種がある。

(イ) 『A』免許證(公共運送人免許證)

この免許證は所持人の登録せる免許車輛を左に掲ぐる目的に使用することを許可するもので、その有効期間は二年である。

(a) 有償貨物運送

(b) 貨物運送業としての業務の爲に又は之に關聯して行ふ貨物運送

(c) 船渠、運河又は港灣事業の爲に又は之に關聯して行ふ貨物運送

(ロ) 『B』免許證(特殊運送人免許證)

この免許證は『A』及び『C』免許證の效力の一部を兼有する所謂『混合』免許證とも稱すべきもので、所持する者に對し左に掲ぐる目的の孰れかのために隨時免許車輛を使用することを許可し、その有効期間は一ヶ年である。

(a) 所持人の行ふ營業又は業務の爲に又は之に關聯して行ふ貨物運送

(b) 有償貨物運送

(ハ) 『C』免許證(自家運送人免許證)

この免許證はその所持者に對して左に掲ぐる目的の爲に免許車輛を使用することを許可するもので、有効期間は三年である。

(a) 所持人の行ふ營業又は業務の爲に又は之に關聯して行ふ貨物運送

(b) 所持人が締結したる貸切契約に基き契約の相手方の爲に行ふ貨物運送

第六項 ガソリンの配給

英國は一九三九年九月十六日よりガソリンの比率配給制を實施し、且つ政府は車輛所有者に對して自動車は必要缺くべからざる目的に對してのみ使用してガソリンを節約すべきことを要望した。ガソリンの比率配給に關して、鑛山

局長は左の如く述べてゐる。即ち現在英國には相當量のガソリンが貯藏してあるけれども、是等のガソリンに對しては國家的利益の點より見て最上の使用方法を講ぜねばならない。現在車庫及びガソリン販賣所にある貯藏ガソリンを現行價格を以つて販賣し終つた後は、一般公衆に對しては單に一種類のガソリンのみを供給する筈である。このガソリンは『共有ガソリン』と呼び、英蘭及びウェイルズ地方に於いては一ガロン一志六片で販賣され、今後車庫又はガソリン販賣所に對して個別にガソリンを配給されることはない云々。  
自家用自動車の所有者は自動車の馬力數に應じて一ヶ月を單位として一定量のガソリン配給の保證を受けることになつた。

その配給率左の如し。

| 馬力數    | 配給率  |
|--------|------|
| 七 以下   | 四ガロン |
| 八 一 九  | 五    |
| 一〇 一 二 | 六    |
| 一三 一 五 | 七    |
| 一六 一 九 | 八    |
| 二〇 以上  | 一〇   |
| 自動自動車  | 二    |

以上の輸送對策は道路貨物輸送の統制に關するものであるが、道路旅客輸送に關しても一九四〇年八月運輸大臣はその統制計畫の概要を發表したが、その詳細は知るを得ない。

## 第六節 空襲と交通

## 第一項 空襲に對する準備工作

一九三九年の初頭から英國鐵道は空襲に對する準備に着手した。このために鐵道は四百萬磅を支出したと云はれる。

準備工作の一つは危險都市からの市民の疎開に關するものであつたが、この疎開者数は四百萬人と推定され、是等の者は千二百箇所へ割當てられて、幼兒及び老人を先に漸次輸送されるために列車の運行表が作られた。また疎開受入地の人口増加に對する食料、石炭等の補給に關する輸送計畫も樹てられた。鐵道會社の本社も倫敦にあるものは郊外に移される用意が整へられ、倫敦での執務が不可能になつた場合には何時でも郊外の避難所で主要事務が續行せられ得るやうに計畫された。

同じく一九三九年一月に政府は避難小屋を作つて之を危險都市の市民に配付し、庭内に据付けさせることにした。鐵道に與へられた任務はこの小屋の製作を引受けた七十八の工場から出來上つた小屋の部分品を集め、之を組立てる場所へ運び、斯くして出來上つた小屋を指定配付地に輸送することであつた。この組立は主として鐵道工場に割當てられ、二月末までには既に一萬五千餘の避難小屋が鐵道に依つて輸送配給せられてゐた。更に三月末には四萬二千餘が配給済になつたと報告された。

英國には二百八十五の重要な港灣があるが、この内少くとも四十五は相當大規模な空襲の目標となるものと想定さ

れ、夫々の準備がなされた。港灣従業者の避難所も建築され、また港灣運営には電流が不可欠なので、發電所其他の電力補給設備が破壊された場合に速かに之を復舊し得るやうに補充材料が要所々に用意された。鐵道會社は七十六港に於いて重要な港灣施設を有してゐるので、勿論この準備に参加したが、その外に空襲直後に港灣より又は港灣へ必要品を輸送するために特別列車時刻表も用意された。

港灣のみでなく、一般の都市からも空襲直後に避難民の殺到が豫想され、之に對する準備がなされた。倫敦の場合には大終端驛を避難列車の始發驛としないで、郊外の驛を之に當てることとした。

鐵道が直接爆撃される場合に備へて、従業者を傷害から保護するために避難所が設けられ、聯動裝置等の操作を爲す者の居る場所は特に危險を最小限度に止める爲めに必要な工作物が建造された。適當な箇所には線路を建設する材料、木材が置かれ、又或る箇所では機關車や電氣設備用品等が用意された。救援列車が裝備されて、處々に待機する様になつたが、この内には移動起重機を備へた重い物を除去する設備を持つた列車もある。空襲後に使用するために處々に機關車が待機させられるやうになつたが、是等は主として古いものを改造したものである。なほ普通の車輛が病院列車に改造され、多數の負傷者の輸送に備へて必要な手配がなされた。空襲の處ある重要驛の従業者には防護服及び空襲に必要な備品が配給された。

鐵道電話網も通信當局との連絡の下に一般電話網と連絡され、その結果として一般電話が鐵道運轉のために利用出來るやうになり、且つ空襲警報も迅速に一般電話から鐵道に、また逆の方向にも通報し得るやうになつた。

従業員の訓練のため講演室と實演室を持つた二輛編成列車が裝備され、それには一列車毎に二名の講師が乗車し



て、列車内に起居し、列車と共に各地を廻つて訓練を施した。訓練課程は三日間で、終りに試験が行はれる。訓練は防火作業、破壊物撤去、防毒、建設は勿論のこと、空襲等に於ける一般公衆のパニックを防ぐための指導訓練も行はれた。列車乗務員には特別の訓練が施され、又一般の旅客列車内には乗客に對してポスターを掲げて空襲時の行動を指示した。

#### 第二項 空襲警報發令中に於ける交通機關

##### (イ) 鐵道以外の交通機關

空襲警報が發令されると鐵道以外の交通機關は運輸を中止する。バス及び無軌道電車は路傍に待避し、電車はその場に停車し、乗客は最寄の避難所に走り、警報解除まで其處に止まらねばならない。特にバス其他自動車は道路の端又は車庫、駐車場若くは大道より離れた廣場に停車することを要する。狹隘且つ交通頻繁なる道路では側路へ行つて停車しなければならぬ。夜間は前燈を消すが、側燈及び尾燈はそのまゝとす。並列して停車してゐる場合は最前と最後の車輛のみが點燈する。是等の車輛は空襲警報が解除されてから始めて運輸を繼續するのである。

##### (ロ) 地下鐵道の機能

空襲警報が發令されても鐵道の運轉は地上地下共に繼續される。従つて倫敦市内では地下鐵道が空襲時の唯一の交通機關となるのである。

列車は空襲警報が發令されると次の驛に停車し、旅客中希望の者は下車して最寄の公共待避所を探し得る。列車は是等旅客が下車すれば再び運轉を繼續する。車内に残つた旅客は窓及び換氣孔を閉鎖し、錠戸のあるときはそれを下ろさなければならぬ。列車が空襲警報下にある地域を運轉する際には客車の外部は糜爛性瓦斯によつて汚染せられる虞があるので、旅客は乗降の際車輛の外部に觸れないやうに注意し、尚コンパートメント車を以つて編成されてゐる列車の場合には列車の扉は扉内部の把手によつて閉閉せねばならぬ。

#### 第三項 空襲下各運輸機關の共通利用

空襲のため鐵道が被害を蒙り一部區間が不通になつたときには旅客をして別途の交通機關を利用し得られるやうに、共同計算の加入者(四大鐵道會社及び倫敦旅客運輸局)の間に緊急處置が採られることになつた。即ち運輸大臣は四大鐵道會社及び倫敦旅客運輸局に對して定期乗車券又は普通乗車券を別途路線に於いて使用するに際し互に最大の融通性を認めるやうにとの訓令を發した。

斯かる便宜手段が採用された結果、旅客は多大の便宜が與へられることになつた。空襲によつて一部路線が不通になると同時に旅客をして旅行目的を達せしむるために別途の交通路線が案出される。此點に就いては各種交通機關の間に緊密な協力が講ぜられて居り、不必要な形式主義によつて通勤旅行が邪魔されることのないやうにしてゐる。

道路上にあつては路面電車と無軌道電車とはその融通性の無いことが原因して、自動車よりも被害が多い。従つて時には『電車』と貼札した乗合自動車が一時杜絶した軌道運輸の全部又は一部を代行することもある。又乗合自動車及び馬車が不通となつた鐵道區間を一時的に連絡することもある。

#### 第四項 避難民の地下鐵利用

開戦當初には倫敦旅客運輸局は空襲待避所として地下鐵を利用することは許可しない方針であつたが、空襲が激化

するに従つて、この禁止も何時の間にか破られ、完全な防空設備を有しない一般民衆は空襲が始まると我先にと近距離乗車券を購入して地下鉄内に殺到し、また夜間空襲のサイレンの鳴る直前にも同様近距離乗車券を購入して地下鉄内に雲集し、一晩中そこに頑張つてゐるやうになつた。是等の避難民を空襲下の路面に、特に爆撃が盛んに行はれてゐる路上に追出すことは、假令警察の協力があつても、到底實行することは困難であり、又爲すべからざることもある。そこで倫敦旅客運輸局では戦争當初に公にした安全及び運輸上の理由に基く禁止を公的には變更しなかつたが、當面の状態に應ずべき凡ゆる手段を講じ、避難者及び旅客の双方の希望を容れるやうな妥協的方法を採ることとなつたのである。

斯くして驛員は避難者が構内に居る間は終列車の通過後も勤務することとなり、必要な電燈はとぼされる様になつた。當初は乗車券を持つた者だけが入場を許されてゐたので、避難民は形式的には旅客であつたが、一九四〇年九月頃より空襲が激化するに及び、避難民の數も多くなつて來たので無制限に入場を許可することが出来なくなり、乗車券に代るに避難入場券を無料で發行するやうになつた。

避難者入場券はその表面には、入場券の番號、地下鐵驛名、使用者の氏名、年齢、住所、職業並に發行日と有効期間が記入され、所持人は之に署名し、讓渡することは出来ない。裏面には避難者の遵奉すべき規則が印刷されてゐる。

## 第二章 海 運

### 第一節 商 船 隊

#### 第一項 概 説

今次大戦勃發前迄は英國は世界順位に於いて第一位を占むる海運國として七洋に雄飛してゐたのである。併し前大戦を轉機として英國海運勢力に大きな變化を來したことは見逃せない。即ち英國は前大戦に七百七十萬噸を撃沈されて之が恢復すら十分でなかつたのであるが、爾餘の諸國は寧ろ目覺しい進展を示し、之が爲め英國（植民地屬領を含む）の世界的地位も戦前の四五%保有より三八%へと著しく低下するに至り、保有船腹の増勢は停頓し、時には減退傾向すら見せたのである。以下その保有船腹の消長を世界との比較に於いて眺めて見よう。

前大戦勃發直前の一九一四年六月末現在と大戦後の一九二〇年六月末現在とをロイド統計に依つて比較すれば世界船腹は左の如き變化を示した。

|       |        |    |
|-------|--------|----|
| 一九一四年 | 二四、四四四 | 千噸 |
| 一九二〇年 | 二六、五一三 | 千噸 |
| (増)   | 一、〇六九  | 千噸 |
|       | 四三、九〇四 | 千噸 |
|       | 八、五〇一  | 千噸 |

即ち世界船腹は戦前に比して八百五十萬噸の増加となつてゐる。然るに英國は獨逸から三百萬噸の船舶を現物賠償として取得してゐるのを考慮しても尙次表の如く七十八萬噸以上の減少を見せてゐるのであつて、戦争が英本國海運

に與へた打撃は極めて大であつたことを知り得るのである。

|        |        |       |
|--------|--------|-------|
| 一九一四年  | 一九二〇年  | 對世界比率 |
| 一八、八九二 | 一八、一一〇 | 四二%   |
| (減)    | 七八二    | 三三    |
| (少)    |        |       |

戦前五百十三萬噸餘の船腹を擁し、而かも極めて急速な増加傾向を示して常に英國の地盤を蠶食しつゝあつた獨逸海運は敗戦の結果として四十萬噸臺に低下してしまつたが、代つて米國海運が新たな競争國として登場して來た。同國は前大戦直前には海上船二百萬噸を保有して對世界比率も僅かに四・五%に過ぎなかつたが、同國參戦後の急造船が皆就航するに至つた一九二二年には實に千三百五十萬噸餘を保有して世界船腹の二二%を占め、驚異的進出を示した。處が米國海運の異例的膨脹も其後は停止せるのみならず、歴大なる商船は徒らに繋船されて殆ど海運經營國の資格なき實態を暴露するに至つた。従つて直接には英國海運に脅威を與へなかつたが、大量の繋船群の存在は常に世界海運市場に潜在的壓力を加へてゐたのである。其他日、諸、獨、伊、蘭、佛等も競つて自國海運力を擴張し、次第に英國海運の相對的地位を低下せしめて行つた。前大戦より今次大戦に至る二十五箇年間に於ける世界船腹の變遷はこの實相を明かに物語つてゐる。

|        |        |        |        |            |        |
|--------|--------|--------|--------|------------|--------|
| 一九一四年  | 一九二九年  | 一九三九年  | 世界總計   | 英本國以外の世界合計 | 英本國    |
| 一八、八九二 | 二〇、〇四六 | 一七、八九一 | 四五、四〇三 | 二六、五二一     | 一八、八九二 |
| 一九三九年  | 六八、五〇九 | 五〇、六一八 | 六八、五〇九 | 五〇、六一八     | 一七、八九一 |
| (増)    | 四九、六一七 | 三二、七二七 | 廿二、一〇六 | 廿二、四〇七     | 廿一、〇〇一 |
| (減)    |        |        |        |            |        |

即ち英國を除く世界船腹は戦前に比して實に二千四百萬噸といふ顯著な増加を見せてゐるのであるが、英國は逆に百萬噸を減じ、世界比率も四二%より二六%へと低下した。即ち第一次大戦から第二次大戦へかけての四半世紀に互る時の経過は英國海運の衰退、新興海運諸國の擡頭といふ事實を齎したのである。今世紀初頭以來今次大戦迄の重要年次をとつて英國海運の世界的地位を見れば左表の如し。

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 英本國   | 一九一四年  | 一九二九年  | 一九三九年  |
| 同屬領   | 一八、八九二 | 二〇、〇四六 | 一七、八九一 |
| 米國    | 一、六三一  | 二、七九五  | 三、一一〇  |
| 日本    | 二、〇二六  | 一一、〇三六 | 一一、三六一 |
| 日威本   | 一、七〇八  | 四、一八六  | 五、六二九  |
| 諾威    | 一、九五七  | 三、二一七  | 四、八三三  |
| 獨逸    | 五、一三四  | 四、〇五七  | 四、四八二  |
| 伊太利   | 一、四三〇  | 四、一八九  | 四、四八二  |
| 和蘭    | 一、四七二  | 三、二一五  | 三、四二四  |
| 佛蘭西   | 一、九二二  | 二、九三三  | 二、九六九  |
| 世界總計  | 四五、四〇三 | 五三、九〇四 | 六六、〇五八 |
| (其他共) |        | 六六、四〇七 |        |

(註) 各年六月末現在、百總噸以上の汽機船、米國は太湖船を除く

以上の如く世界船腹に對する英國船腹の比率は前大戦前と今次大戦前との間に大幅の低下を見たのであるが、尙米國の一倍半、日本の三倍、獨逸の四倍の船腹を擁し、自國の輸出入する大量の貨物を輸送するのみならず、世界海運

市場に活躍して、特例の年を除いては、年々一億磅内外の運賃収入を挙げ、英國貿易外受取勘定に於いてその約三分の一近くの寄與を爲してゐるのである。英國運賃収入とその貿易外収入に對する比率次の如し。

海運収入の貿易外収入上に占むる地位

| 年     | 海運運賃収入額<br>百萬磅 | 貿易外収入總額<br>百萬磅 | 比 率  |
|-------|----------------|----------------|------|
| 一九一三年 | 九四             | 三二七            | 二八・七 |
| 一九二〇年 | 三四〇            | 五八八            | 五七・八 |
| 一九二六年 | 一一〇            | 四四九            | 二六・七 |
| 一九二九年 | 一三〇            | 四八四            | 二六・九 |
| 一九三三年 | 六五             | 二三六            | 二七・五 |
| 一九三五年 | 七五             | 二九三            | 二五・六 |
| 一九三七年 | 一三〇            | 三九一            | 三三・二 |
| 一九三八年 | 一〇〇            | 三二一            | 三一・一 |

(註) Royal Institute of International Affairs, Problems of International Payments

海運が平時に於いて英國にとつて重要なことは上述の如くであるが、戦時に於いては地理的、産業的條件より見て軍隊並に軍需物資の輸送上その重要性は更に著しく、戦争遂行上の一大要因たることは云ふ迄もない。即ち英國は開戦後に於いては歐洲諸國の船舶をその傘下に收めて保有船腹を増強し、獨逸の潜水艦戰に對處する爲め自國の造船能力を強化する傍ら米國より七十五萬噸の船舶を買収し、また貨物船六十隻の建造を發註する等種々の船腹擴充策を講じ、更に獨逸空襲の被害を避ける爲め一九四一年末五千人に上る造船熟練工を加奈陀に派遣し、彼地の造船能力を

急速に擴大せしめつゝある。尙戦時運輸省を新設して陸運と併せて運輸行政を一元化し以つて海上輸送の補強に懸命の努力を爲しつゝあるのである。

第二項 開戦直前の商船隊の分析

一九三九年六月末現在に於ける英本國及び屬領の百總噸以上の汽機船保有船腹はロイド統計に依れば、八千九百七十七隻、二千一百萬一千九百二十五總噸にして、世界船舶總噸數の約三一・七%を占め、世界第一位であつた。

右の内、經濟的能率の高い内燃機船は一千五百九十九隻、五百五萬六千三十一總噸にして、自國保有總噸數の約二四・一%、即ち殆ど四分の一を占めてゐる。また油槽船は千總噸以上のものが四百九十八隻、三百二十六萬四千二百四十一總噸である。

百總噸以上の英國保有船の船籍別、船型別、船齡別及び速力の各別構成を示せば夫々次の如し。

保有船の船籍別構成

| 船 籍     | 隻 數   | 總 噸 數      | 百 分 比 |
|---------|-------|------------|-------|
| 英本國及び愛蘭 | 六、七三二 | 一七、八九一、一三四 | 八五・二  |
| 加 奈 陀   | 七九二   | 一、二二三、九六一  | 五・八   |
| 濠洲及び新西蘭 | 五二四   | 六六九、五五五    | 三・二   |
| 其他の屬領   | 九三九   | 一、二二七、二七五  | 五・八   |
| 合 計     | 八、九七七 | 二一、〇〇一、九二五 | 一〇〇・〇 |

即ち英本國及び愛蘭が合計總噸數の約八五%を占めてゐるのであつて、開戦後加奈陀及び濠洲の造船がかなりの進

抄を見てみると傳へられるが、英帝國全體として見るときはその比重は未だ極めて小さいものであることは前掲の表から容易に推知し得るであらう。

保有船の船型別構成

| 船 型           | 隻 數   | 總 噸 數      | 百 分 比 |
|---------------|-------|------------|-------|
| 二、〇〇〇總噸未満     | 六、〇四四 | 三、一三三、六五六  | 一四・九  |
| 二、〇〇〇—四、〇〇〇未満 | 七三三   | 二、一五二、四〇九  | 一〇・二  |
| 四、〇〇〇—六、〇〇〇   | 一、一一五 | 五、六〇七、六二八  | 二六・七  |
| 六、〇〇〇—八、〇〇〇   | 五三四   | 三、七〇四、〇六一  | 一七・六  |
| 八、〇〇〇—一〇、〇〇〇  | 二九二   | 二、五二二、七三〇  | 一二・〇  |
| 一〇、〇〇〇—二〇、〇〇〇 | 二一七   | 二、七六一、九七〇  | 一三・三  |
| 二〇、〇〇〇總噸以上    | 四二    | 一、一一九、四七一  | 五・三   |
| 合 計           | 八、九七七 | 二一、〇〇一、九二五 | 一〇〇・〇 |

即ち隻數に於いては二千總噸未満の小型船の六千四十四隻が最大であるが、總噸數に於いては全體の約一五%に過ぎず、二千總噸以上の航洋商船としては四千乃至六千總噸の一千百十五隻、五百六十萬七千六百二十八總噸が最も多く、全體の四分の一強に當り、世界の何れの港に出入するにも比較的適した船型の多いことは注目を要する。

保有船の船齡別構成

| 船 齡          | 隻 數   | 總 噸 數      | 百 分 比 |
|--------------|-------|------------|-------|
| 五 年 未 滿      | 一、二三七 | 四、一五二、九三六  | 一九・八  |
| 五 一—一〇 年 未 滿 | 八五三   | 二、一四九、一二三  | 一〇・二  |
| 一〇—一五年       | 一、五四〇 | 五、〇二九、八六一  | 二三・九  |
| 一五—二〇 年      | 一、三六一 | 四、二四七、〇七六  | 二〇・二  |
| 二〇—二五年       | 一、三三二 | 二、五〇四、三一九  | 一一・九  |
| 二五年以上        | 二、六三四 | 二、九一八、六一〇  | 一四・〇  |
| 合 計          | 八、九七七 | 二一、〇〇一、九二五 | 一〇〇・〇 |

船齡五年以上乃至十五年未満の中古船は二千三百九十三隻、七百七十七萬八千九百八十四總噸にして、合計總噸數の約三分の一、五年未満の新船は一千二百三十七隻、四百十五萬二千九百三十六總噸にして、約五分の一であつて、十五年未満の比較的若齡のものが全體の半以上を占めてゐるが、開戦後相当多量の新船建造が繼續されない限り、英國商船隊の老朽化は免れ得ないであらう。

保有船の速力別構成

| 速 力       | 隻 數   | 總 噸 數      | 百 分 比 |
|-----------|-------|------------|-------|
| 一二節未満*    | 七、三九二 | 一〇、二七〇、八一八 | 四八・九  |
| 一二節—二〇節未満 | 一、五〇六 | 九、八七五、五三一  | 四七・〇  |
| 二〇節以上     | 七九    | 八五五、五七六    | 四・一   |
| 合 計       | 八、九七七 | 二一、〇〇一、九二五 | 一〇〇・〇 |

(註) \*全保有船腹量より十二節以上の船腹量を差引算出

即ち十二節未満が合計總噸數の約半、十二節以上乃至二十節未満が残りのお半を占め、二十節以上は僅かに四%に過ぎないが、併し高速船の世界順位に於いては斷然群を抜いて第一位を占めてゐる。

因みに、英國定期船の一九三八年十一月現在に於ける六大洲相互航路及び六大洲内航路の配船狀況次の如し。

第七篇 運 輸

| 就航航路          | 隻 數 | 總 噸 數     |
|---------------|-----|-----------|
| 六大洲相互航路計      | 八八六 | 七、一七六、五七三 |
| 亞細亞洲—歐羅巴洲     | 二〇一 | 一、五〇九、七八一 |
| —北亞米利加洲       | 三六  | 二七五、七五一   |
| —南亞米利加洲       | 八   | 三七、八三〇    |
| —大洋洲          | 一七  | 九三、七一八    |
| —阿弗利加洲        | 一一  | 七〇、七〇〇    |
| 歐羅巴洲—北亞米利加洲   | 一四七 | 一、三五九、七二一 |
| —南亞米利加洲       | 一〇三 | 七八一、一三五   |
| —大洋洲          | 九三  | 一、一一七、二四八 |
| —阿弗利加洲        | 一三九 | 一、〇二七、二三四 |
| 北亞米利加洲—南亞米利加洲 | 二六  | 一六〇、六四八   |
| —大洋洲          | 三六  | 二七〇、八一八   |
| —阿弗利加洲        | 三四  | 二三四、〇三二   |
| 世界一周航路        | 三五  | 二三七、九五七   |
| 六大洲内航路計       | 二四〇 | 八一三、四一〇   |

之に依つて見るに、六大洲内航路に於ける配船を除けば、配船噸數の多いのは歐羅巴洲を起點とした亞細亞洲、北亞米利加洲、阿弗利加洲、南亞米利加洲、大洋洲航路の順位であり、英本國との經濟的緊密度を指示するものと見て大過ないであらう。

第三項 開戦後の船腹需給状況

英國の船腹需給は開戦後如何なる状態にあるか。開戦直前の數字を基礎に推算しつゝ、接收、新造、賣買、喪失などに就いて見て行かう。

(一) 支配船

英國は開戦と同時に獨商船を拿捕し、續いて獨逸の北歐作戦直後から佛蘭西の降伏に至る期間に諾威、和蘭、白耳義、波蘭、佛蘭西、希臘等の船舶約一千十五萬噸を押收乃至接收してその支配下に收めた。

| 諸國    | 和蘭    | 佛蘭西   | 希臘  | 白耳義 | 波蘭  | 佛蘭西 | 希臘  | 羅馬尼亞 | 獨逸 | 伊太利 | 外國籍 | 合計     |
|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|--------|
| 船     | 船     | 船     | 船   | 船   | 船   | 船   | 船   | 船    | 船  | 船   | 船   | 船      |
| 三、九〇〇 | 二、六一〇 | 一、二三〇 | 六〇〇 | 四〇〇 | 三七〇 | 一八〇 | 一三〇 | 一〇〇  | 五〇 | 三九〇 | 二五〇 | 一〇、一五〇 |
| 千噸    |       |       |     |     |     |     |     |      |    |     |     |        |

尙其後の北阿作戦に於いて反樞軸側は伊太利船四十五萬總噸を拿捕し、且つバドリオ政權の降伏により二十七萬六千總噸の伊太利船腹が脱出して反樞軸側の傘下に入ったと傳へられてゐるが、その國別の歸屬に就いては詳かでない。従つて諸般の事情を考慮すれば恐らく五十萬乃至六十萬總噸が英國に走つたものと見られ、之を加算すれば英國の支配船腹總計は約一千七十萬總噸となるのである。

### (二) 新造 船

開戦後英國の造船高は何等發表されてゐない爲め、結局過去の實績其他の情報より想定する外はない。平時の造船能力は一九二〇年の二百萬總噸を最高とし、前大戦中の一九一八年には百三十五萬總噸を建造してゐる。其後建造高は年々約百萬總噸であり、一九三八年には百二萬五千總噸であつた。一九三九年下半年期の建造高は、戦争勃發に伴ひ一時的な低下を來したものと見られ、四十萬總噸程度と見られる。一九四〇年から一九四一年にかけては獨機の空襲熾烈を極めた爲めと、熟練工の不足等により造船高も低下したと見るべく、一九四〇年は六十萬總噸、一九四一年は獨ソ開戦による下半年期の恢復を考慮して七十萬總噸と推定される。一九四二年には造船が開戦後始めて計畫通りに進捗したと傳へられ、大體月十萬總噸を建造したものと考へられる。一方加奈陀に於いても艦艇の建造と並行して商船建造能力の擴張が行はれ、一九四二年には七十隻、七十萬重量噸を建造したと傳へられるので、之を四十萬總噸と見れば、本國と併せて百六十萬總噸と推算される。其他の屬領に於ける造船は戦前戦時を通じ殆どとるに足らない。

一九四三年一月三日海相アレキサンダーが現在英國造船所の多くは一九一八年の水準に達して居らず、造船職工も同年に比して少いと述べ、更に一月二十六日附「ニューズ・クロニクル」紙は現在なほ遊休船臺があり、平時造船を凌駕するに至つてゐないと報じた。又四月七日附「タイムズ」紙は英國造船所の近況を報じ、造船所は先づ人員の補充を行ふ爲め、他の産業に轉じてゐた技術者を再び呼戻したり、他國から技師を招聘したりする必要があり、労働者に關しても造船所間の引拔を避ける爲めには素人工員や他種産業従業員を採用する外はなかつたし、現在では十五歳の少年工から七十歳の老年工、甚しきは不具者迄も相當多數に使用して居り、一方女子労働者數も漸増し、男子労働者に對して最高七%を占めてゐる處もあると報じてゐる。従つて能率上の低下も免れないと見られる。

是等の事情を考慮すれば、一九四三年の造船高は英本國月十萬總噸、加奈陀其他を含めても年内最高二百萬總噸程度と考へられる。之を基礎として推算すれば、一九四三年一月より八月末迄の建造高は百三十萬總噸、開戦以來の累計は四百六十萬總噸である。

### (三) 戦禍喪失船

英國の戦禍喪失船は開戦以來一九四三年三月末迄は米國の一に對し三の割合であつたが、其後は西南太平洋水域に於ける米國船の喪失増加に鑑み英米兩國相半ばするものと見られ、是等を考慮に入れて推算すれば、一九四三年八月末迄の累計は左の如く一千八百四十五萬總噸とならう。

日本海軍の米英側商船撃沈高は昭和十八年六月の帝國議會に於ける嶋田海軍大臣の戦況報告に依れば、大東亞戦争勃發以來三百六十九隻、二百二十五萬噸であり、右戦果は六月中旬迄のものとして考へられ、更に十月の議會に於いて同海相は前議會の説明以後帝國海軍は敵船舶七十隻、三十二萬噸を撃沈したと發表してゐるから、之に更に陸軍による戦果を加算すれば約三百萬總噸と推定される。

獨逸軍司令部發表の開戦以降一九四三年三月末迄の米英側喪失船舶累計は約二千五百七十三萬噸である。英國の喪失發表の最後の月たる一九四一年六月末現在に於ける米英側喪失船舶累計は獨逸側發表一千二百二十三萬六千八百一噸、英國側發表七百一十一萬八千二百二十二噸であり、英國側發表は獨逸側發表の約五八%に當るから、右兩國發表の略中間、即ち獨逸側發表の七五%見當を採るとすれば、結局約一千九百萬噸と推算される。一九四三年四月以降八月末迄の獨逸の月別發表を合計すれば百九十三萬三千三百四十噸である。最近獨逸側の戦果發表は撃沈と撃破とを區別し、中間發表の合計と綜合發表の數字が略、符合してゐる處から次第に正確の度を加へつゝあるものと見られ、四月以降は獨逸側發表の八五%を採つて三月末迄の推定累計に加算すれば開戦以來約二千百萬噸となるのである。

伊太利當局は一九四三年六月九日同國參戦後三年間の海軍綜合戦果を百九十隻、百三十八萬七千八百噸と發表して居り、獨逸發表の一九四三年三月末迄と同様右發表の七五%を採り、其後の戦果を加算して、一九四三年八月末迄の撃沈高は約百四十萬噸と推定される。

以上日獨伊三國による米英側撃沈船舶合計は約二千五百四十萬噸であり、之を前記の方法により算定すれば、英國の戦禍喪失船は開戦以來一九四三年八月末迄に一千八百四十五萬噸となる勘定である。

#### (四) 海難喪失船

平時普通海難による世界の平均喪失船は約〇・七—〇・八%であり、英國も之に準ずるものと見、更に航路の變更迂回、修繕の不備不足、船員の過勞減員等から生ずる戦時中の増加をも考慮すれば、英國海難喪失船は百十萬噸と推定することが出来よう。

#### (五) 被拿捕船

昭和十八年五月二十六日我が大本營發表に依れば、帝國海軍は開戦以來米英船五百三隻、二十二萬噸を拿捕してゐる。

此外、陸軍關係のもの並に開戦當時獨逸に依り拿捕されたものを加算すれば、英國の被拿捕船は三十萬噸と推定される。

#### (六) 賣却船

中立國、就中、土耳其へ約十萬噸の賣却があつた。

#### (七) 沿岸航路用船、特殊用途船、其他

英本國(愛蘭を含む)は開戦直前二千總噸未満の小型船は四千二百四十七隻、二百六萬九千七總噸を保有してゐたが、戦禍に因る喪失等を考慮に入れれば、二百萬總噸を使用して居るものと推定される。

#### (八) 屬領所要船

開戦直前英國屬領の百總噸以上の船舶は二千二百五十五隻、三百一十一萬七千九百九十一總噸であつたが、戦禍に因る喪失並に本國への引揚等を考慮すれば、屬領の所要船腹として百萬總噸程度を割いてゐるものと考へられる。

#### (九) 軍用船

軍用船には假裝巡洋艦、特設航空母艦、病院船、兵員輸送客船の如く純軍事目的にのみ使用されるものゝ外、武器乃至食糧補給に使用する船腹をも含め、之を左の如く五百七十萬總噸と推定することが出来よう。



|          |       |
|----------|-------|
| 小型船      | 五〇〇   |
| 油槽船      | 一、二〇〇 |
| 純軍用並に客船  | 二、〇〇〇 |
| 軍需品輸送貨物船 | 二、〇〇〇 |
| 合計       | 五、七〇〇 |

(一〇) 大破船並に修理船

被撃沈の累増と共に損傷の程度高く撃沈にも準ずべき修理不能の大破船も、近代戦の火器の破壊力に鑑みれば、最低二百萬總噸は存するものと見られ、常時修理中のものは百萬總噸に上るものと推定される。

斯くて英國の開戦後の増加船腹は支配船一千七十七萬噸、新造船四百六十萬噸、米國への發註船四十萬噸、米國よりの購入船七十五萬噸、計一千六百四十五萬總噸、之に對して減少船腹は戦禍喪失船一千八百四十五萬噸、海難喪失船百十萬噸、被拿捕船三十萬噸、賣却船十萬噸、計一千九百九十五萬總噸であり、差引三百五十萬總噸の減少で、戦前保有の二千百萬總噸より之を控除すれば一千七百五十萬總噸となり、之が一九四三年八月末現在の推定保有船腹である。

英國の右保有船腹中直接海外よりの物資輸入に使用し得ざる船腹は沿岸航路用船、特殊用途船、其他二百萬噸、屬領所要船百萬噸、軍用船五百七十萬噸、大破船二百萬噸、修理船百萬噸、計一千七十萬總噸と推定、従つて物資輸送に供し得る二千總噸以上の航洋商船は五百八十萬總噸である。

翻つて英國の戦時必需物資輸送に要する最低限船腹を所要輸入物資の面より逆算するに、戦前の一九三七年に於け

る英國の主要輸入物資總量は石油類以外のもの約五千四百萬噸、石油並に同製品約一千百萬噸、計約六千五百萬噸であつた。然るに大戦により荷動系統に變動を來し、英國にとり必要且つ可能な戦時最低限度の輸入物資總量は戦局の現段階より見て品目別、積地別に検討した結果を總計すれば、石油類以外のもの約二千六百萬噸、石油並に同製品一千萬噸、計三千六百萬噸と推定される。

戦前英國船全體の年平均廻轉率は約三回であつたが、開戦後英國船の八〇%以上は北米大西洋岸向就航してゐるものと認められ、航路短縮に因る廻轉率の増加と戦時に於ける能率低下とを考慮に入れ年四回半と見、貨物積載量一噸に付き一・二五噸とすれば、前記石油類以外のもの二千六百萬噸の輸送に要する貨物船は約四百六十萬總噸である。次に石油類一千萬噸の輸送に要する油槽船を算定するに、現戦時下に於ける英本國向け石油供給地及びその割合を蘭領西印度(アルバ島)及びヴェネズエラより六〇%、米國(ヒューストン)より四〇%と見れば、回轉率は平均約四・七であり、積載量一噸に付き一・三噸とすれば、之に要する油槽船は約百六十五萬總噸である。更に本國以外の海外根據地たるチブラルタル、マルタ、グリーンランド、アイスランドへ約三百三十萬噸の石油補給をなすものとすれば、之が輸送に約四十萬總噸の油槽船を要することとなる。以上の合計は左の如く六百六十五萬總噸である。

|             |       |
|-------------|-------|
| 本國向貨物輸送用貨物船 | 四、六〇〇 |
| 本國向石油輸送用油槽船 | 一、六五〇 |
| 海外根據地用油槽船   | 四〇〇   |
| 合計          | 六、六五〇 |

即ち右六百六十五萬總噸の必要船腹を前記五百八十萬總噸の物資輸送用船腹に對比すれば、約八十五萬總噸の不足

となる。

米英側は一九四三年八月に入つて、(1)反樞軸船の地中海航行の再開、(2)米國造船高の増大、(3)船舶喪失の減少、(4)輸送物資荷造方法の改良、農産物脱水法、食糧貯藏法の改善に因る船腹の節約、(5)港湾施設の改善、荷役力の増加並にその作業能率の向上に伴ふ船舶回轉の迅速化、(6)船舶護送制に關する英國戰時運輸省と米國關係當局との協力の緊密化等を理由として反樞軸側船腹狀況の好轉を宣傳してゐるが、以上の推定よりすれば、特に英國にとつては依然船舶危機は去らず、軍用船の復航利用と米國よりの援助によつて辛うじて船腹不足を補充してゐるものと見るべきであらう。

第四項 戦時中の船員需給状態

船員の需給狀況に就いて見るに、一九三八年六月十五日現在の英國海上國勢調査に依れば、英國海上就航船乗組員は

|         |         |
|---------|---------|
| 英國人高級船員 | 二六、七六八名 |
| 英國人普通船員 | 八〇、三二〇  |
| 外國人高級船員 | 二五二     |
| 外國人普通船員 | 六、七九一   |
| ラスカー    | 四五、一八二  |
| 計       | 一五九、三三三 |

であり、之を航路別に見れば左の如くである。

|          |          |
|----------|----------|
| 遠洋航路     | 一四〇、〇五一名 |
| 内 高級船員   | 二一、〇九四   |
| 普通船員     | 一一八、九五七  |
| 沿岸及び近海航路 | 一九、二六二   |
| 計        | 一五九、三三三  |

更に遠洋航路就航船乗組員のみの人種別内譯は

|        |         |
|--------|---------|
| 英 國 人  | 八八、〇五五名 |
| ラスカー   | 四五、一八二  |
| 其他の外國人 | 六、八一四   |
| 計      | 一四〇、〇五一 |

である。従つて外國人船員は全船員の三二%を占め、遠洋航路乗組員のみで實に三七%強の多數を占める譯である。右調査に依る一千總噸當り乗組員數は次の如し。

|          |       |
|----------|-------|
| 遠洋航路     | 一〇・七名 |
| 沿岸及び近海航路 | 一八・八  |
| 平均       | 一一・三  |

開戦以來一九四三年八月末迄に戦禍に因り喪失せる英國船並に英國支配下の船腹は、既述の如く、約一千八百四十五萬總噸と推定されるが、今假りに前大戰當時の船員損耗率を採つて一千總噸當り乗組員を約十名、被撃沈船一千總噸當りの船員損耗數を約二名として計算すれば、右英國喪失船舶の乗組員は約十八萬五千名であり、其内損耗せる者

の数は三萬七千名と推定される。

併し乍ら今次大戰に於ける通商破壊戦の様相は前大戰當時のそれとは甚しく異り、前大戰に於いて活躍した獨潜水艦は技術的にも今日の潜水艦に劣り、殊に航続力に制約されてその活躍が沿岸附近の小範圍に限られてゐたこと、今次大戰に於いては戦争當初より無警告攻撃が行はれてゐること、魚雷等の爆破力も今次大戰に於いては遙かに増大して沈没迄の時間が非常に短縮されてゐること、航空機の發達は攻撃力を強化して船員の死亡を増大せしめたこと等に因り、今次大戰に於ける船員の損耗は前大戰當時に比較して著しく増大して居るから、上記の推定損耗数は最小限のものと考えられる。

前大戰に於いて英國は僅かに一萬五千名の船員を失つたに過ぎなかつたにも拘らず、船舶撃沈相次ぐに至つた一九一七年以降に船員問題が急迫を告げた前例を見ても、英國が現在如何なる事態に當面してゐるかは察するに難くない。唯現在迄の被撃沈数は新造船を凌駕し、英國船竝に支配下船腹は一九四三年八月末現在に於いて戦前の二千萬噸から一千七百五十萬噸に低下して居り、外に使用不能の大破船が約二百萬噸あることを考慮すれば、或る程度この方面より餘裕が生じてゐるであらう。併し乍ら他方海軍方面からの乗員需要の激増、陸上産業に於ける人的資源の需給逼迫に因る新船員入手難等からすれば、船腹減少も決して事態を緩和せしめ得ないかと考へられる。殊に英國の人的資源は前大戰時と今次大戰時とは大差無いにも拘らず、今次大戰に於ける戦時動員数は前大戰時に比して遙かに龐大であり、従つて人的資源の逼迫は前大戰の比ではない。更に前記の如く損耗率が増加してゐることを併せ考へれば船員需給状態も決して樂觀を許さないに違ひない。

## 第二節 海 運 政 策

### 第一項 開戦前の海運政策概観

前大戰後間もなく戦時の高船價急造船船腹の過剰が現はれ、列國の航權回復競争が激化し、運賃は低落するに至つたので、英國政府は一九一九年七月に公定運賃率を廢棄し、八月末には全英國船に對して總括的航行許可證を交付し、一切の海運管理を撤廢した。

斯くて海運の再建に乘出した英國政府は一九二〇年六月商務院に常設諮問機關たる英帝國海運委員會 (Imperial Shipping Committee) を設置して、『英帝國內の相互貿易に關する海上運賃、運送設備及びその狀況』に關する諸問題を審査し、『海上運送諸設備の調整及び改良』に關して意見を具申せしめ、英國海運政策の大綱を決定せしめることとし、一九二二年三月末船舶省を廢止した。

次いで政府は貿易振興法 (Trade Facilities Act) を制定して、一九二二年十月以降元利支拂を保證し、船主に對して資金調達の便宜を與へることとした。

更に郵便運送補助は定期船の航權保持のために戦前のまゝ繼續することとし、政府戦時所有船及び賠償として取得したる船舶は全部一九二二年二月までに民間に拂下げた。

一九二〇—二二年の戦後恐慌に因り世界運賃は左表に見る如く急激に下落し、獨佛伊の海運補助も果然強化される傾向にあつたので、一九二三年の英帝國經濟會議は『諸外國政府が公然又は隱然實行する凡ゆる差別待遇に對して英

帝國の海外輸送業を防護する」措置に出づる意嚮を宣明した。

世界航路年次平均運賃指數(Economist)

| 年次         | 歐洲  | 北米  | 南米  | 印度  | 濠洲  | 東亞(太平洋) | 世界平均 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|------|
| 自一九一三年(平均) | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇     | 一〇〇  |
| 一九二〇年      | 五七六 | 四四〇 | 五二六 | 四九九 | 五一五 | 五〇七     | 五一〇  |
| 一九二一年      | 一六九 | 一九六 | 二〇二 | 一五〇 | 二一五 | 一七五     | 一八四  |
| 一九二二年      | 一四八 | 一四七 | 一三八 | 一三八 | 一五七 | 一二三     | 一四二  |
| 一九二三年      | 一三八 | 一二三 | 一二四 | 一二三 | 一三一 | 一二八     | 一二八  |
| 一九二四年      | 一二八 | 一三八 | 一三〇 | 一二五 | 一四三 | 一二八     | 一二二  |
| 一九二五年      | 一一三 | 一二三 | 一二三 | 一二三 | 一四三 | 一一〇     | 一一九  |
| 一九二六年      | 一一八 | 一二二 | 一二四 | 一二四 | 一四三 | 一〇七     | 一二五  |
| 一九二七年      | 一一五 | 一二七 | 一二五 | 一二三 | 一四八 | 一一八     | 一二八  |
| 一九二八年      | 一〇八 | 一一一 | 一一〇 | 一一〇 | 一三三 | 一一七     | 一一五  |
| 一九二九年      | 一二四 | 一〇九 | 一一四 | 一一二 | 一〇九 | 一〇七     | 一一三  |
| 一九三〇年      | 九三  | 八九  | 九四  | 九九  | 九六  | 八一      | 九二   |
| 一九三一年      | 八六  | 九〇  | 九〇  | 九五  | 一〇三 | 九二      | 九三   |
| 一九三二年      | 八六  | 八六  | 八二  | 九二  | 九二  | 九〇      | 八八   |
| 一九三三年      | 八六  | 七九  | 七九  | 九〇  | 八六  | 八七      | 八五   |
| 一九三四年      | 八八  | 七九  | 八〇  | 九三  | 八八  | 八八      | 八六   |
| 一九三五年      | 九三  | 八二  | 八一  | 九九  | 八五  | 八四      | 八七   |
| 一九三六年      | 一〇二 | 九四  | 九四  | 一〇三 | 一〇〇 | 九八      | 九八   |
| 一九三七年      | 一六五 | 一二五 | 一四〇 | 一五九 | 一五三 | 一五五     | 一四九  |
| 一九三八年      | 一一〇 | 一一一 | 一二二 | 一一六 | 一一四 | 一〇九     | 一一四  |

而かも一九二九年の世界恐慌は世界貿易數量の激減と世界船腹の著しい過剰とを招來し、一時小康を得てゐた運賃も再び低落を見るに至つた。茲に於いて海運界の世界的不況打開の爲め、倫敦に於ける一九三三年六月の世界經濟會議と一九三五年一月の國際海運會議豫備會議の席上、英國船主代表は諸外國政府の輸出及び海運補助金政策の撤廢を提唱したが、兩會議ともに米國の反對に遭つて協定を見るに至らず、國際船腹の合理化案が採擇せられたに過ぎなかつた。斯くて獨佛伊の海運補助金政策は更に強化せられ、英國船主は運航費を填補し、老朽船に對する代船建造費を捻出することが困難なる事態に立ち至り、英國政府も遂に一八五四年クコムウェル航海條例廢止以來戰時を除き傳統的に保持した海運自由主義を放棄して自國船に對する補助を決定し、先づ定期船會社に對して政府船主間の契約に基いて郵便收入の中より郵便航送報償金を支給することとした。次いで一九三五年二月二十六日特に『外國政府補助船に對抗する』ため、英國としてはまさに劃期的な海運補助法(British Shipping (Assistance) Act, 1935)を制定し、一九三五年一月一日より一箇年(後更に一箇年延長)を限り二百萬磅の不定期船に對する運航補助、及び二月二十六日より二箇年を限り一千萬磅の新船建造に對する低利貸付を爲した。

また政府は本法に基いて不定期船補助委員會を任命し、別に民間船主の不定期船運營業委員會(Tramp Shipping Administrative Committee)を組織して、自治的協調による國內競争の減殺、運賃市況の改善、外國被補助船に對する英國不定期船の運航率保持に當らしめ、重要航路の最低運賃制を採用した。

併し英國政府の海運補助は未だ生澁いものであつて、一時的部分的たるを免れず、その態度は一九三六年に入り米國政府が商船法を制定して長期の本格的な海運補助に乗出すに至つても、一九三七年五月倫敦に開かれた英帝國會議に

於ける海運問題委員會 (Committee on Shipping Question) の報告に見られるが如く、『諸外國政府が…差別待遇を採用せる結果、英國海運は…甚大なる不利益を被りつゝある』から、『一九二三年の英帝國經濟會議の海外海運に関する宣言を再確認』するといふに止まり、今後斯かる英國海運の不利益が生じた場合には『英帝國內の關係國政府は協議に参加して事情を究めたる上、最善の對策を決定する』といふやうな消極的なものであつた。併し一九三六—三七年に世界的の再軍備景氣に乗つて運賃指數が恐慌前の水準を凌駕したので、一九三七年末を以つて一九三五年の海運補助法を自動的に停止せしめ、運航及び造船は同年十一月成立した英國不定期船主自治聯盟の計畫及び管理に委せられ、斯かる糊塗的補助政策すら打切られることゝなつたのである。

然るに一九三七年下半期に於ける恐慌の進展に伴つて一九三八年に運賃が再び崩れ始めるに至つたので、英國海運會議所とリヴァプール船主協會との提携によつて結成せられた英國海運實情調査委員會の要請に應へて、遂に商務院總裁は一九三九年七月十三日一九三九年英國海運補助法案 (British Shipping (Assistance) Bill, 1939) を議會に提出し、不定期船運補助五箇年間年額二百七十五萬磅、造船融資二箇年間總額一千萬磅以内、造船補助五箇年間總額二百五十萬磅、定期船運補助總額一千萬磅以内、非常時用豫備商船隊創設基金總額二百萬磅以内を以つて全面的繼續的補助に乗出さんとした。處が本法案は成立せるも、その實施期日一九四〇年一月一日に先立つて開戦となり、英國海運は本格的建直りを見るに至らずして戦時段階に突入したのである。

#### 第二項 開戦後の海運政策の推移

##### (一) 戦時海運行政機構の整備

英國政府は開戦直後海運行政の一元化を圖る爲め海運省を創設したが、更に一九四一年五月九日海陸運輸の連絡圓滑を期する爲め、海運、運輸兩省を合併して戦時運輸省を新設した。之は既に前章陸運に於いて述べたが、尙茲にその機構の成立過程と組織の概要を戦時海運關係と共に述べれば左の如くである。

#### (A) 海運省—戦時運輸省

##### (イ) 海運省

海運省 (Ministry of Shipping) は開戦直後の一九三九年十月十三日に創設され、直ちに國防條例に規定せる戦時海運主務官廳としての權限を引継ぎ、次いで十月十九日附勅令を以つて商務院よりその商船局 (Mercantile Marine Department) の管轄であつた左記事項と運輸省所管の海運關係事務の移讓を受け、翌十月二十日より開廳した。

- (1) 船舶(建造中のものを含む)、船長及び海員(見習を含む)、航海(海上安全、水先案内、燈臺、其他航海の安全に関する施設を含む)、海難竝に救助
- (2) 海運補助
- (3) 港灣、埠頭竝にその管理
- (4) 海洋漁業及び捕鯨
- (5) 航行可能水域に於ける浮流油處置問題
- (6) 沿岸警備、前濱 (Foresore) 干潮時にも水に浸つてゐる淺瀬) 及び潮土 (Tidal land 干潮時には水上に露出する淺瀬) の管理竝に海岸の海水浸蝕豫防
- (7) 汽罐爆發事故の豫防
- (8) 一九三九年戦時危險保險法第一條に基く事項

- (9) 航空法(一九二〇年—一九三八年)に基く事項  
 (10) 右(1)より(9)に至る事項に關する職務の執行に必要と認めらるゝ事項

即ち海運省の權能は船舶の建造、購入、備船、徴用は勿論、船員、燈臺、港灣行政にまで及んでゐる。

併し十月十九日附勅令は一九三九年緊急國防全權法に基いて制定せられた國防條例に依り商務院に附與せられた權能に何等の制限をも加へるものにあらずして、海運省同様商務院に於いても之を行使し得るものなることを附言してゐる。

(ロ) 戰時運輸省

英國の戰時海上輸送は海運省の管轄に屬し、陸上輸送は運輸省の管轄に屬してゐた爲め、その接觸點たる港灣に於いては兩省の權限争ひが絶えず、貨物の陸揚積込等が屢、遅延し、船舶廻轉率も亦低下したので、鐵道、道路、運河との連絡を統一的に圓滑化する爲め、一九四一年五月一日に海運大臣兼運輸大臣(Minister of Shipping and Minister of Transport)を任命し、次いで同月九日附の勅令を以つて海運、運輸兩省を合併して、戰時運輸省(Ministry of War Transport)を新設したことは既に述べた如くである。

(B) 海運省造船及修繕局—海軍省商船部

商務院は一九三九年九月四日國防條例第五十五條に基いて造船制限令(Restriction of Construction of Ships Order, 1939)と船舶修繕制限令(Restriction of Repairs of Ships Order, 1939)とを公布して英本國に於ける船舶建造及び修繕工事の免許制を敷いた。

其後右の民間造船許可及び政府船建造事務は海運省の設立と共に同省造船及修繕局に移管せられたが、商船の建造及び修繕は艦艇の建造及び修繕との設備、資材、勞力、其他の合理的な配分を必要とする爲め、更に一九四〇年二月一日より海軍省商船部に移管せられた。

右により海運省は建造せんとする商船の船型及び數量を海軍省に提示し、海軍省は之を自省の勘定で建造して海運省へ引渡すことゝなつた。

尙一九四二年十二月政府は造船擴充の一手段として戰前に閉鎖されてゐた造船所を再開するに決し、之が促進を圖る爲め造船會社を設立し、政府は註文のみを引受け、經營は之を民間に任せ、主として船舶修理に當らしめることゝした。

(C) 船舶特許委員會

商務院は國防條例第四十六條に基き一九三九年九月六日附を以つて海上輸送貿易統制令(Control of Trade by Sea Order, 1939)を公布して船舶の特許事務を取扱ふ船舶特許委員會(Ship Licensing Committee)を設置した。本委員會は遠洋航路船舶特許委員會(Ship Licensing (Oversea Voyages) Committee)と近海及沿岸海運統制委員會(Coasting and Short Sea Shipping Control Committee)との二つに分れてゐた。

(イ) 遠洋航路船舶特許委員會

本委員會は遠洋航路船舶に關する特許事務を取扱ふ最も重要な委員會であつて、委員は四名より成つてゐた。

## (ロ) 近海及沿岸海運統制委員会

本委員会は近海及び沿岸、航路船舶に関する特許事務を取扱ふと共に、船腹の需給調節、運賃、各地区に於ける近海及び沿岸、航路船舶の一般的海運統制をも併せ行つて居り、倫敦、リヴァプール、グラスゴウ、サザンプトン、カーディフ、ニューカッスル、ハル、ベルファスト、リースの九港に設置せられ、委員は當該地方の海運關係者より成つてゐた。

因みに、兩委員会は民間船舶が全般的に徴用せられるに及びその任務を果し終つたのである。

## (D) 海運諮問會議

海運省は一九三九年十月下旬に船主代表九名、海上労働者代表九名、合計十八名より成る海運諮問會議 (Shipping Advisory Council) を設置した。

同會議は重要海運問題に關して海運大臣 (現在は戦時運輸大臣) の諮問に答へると共に、重要と思考する海運問題を自發的に審議して海運大臣 (現在は戦時運輸大臣) に意見を上申する権限を附與せられて居り、毎週第一回會合の定めである。

## (E) 海運省定期船組織委員會—戦時運輸省定期船管理局

海運省は遠洋定期船の全般的徴用政策の實施に當り一九三九年十二月上旬同省内に英國定期船による重要物資輸入の合理化を圖る定期船舶部 (Liner Section) を新設し、船主の組織と經驗とを十分に利用する爲め、同部の長官を委員長として有力定期船會社代表八名より成る定期船組織委員會 (Liner Organization Committee) を設置した。其後本委

員會は戦時運輸省の設立と共に同省の定期船管理局に吸収せられた。

なほ遠洋定期船の全般的徴用政策の運用機構は大要次の如し。

## (イ) 中央組織

全般的徴用制度の下に於ける定期船腹の統制は定期船組織委員會の手を通じて海運大臣之を行ふ。即ち同委員會は各航路同盟内に設置せられた同盟委員會 (Conference Committee) 委員は海運大臣の任命せる同盟所屬船主數名より成る) に定期又は臨時に餘剩船腹報告書を提出せしめ、之と商務院食糧 (國防計畫) 部 (Food (Defence Plans) Department of the Board of Trade) より通告する重要物資輸入計畫とを照合した上、北大西洋航路又は其他の重要航路に船腹擴充の必要があると認めるときは、その旨を海運統制官の手を経て海運大臣に報告し、同大臣の名により所要の船腹を北大西洋航路又は其他の重要航路に轉航を命じ、之を轉航船委託當委員會 (Allocation Committee) 委員は海運大臣任命す) の手を経て從來より同航路を經營してゐる船主に割當て、委託運用せしむるものとす。但し轉航を命ぜられた船舶は必ずしも轉航船委託當委員會の手を経るを要しない。その所有主は北大西洋航路又は其他の重要航路を經營してゐる船主を任意に選擇して委託運用せしむることを得。

(註) 海運省定期船課は前大戰當時の海運省定期船徴用部 (Liner Requisitioning Section) に該當し、定期船組織委員會は定期船徴用委員會 (Liner Requisitioning Committee) に、又商務院食糧 (國防計畫) 部は海運省外國貿易航路部 (Commercial Service Branch) に該當する。

## (ロ) 地方組織

地方組織は航路同盟を中心とする自治制組織と、海運大臣が任命した委員会の計畫の下に行動すべき嚴重な官治統制組織との二種に分れてゐる。前大戰當時に政府は、航路の如何を問はず、一齊に嚴密なる官治統制地方組織を實施することに決し、その旨徵用通知書を以つて各船主宛通牒を發したところ、北大西洋航路同盟の抗議に因つて左の如く改められたのである。

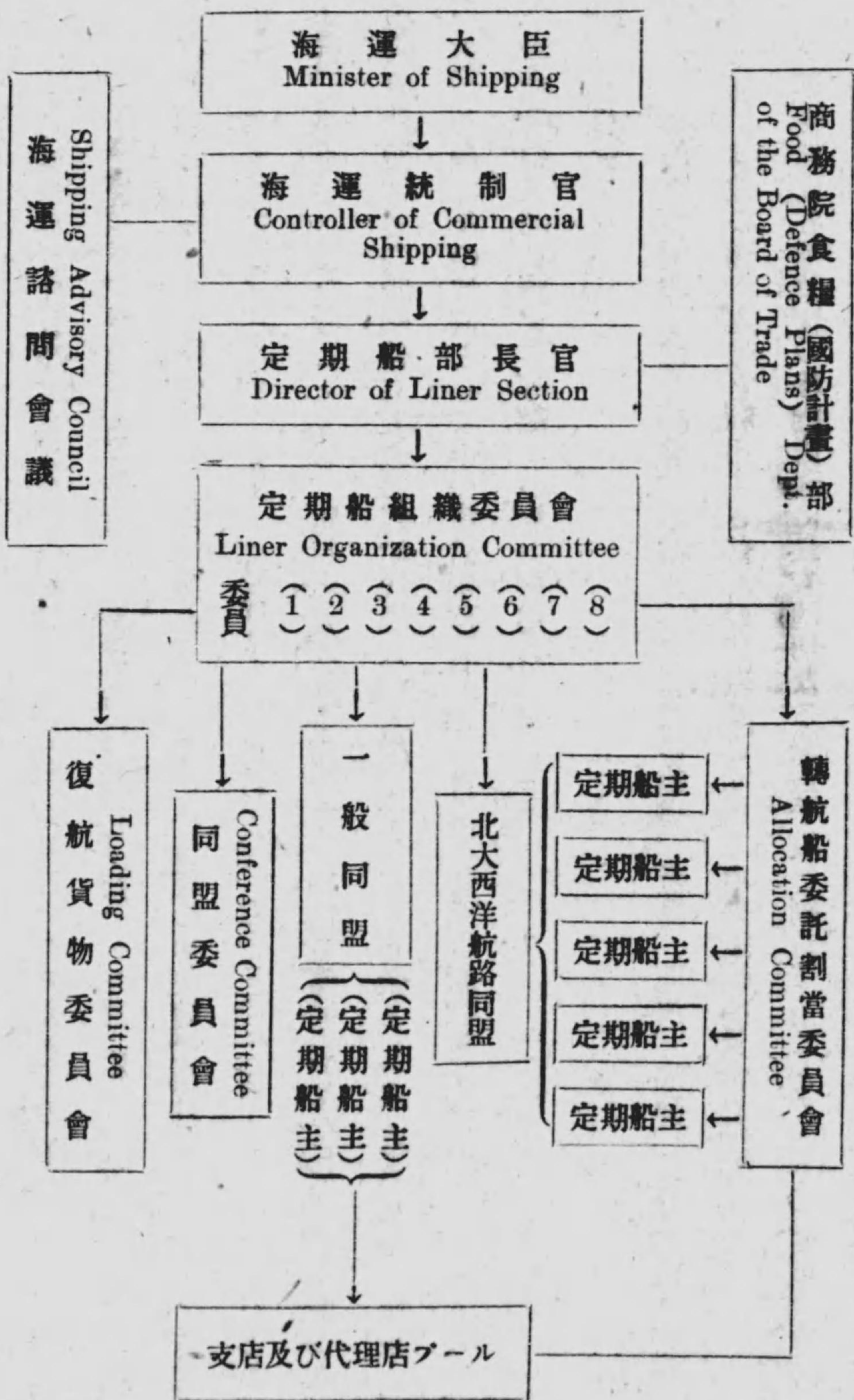
即ち北大西洋航路は他の各航路とは著しく趣を異にし、所謂 Ferry Service であつて、一箇年間の各社定期航海数の合計は濠洲航路の百五十回乃至二百回に比し實に二千回に上り、極度の定期性と迅速性とを要求するので、官治統制を實施するに於いては、忽ち配船の混亂を來し、結局、輸送能力の低下と船腹の浪費とを免れないとする同盟側の見解に従ひ、北大西洋航路に限り従來同様航路同盟を中心とする自治統制の下に所屬船主の自由な活動を許し、同航路に對しては單に他の航路より轉航を命ぜられた船舶の委託運用を割當てる轉航船委託割當委員会のみを任命したのである。

之に反して、爾餘の各航路に對しては自治統制を許さず、海運省の定期船徵用委員会を通じて海運統制官の嚴重なる統制に服せしむることとし、各同盟毎に同統制官の任命する同盟委員会及び復航貨物委員会 (Loading Committee) 委員は同盟所屬船主の代理人數名より成るの兩委員会を設置し、前者には餘剩船腹の調査其他當該航路全般に互る問題と往航貨物輸送計畫とを擔當せしめ、後者には復航貨物輸送計畫を擔當せしむることとした。

因みに、大西洋航路に大船腹を集中せしむる結果、他の航路は船腹の缺乏を告げ、支店、代理店等の収入は激減

するので、前大戰に於いては全般的徵用政策に包含せられる全定期船主を通じた支店、代理店等のプールを結成せしめてゐた。

遠洋定期船全般的徵用政策機構一覽





## (F) 中央備船事務局

商務院は一九三九年九月五日以降海運集會所(Baltic Exchange)に特設せられた多數の備船委員會(一九四〇年一月中旬現在委員會十九、委員六十六名)を通じて内外不定期船を備船したが、一九四〇年二月下旬に至り英國不定期船の全部が事實上徵用せられたので、同月二十九日倫敦のシティーに小規模の中央備船事務局(Central Chartering Office)又は Government Chartering Committee シティーに設置せられた爲め、City Chartering Office と稱せられる)を設置して、中立國船の備船に専ら當らしむることとし、同年三月四日事務開始と共に右備船委員會とは關係を斷つた。尙政府は海運集會所所屬の船舶仲立人並に備船代理人の失業を救済する基金として年額六萬磅を限度とする金額を支出したが、集會所側はその代償として中央備船事務局をして自由に同所の諸設備を利用せしむると共に、諮問委員會を特設して事務局の諮問に應ずる等種々の協力を爲した。

## (G) 中央運輸委員會

戰時運輸省は主要物資の國內輸送を調整する爲め、同省内の鐵道、道路、運河、港務、港灣運輸連絡統制、近海及び沿岸、船舶管理、其他の國內運輸を利用する部局の代表者より成る中央運輸委員會を設置した。

本委員會の主要機能は各種貨物の移動處理に最も適切なる輸送手段を割當てることであり、重要物資輸送量及び發着港の最後の決定、並に港灣整理要綱の企畫作成に當り、輸送障の防止及び輸送力の最大限利用に有效適切なる手段を採り得る權能を有してゐる。

## (H) 英帝國船腹割當委員會

英國政府は英帝國內の船腹を確保し、備船獲得競争を防止する爲め、一九四一年十月中旬印度政廳及び自治領各政府と協議の上英帝國備船計畫を樹て、自治領各地に備船局を置き、倫敦には中央備船局を設置すると共に、船腹の割當を行ふ爲め、戰時運輸省、各自治領、印度、其他の植民地、米大使館備船局代表を以つて英帝國船腹割當委員會を結成した。

## (I) 常設英佛海運執行委員會

英佛兩國首相は海外に於ける兩國の武器、彈藥、食料品、石炭、其他の重要物資の購入、輸送等を調整する爲め、開戦後直ちに英佛調整委員會(Anglo-French Co-ordinating Committee)を設置したが、更に一九三九年十一月十七日右委員會の下に常設英佛海運執行委員會(Permanent Anglo-French Shipping Executive Committee)其他各種の常設海運執行委員會を設置することとした。

常設英佛海運執行委員會は英佛夫々同数の委員を出し、調整委員會の監督の下に兩國が戰爭遂行上必要とする船腹を調整確保する任務を有し、一九三九年十二月上旬より活動を開始したが、獨佛停戰協定成立の結果、一九四〇年七月中旬に解消した。

## (J) 米英合同海運調整委員會

米英は一九四二年一月十五日のローズヴェルト、チャーチル華盛頓會談に於いて締結した米英戰時經濟協定に従つて米英合同海運調整委員會(Anglo-American Shipping Co-ordinating Committee)を組織し、一月二十七日その成立を發表した。本委員會の機能及び組織左の如し。

- (1) 原則として米英兩國の海運責任はプールされたものと看做し、之に關する完全なる情報を交換す。
- (2) 英本國諸島を繞る軍事的並に地理的諸事情に鑑み、現在英國の統制下にある船舶の一切の運営は引續き英國戰時運輸大臣之を指揮す。
- (3) 米國の右に該當する機關は引續き米國の船舶並に米國の管理下にある他の諸國の船舶の移動及び配分を指揮す。
- (4) 英國戰時運輸省と米國戰時海運管理局との活動を一つの調和せる政策に調整する爲め、直ちに倫敦に英國戰時運輸大臣及び米國政府の代表者一名より成る合同海運調整委員會を設立す。
- (5) 合同海運調整委員會は華盛頓に於いても英國戰時運輸大臣を代表し、その命を受けて行動する英國政府の代表者一名及び米國政府を代表する戰時海運管理局長官を構成員として設置す。
- (6) 孰れの場合も執行權は倫敦に於いては専ら戰時運輸大臣、華盛頓に於いては戰時海運管理局長官之を行使す。

本委員會の主要任務は左の如し。

- (1) 英國及び米國のプール内にある全船腹の配置使用に付き概念を得置くこと。
- (2) 相互に船腹を交換し、又之を合同して使用することにより船腹使用を可及的に節約すること。
- (3) 一切の船腹需要に關し不斷に全般的見透しを立てること。

## (二) 戰時海運統制の強化過程

### (A) 船舶航海管理

#### (イ) 航海管理

海軍省は國防條例第四十三條に據つて、八月二十六日航海令第一號 (Navigation Order, No. 1, 1939) を公布し、英國の全船舶及び英國の領域内に在る屬領船舶の航海を管理することとした。尙同年十二月中旬この命令を修正し、國籍の如何を問はず、英國領海内に在る總べての船舶を英國海軍の指揮下に置き、一九四二年八月一日以降は航行許可

證の交付を聯合國籍船舶のみに限定した。

#### (ロ) 船舶所有權及び船籍移轉の制限

商務院は一九三九年八月二十六日布告を發して、英國人たると外國人たるとを問はず、英本國置籍の船舶及びその株式の讓渡、抵當權の設定又は讓渡、英本國港以外への船籍移轉を制限し、認可を要することとした。

次いで海運省は一九四〇年三月四日國防條例第五十三條により省令を以つて、同日現在英本國以外の地に於いて建造中の船舶の所有權及び處分權を同省に移轉せしめた。其後一九四〇年四月上旬に追加せられた國防條例第四十六條 A 項は同年四月二十九日現在英本國に於いて始めて登録する場合にも同省の認可なくして英本國港以外に登録し得ないことと定めた。

戰時運輸省は一九四二年五月中旬戰爭危險又は普通海難に因り船舶を喪失した英國船主が政府所有の開戦後の新造船 (石炭輸送船を含む) の購入豫約を爲すことを認めたが、同省は右豫約船舶を喪失船舶の船型、航路、機關別に喪失時期の順に従つて船主に割當て、管理費用を支給して委託し、その運航は自ら之に當り、戰爭終了六箇月後に至つて資金を貸付けて、賣却迄の期間の法定原價償却費を生産費から差引いた價格で讓渡し、右割當船舶が喪失すれば其後更に割當てることとした。そして右購入船舶は三箇年間同省の許可なくして轉賣、又は國籍を移轉することを禁じた。

尙喪失船舶の累増に鑑み、政府は政府發註船の約半數を民間註文に振替へた。

又戰時運輸省の使用に供してゐる聯合國船舶の喪失を補償する爲めには、一九四一年中に引渡された英國政府發註の新造船及び開戦後の英國政府購入外國中古船の一部を聯合國政府に左の如き條件で賣却することとした。

- (一) 賣却船舶は戦争終了後六箇月を越えざる期間中は戦時運輸省が之を備船し、一九四一年九月二十四日の聯合國會議に於ける計畫に基き歐洲の食糧補給用に充つ。
- (二) 備船料は聯合國乗組員に要したる費用を込め、戦時運輸省の備船せる英國船舶に對すると同様の基準に基き支拂ふ。
- (三) 船舶購入國は全乗組員をその國人を以つて充てたる時は購入國の國旗を掲ぐることを得。
- (四) 該船舶の價格は英國政府の支拂へる船價とす。但し英國政府購入外國中古船の價格は弗建の平均價格とす。
- (五) 聯合國政府の購入船舶は戦時運輸省との備船契約期間中は該政府の所有とし、他に移轉することを得ず。
- (六) 英國政府は一九四〇年末迄の各國及び英國自身の船舶喪失量を併せ考慮し、賣却すべき船舶の噸數及び船型を定む。

(ハ) 護送制の實施

政府は潜水艦及び爆撃機の襲撃より商船を防護する爲めに、開戦後間もなく海軍艦艇による護送制を實施した。北大西洋に於ける米國よりの輸入物資護送船團組織の體系は左の如し。

- (一) 英國側の緊急民需及び軍需必要物資に關し、先づ倫敦の關係諸機關の手で詳細なる調査検討を行ふ。
- (二) 關係諸機關は是等物資の明細を戦時運輸省に提出し、同省内の民需委員會並に軍需委員會の審査を受く。
- (三) 兩委員會は重點主義に基いて物資の輸送順序を決定す。
- (四) 戦時運輸省船腹割當局は右決定を基準に各物資の船腹割當を行ひ、米國へ通知す。
- (五) 米國に於いて積出港に送られた物資は積込配置及び積荷保護に關し慎重考慮を加へられた上船積す。
- (六) 船積を終へた船舶は先づ一箇所に集結され出航す。
- (七) 護送船團出航に關する詳細報告を戦時運輸省電信課に打電す。
- (八) 船團の航路は戦時運輸省と協議の上海軍省が豫め指定す。
- (九) 航行中は船内にて英國側の軍部各省、軍需省、食糧省などの代表者、米國側代表者、英國内輸送關係者、英國港灣監督官などが絶えず協議して、船の速度、荷揚方法、荷揚地から目的地への輸送方法などを考究す。
- (一〇) 船團が英國へ近づくときは船腹修理の要否、修理の種類、船團が航行中に蒙つた損害などを調査す。

- (一一) 各船の最終入港地を決定し、入港の上は荷揚中にその修理を行ひ、荷揚を終了した船舶は新たなる任務に就く。
- (一二) 敵貨拿捕令の公布

政府は獨逸海軍の通商破壊戦に對應する爲め、一九三九年十一月二十八日敵貨拿捕令を公布した。その要旨左の如し。

- (一) 敵國乃至敵の占領又は支配する地域の港灣より十二月四日以後に出航する如何なる國の商船と雖も該港灣に於いて積載せる貨物は、その種類の如何を問はず、英國又は聯合國の港灣に荷揚することを要す。
- (二) 十二月四日以後敵國の港灣より出航せる商船にして敵國産の貨物(敵の占領又は支配する地域に在る貨物を含む)、又は敵の所有貨物(敵の占領又は支配する地域に居住する者の所有物を含む)を積載せるものは、英國又は聯合國の港灣に荷揚することを要す。
- (三) 荷揚貨物は捕獲審檢所長の管理下に置き、抑留、賣却、徵發處分に附す。

(ホ) 航海證明書の施行

英國政府は開戦以來中立國經由獨逸への物資輸入を阻止する爲め、地中海及び北海に出入する船舶に對して、中立國の國內消費に適當なる輸入品に限り、輸送許可を爲す航海證明(Navigation)制を施行して來たが、其の後對獨封鎖の強化を圖る爲めに一九四〇年七月三十一日附勅令を以つて、樞軸國及びその隣接中立國の港灣へ出入する全船舶に對してその積載貨物に異議無き旨を記載せる積荷航海證明書(Cargo Manifest)、貨物の原産地及び所有權の中立性が十分なる證據書類により立證されてゐる旨を記載せる原産地及利害關係證明書(Certificate of Origin and Interest)並に英國に不利なる通商に従事せざる旨を自發的に誓言したる船主の所有船に對して發給せられたる船舶證明書(Ships Warrants)を具有せざる限り、敵貨又は敵所有船として拿捕沒收することとした。

## (B) 運航統制

## (イ) 運航特許制の實施

商務院は國防條例第四十六條に基いて一九三九年九月六日附を以つて海上輸送貿易統制令を公布し、同月九日より之を實施して、漁船を除く百總噸以上の英國船は、遠洋、近海、沿岸の何れたるを問はず、商務院又はその設置した船舶特許委員會より (1) 就航路及び航海度數、(2) 輸送すべき貨客の種類、(3) 備船料及び輸送條件に付き、特許を得るに非ざれば運航し得ないこととした。尙遠洋航路船に對する特許は同年九月十三日より、近海及び沿岸航路船に對する特許は同年十二月四日より實施せられた。

## (ロ) 備船開始

商務院は一九三九年九月五日以降食糧省勘定による食料品其他の重要物資輸入に當てる爲め内外不定期船の備船を開始したが、先づ備船したいと思ふ民間船に對して備船委員會を通じて、(1) 廻航すべき英國港及び同港に於ける碇泊場所、(2) 特定の英國港へ陸揚すべき又は特定の英國港より積取るべき貨客の種類に就いて指令(Direction)を發し、之に應じた者に對して始めて航海特許を與へる方策を執つたのであつて、自國船の備船は、形式上政府と船主との相互契約に基くものであるとはいへ、實質上は強制備船とも云ふべきものであつた。

## (ハ) 全般的徵用の實施

開戰當初政府は假裝巡洋艦、病院船、掃海船、軍隊輸送船等の軍用船以外は必要缺くべからざる事情が発生しない限り民間船舶を徵用しないといふ方針を言明したが、戰局の進展は三箇月餘にして早くも國防條例第五十三條及び第五

十四條に依つて海運主務官廳に附與せられた民間船舶の徵用權を發動して、自國船の徵用を開始することを必要ならしめた。

海運大臣は一九三九年十二月五日下院に於いて、大西洋を通じて輸入する食糧省勘定の穀物輸送の爲め、遠洋不定期船の徵用を開始する旨を發表したが、更に一九四〇年一月四日に英國海運會議所 (Chamber of Shipping of the United Kingdom) 及びリヴァプール定期船主協會 (Liverpool Steam-ship Owners' Association) の代表者を招致して、海運省は二月一日を期し遠洋定期航路に従事してゐる自治領、印度又は緬甸在籍を除く英本國及び植民地在籍船舶の全般的徵用方策 (General Requisition Scheme) を實施し、遠洋不定期船の徵用政策を擴張し、並に將來に於いては遠洋不定期船全部を徵用することに決した旨を申渡した。

海運省の發した徵用方針の告示は大要次の如し。

『戰爭を有効に遂行するには海運に關する諸計畫を規則的に實施する必要がある、計畫を規則的に實施するに當つて最大の効果を擧げる爲めに海運を完全なる統制下に置く。』

政府は一九三九年十二月五日北大西洋を通じて輸入する食糧省勘定の滿船積穀物輸送に限り不定期船を徵用する旨を發表せるが、今後は總べて政府勘定の下に雜穀、油種子、砂糖を滿船積で輸送する場合には、大西洋を通ずると否とを問はず、不定期船を徵用し、更に政府勘定による鐵礦石其他の重要金屬の輸入に際しても一部不定期船を徵用す。

船舶徵用に當つては通常の備船書式に依つて契約を締結の上、船主は之に基き引續いて乗組員の配乘並に船舶維持の責に任ずるものとす。

海運省は各船主の經驗を最大限度に利用せんことを切望し、當省としては出來得る限り各船主をして自己の船舶の運用に參與せしむる方針である。』

更にこの告示に於いて政府は『定期船の全般的徴用政策を實施するに決したのは前大戰に於いて本制度を實施するの已むなきに至つたのと同じ理由に基くものであつて、本制度實施の上は國家的見地より見て急速に船腹の擴充を圖らねばならぬ航路を生じた場合、船腹に餘裕のある航路より容易に之を補充することが出來、統制は著しく劃一的となり且つ各定期船主の利益は同率となるから、全船腹の利用能率は増進して相當大なる船腹を確實に節約することが可能である』と述べてゐる。

尙遠洋定期船の全般的徴用制度の骨子次の如し。

- (一) 各定期船會社の運営する遠洋定期航路に於ける全航海收支は、損益孰れたるを問はず、海運省勘定に計上す。
  - (二) 各船主は (1) 従來通り内外各地に於ける業務組織を自らの手により維持すると共に、その船舶を管理運用するもので、(2) 海運大臣が必要と認めたる場合に限り、その船舶の一部又は全部を指定の航路に轉航し、特定貨物を輸送す。
  - (三) 各船主は一定の徴用補償を受く。
  - (四) 決済に於いては、補助金を含む總收入より (1) 經常費、(2) 徴用補償料、及び(3) 協定外の費用を控除し、餘剩ある場合には之を政府に引渡し、不足せる場合には之を政府より受取るものとす。
- (註) 經常費は業務組織の維持費、社屋其他の賃貸料、代理店口錢等より成る。

次いで商務院は一九四〇年一月二十日附を以つて海上輸送貿易統制令を改正して、政府の(1)所有又は占有船、(2)徴用其他に依る管理船、(3)備船は航海特許を要しないこととし、同年二月下旬には事實上英國遠洋定期及び不定期船の全部を徴用した。

近海及び沿岸の定期船に就いても海運省は船主側の請願により一九四〇年十月十五日全般的徴用を實施した。政府はタンカーに就いては開戦以來その多數を個別的に徴用してゐたが、一九四一年一月一日民間船主との間に遠

洋、近海及び沿岸タンカー(散積液體貨物輸送船の全部であつて、捕鯨工船、地方的輸送用タンカー又は精製品輸送用遠洋タンカーを含まず)の全般的徴用に關する協定が正式に締結された旨を發表し、同時に徴用を開始した。

尚リヴァプール定期船主協會は一九三九一四〇年の年報に於いて、全般的徴用政策に關する限り、前大戰當時と同様、政府には船舶以外の徴用権を有しない旨を指摘したが、政府は一九四〇年五月二十二日に一九四〇年緊急國防全權法に依つて國防上必要と認むる場合には勅令を以つて何時にても業務組織、従業員等を徴用し得ることゝ定めた。

### (二) 中立國船の備船開始

中立國船の備船は開戦以降海運集會所の備船委員會が之を行つてゐたが、一九四〇年二月二十九日政府は倫敦のシティーに中央備船事務局を設置して、諾威、和蘭、丁抹、希臘等の諸國船の備船に専ら當らしむることとし、三月四日事務を開始したことは既述の如くである。

### (C) 運賃備船料政策

#### (イ) 運賃率の公定

開戦後、物價、船價及び運航費の急騰の外、戰爭危険竝に船腹需要の増大に伴ひ、世界運賃は急速に次の如く高率を示し、延いて英國輸入商品價格の昂騰を齎し、一般物價の一層の騰貴を促進するに至つた。政府は之が抑制の爲め不況時代の所産たる不定期船主自治聯盟の最低運賃制を廢し、一九四〇年九月四日中央備船事務局をして、小麥、雜穀、玉蜀黍の九復航路の公定運賃を制定せしめ、引續き米、大豆、油種子、棉花、硫黃、屑鐵等の十數復航路にまでその適用を擴張した。尙往航の備船契約に對しては、その復航に於いて英國政府拂の公定運賃による備船契約を豫め

取極めることを條件とした。

一九四〇年三月現在の世界運賃指数 (一九三九年=100)

英國ロイド・リスト指数(七十八世界航路)

四九四

和蘭國指数(一般運賃指数)

\* 六五三

丁抹國指数(二十八世界航路)

四八八

瑞典國商業銀行指数

六六二

(註) \* 印は一九四〇年二月現在

League of Nations, World Economic Survey, 1939—41, 1941

其後聯合國船舶の被撃沈数の累増にも拘らず、一九四〇年第二四半期中に於ける歐洲大陸の獨軍占領國への海上輸送の減縮及び被占領國船の多數が他航路へ轉航せる結果として、歐洲市場に於ける運賃の騰貴は一時停頓し、多數の航路に於いては激落をさへ見たのであつたが、一九四〇年中頃より英國支配船の政府公定運賃率による英本國向輸送航路への引揚が歐洲大陸市場に於ける船腹の不足を齎し、該市場運賃率は新たに加速度的騰貴を開始した。このことが英國の運賃割増率の絶えざる引上を餘儀ならしめたのである。

#### (ロ) 徴用補償料率の制定

商務院は開戦と共に運航特許制を實施して民間船を備船してゐたが、自國船に對する備船料、所謂政府率 (Government fixed rates) と中立國船に對する備船料との間に多大の開きがあり、且つ主務官廳が自國船に對して發する備船指令は實情に即しない場合が多く、この指令に應じない船主が續出するに至つた。政府は之に對處する爲め、取り敢

へず一九三九年十二月一日自國船の備船料を大幅に引上げ、十一月一日に遡及して效力あるものとした。

次いで政府は遠洋定期及び不定期船の全般的徴用を開始したのであるが、その實施に當り一九三九年十二月船主側に命じて徴用補償に關する要求を提出せしめ、之に基いて對案を作成の上、更めて一九四〇年一月上旬より船主側との間に交渉を開始した。

然るに遠洋定期船主側の提出した徴用補償要求は運航費、船價償却費、造船資本利子、新船補充に關する補償より成り、就中、新船補充に關する補償要求中には戦争危険に因る喪失船の補償のみでなく、普通海損に因る喪失船の補充、並に老朽船の代替に關する補助までも含んでゐた爲め、交渉は暗礁に乗上げた。結局、戦争危険に因る喪失船は政府が戦時保険料を負擔して之を補償し、普通海損に因る喪失船の補充並に老朽船の代替に關する補助問題は將來の解決に讓ることに妥協が成立して、交渉は漸く軌道に乗つた。斯くて運航費、船價償却費、造船資本利子に付き一九四〇年四月上旬先づ遠洋定期貨物船に關する協定が原則的に成立した。

遠洋不定期船に關しては船主側が遠洋定期船主の如く運航費と其他の補償とを分離して要求せず、八千重量噸型以上を標準として、(1) 運航費一日に付き四十八磅、(2) 船價償却費(造船原價の年五%)、(3) 造船資本利子(同上)、(4) 戦時保険料一箇月一重量噸當り九片、(5) 新船補充積立金(造船原價の年三%)の五費目を計上し、一九四〇年三月一日以降の一箇月一重量噸當り標準徴用料を七志とし、他に一定額の臨時費 (Contingencies) を要求したが、四箇月に互る交渉の末、政府が定期船同様戦時保険料を負擔して戦争危険に因る喪失船を補償することとし、新船補充積立金の要求を撤回し、普通海損に因る喪失船及び老朽船の代替問題は戦後の解決に讓ることとして、一九四〇年四月十八日交渉は

正式に成立した。

更に其後遠洋定期客船に關する協定が成立し、同年四月三十日の下院に於いて五千總噸以上の遠洋定期船及び五千重量噸以上の遠洋不定期船に關する徵用補償料率が發表された。五千總噸未満の遠洋定期船及び五千重量噸未満の遠洋不定期船の徵用補償料率に關する協定は五月中旬に至つて妥結を見た。

尙右徵用補償料率は、定期船たると不定期船たるとを問はず、船舶運航費の標準に變動が生じた場合には、政府又は船主の申出によつて再審議し得る規定になつてゐる。

因みに、定期及び不定期船の徵用補償料率の規定は政府が一九四〇年八月に議會へ提出した白書の「英國政府及び英國船主間の戰時財政措置に關する覺書」(Memorandum on War-time Financial Arrangement between His Majesty's Government and British Shipowners)に依れば左の如し。

(一) 遠洋定期船の徵用補償料率は平均運航費に該當する基本率 (Basic rates) と船價償却費と造船資本利子との三本建である。

(海上保険料の騰貴に因る特別増加額、印度又は東亞航路就航船乗組員に對する特別手當、老船船の戰時特別維持費等の基本率へ計上することが困難なる船費は徵用補償料とは別個に支給す。又冷蔵船艙を有する定期船には基本率の外に一定の割増額を支給す。但し五千總噸以上のものにしてその冷蔵船艙が一萬立方呎、又は五千總噸未満にして七百五十立方呎に満たない場合には右の割増額を支給せず。)

基本率の内、備船契約書式 T、九七 A に依るものは主として軍隊輸送船又は病院船として徵用された客船に適用せられ、備船契約書式 T、九九 A に依るものは軍用品 (Military stores) 輸送船、政府の購入貨物を輸送する商用船及び其他の徵用定期船に適用せられ、孰れの書式の下にあつても、政府は一切の燃料、港税及び戰争保險附保の義務を負擔し、船主は乗組員の配

乗、給料及び食糧の支辨、船用品の整備、船舶の完全なる能率の維持、及び普通海上保險附保の義務を負擔す。  
備船契約書式 T、九九 A に依るものは徵用規定により組織費又は管理費を受け得ない者に限り右費用を支給す。

(1) 貨物船の基本率

五千總噸以上のものも未滿のものも孰れも乗組員の人種によつて二種に分たれ、五千總噸未満の基本率は更に上甲板以上の容積を總噸數に加算した特殊噸數による船型別に細分せられ、特殊噸數二百噸未満のものは各船主に個別的に通知される。

基本率は、例へば、五千總噸以上をとれば、一九四〇年二月二十九日までのものが乗組員の全部が白人より成るものでは一箇月一總噸當り七志六片で、白人以外の者が乗組む場合も同じく七志六片であつたが、同年三月一日以降は前者が八志、後者が七志九片となつた。

(2) 客船の基本率

五千總噸以上のものには速力十八節以上のものと未滿のものとの二種があり、兩者は乗組員の人種によつて更に二種に分れる。

五千總噸未滿のものには速力十七節以上と未滿との二種があり、前者の基本率は公表せず、各船主に個別的に通知されるが、後者の基本率は乗組員の人種によつて更に二種に分たれ、其上、特殊噸數による船型別に細分せられ、右特殊噸數千噸未滿のものは各船主に個別的に通知される。

基本率は、例へば、五千總噸以上をとれば、速力十八節以上にして乗組員の七割以上が白人より成るか又は全給料の七割以上が白人給料より成るものでは一九四〇年二月二十九日までのものが一箇月一總噸當り十二志十片であつたが、同年三月一日以降は十三志七片となつた。

(3) 船價償却費及び造船資本利子

船價償却費及び造船資本利子は夫々毎年新造船價の五%を支給す。

一九二二年以後の建造船に對しては造船原價(註二)の年一〇%に該當する金額を月割で支給す。一九二一年以前の建造船に對しては一九三九年九月三日現在に於ける戰争保險全損價格(註三)又は造船原價の孰れか少額の方の年一〇%の月割額を支給す。

(註一) 財政法の規定による船舶の自然消耗率計算に關して大藏省國稅局との間に協定せる現實の造船原價に右國稅局が資本費と認めたる追加支出合計の半額を加算したもの、但し右追加支出合計の半額が五千磅、五千總噸未満のものにあつては七百五十磅に滿たぬ場合は加算せず。

(註二) 一九三九年九月三日現在に於いて戰爭保險組合に加入してゐる船舶にあつては當該組合から發行せられ、且つ同日現在に於いて有效である保險證券にして、敵危険保險證券(超過價格又は騰貴價格及び運賃、船費其他の記載されたる利益の保險證券を含む、但しその保險價格は船體及び機關の保險價格の二五%を超えることを得ない)によつて填補せられることになつてゐる全損價格をいふ。但し右の全損價格が一九三九年九月三日に運賃又は船費其他に關する保險を事實上引受けなかつた戰爭保險組合に附保した船舶の敵危険保險價格の集計よりも大又は小なるときは右組合へ登録したる金額とす。

右以外の船舶にあつては海運大臣と當該船主との間に協定した金額とす。兩者の間に協定が成立しなかつた場合には一九三九年九月二十日附で海運大臣と戰爭保險組合との間に締結せられ、其後一九四〇年五月六日附で修正せられたる再保協定の下に設けられた船舶評價仲裁裁判によつて當該船舶に一九三九年九月三日現在に於いて妥當なる保險價格であると認定せられた金額とす。

古船(註三)に對しては一九三九年九月三日現在に於ける戰爭保險全損價格の年五%の月割額又は最初の造船原價又は購入價格が右の保險價格よりも少額なるときは孰れか大なる方の年五%の月割額に購入價格(註三)の年五%の月割額を加算した金額を支給す。

(註一) 親會社と子會社との間に譲渡せられた船舶、又は共通の親會社の下に於ける子會社の間に譲渡せられた船舶は古船と認めず。

(註二) 古船購入後十二箇月以内に締結した契約によつて支出した資本費は大藏省國稅局が資本費と認めたる追加支出の半額を加算したものを購入價格とす。但し加算額が五千磅、五千總噸未満のものにあつては七百五十磅を下らない場合に限る。

(二) 遠洋不定期船の徵用補償料率は定期船と異り一本建であつて、運航費と船價償却費と造船資本利子とを別個に算出しな

基本率の内、備船契約書式T、九九Aに依るものは軍用船及び政府商用船に適用せられ、負擔は定期船同様であるが、裸備船契約書式T、九九Aに依るものは運航費は含まれず、船價償却費と造船資本利子との外に組織費又は管理費が含まれ、主として海軍軍用船に適用せられ、政府が乗組員の配乗、船舶の維持、其他船主に附隨する義務を總べて負擔す。

(イ) T、九九Aに依る徵用補償料率

例へば、八千重量噸以上をとれば一九四〇年二月二十九日までのものが汽船五志七片(モーター船一志増)であつたが、同年三月一日以降は汽船六志(モーター船一志増)となつた。

(ロ) T、九九Aに依る徵用補償料率

例へば、八千重量噸以上では汽船は一箇月一重量噸當り二志二片、モーター船は汽船の六片増である。

右遠洋定期、不定期貨物船の徵用補償料率は船員賃銀及び無電設備費の昂騰を填補する爲め並に新造船特別資金手當として一九四一年十一月に同年一月一日に遡及して引上が行はれた。

其後戰時運輸省は遠洋及び近海定期船にして二千總噸未満のものは一九四二年一月一日より、二千總噸以上のものは同年四月一日より平均二〇%方引上げ、船價償却は一九二二年以前の建造船舶にのみ大戦勃發當時の海上保險價格を基準に行つてゐたのを、船齡二十年に達したのものにも同様の償却方法を行ふことを認めた。

更に一九四三年三月戰時運輸省と船主協會との間に遠洋不定期船に關して新協定が締結せられ、徵用補償料率は從來の經驗に照して必要と認められた各船の調整の外に、船員給料、船用品、其他の費用の増加を參酌して算出せられることとなつた。

之により八千重量噸以上の船舶に對する標準備船料率は汽船に就いては一九四一年十月三十日以前には一箇月一重量噸當り六志二片であつたのが、十一月一日より一九四二年四月三十日に至る期間に對しては遡及して六志六片、一



九四二年五月一日より一九四三年一月三十日までと同しく遡及して七志六片とし、一九四三年二月一日以降は七志八片となつた。斯くて現行率は一九四一年十月三十日以前の徵用料率の約二五%の増加であり、船齡二十年以上の古船に對する料率は基本率より一箇月一重量噸當り三片方低率である。

モーター船に就いては一九四一年十月三十日以前には一箇月一重量噸當り七志であつたが、其後の料率は汽船と同額に定められた。従つてモーター船の現行率は七志八片となつた。

更に右新協定に於いては従來普通海難に因る損傷の修理中及び定期修繕中の期間に對しては徵用料を支給せず、戰爭危險に因る損傷の修繕中は同率を支給してゐたのを改正して、戰爭危險、普通海難及び定期修繕に基因する不稼行状態の最初の一箇月は所定料率の五〇%を、其後は三三 $\frac{1}{3}$ %を支拂ふこととした。

政府は一九四〇年四月三十日の下院に於ける發表に基いてタンカー一重量噸に付き一箇月七志六片の徵用補償料を支給してゐたが、一九四一年一月一日タンカーの全般的徵用と共に補償料率を正式に決定し、備船契約書式T、九九A (Tankers) に依るものは遠洋不定期船同様一本建とし、裸備船契約書式T、九八Aに依るものは各船主に個別的に通知することとした。備船契約書式T、九九Aに依るものは、例へば、一萬四千重量噸以上を取れば、一九四〇年二月二十九日までのものが汽船一箇月一重量噸當り六志七片(モーター船一志増)であつたが、同年三月一日以降は七志(モーター船一志増)となつた。

(D) 對海外海運調整

(イ) 英米海運運賃協定

英國政府は航權維持の爲め、一九四一年六月上旬米國政府との間に海運運賃協定を締結した。その内容を要約すれば左の如し。

- (一) 英國海運が撤退した水域に配船する聯合國、中立國及び米國の海運會社船は高率な備船料で備船して戦前の英國の地盤に割込むことを防止する目的で定期備船料を月七弗五十仙に公定する。
- (二) 英米海運運賃協定の適用を受ける船舶は主として米國船並に巴奈馬國籍船として運航されてゐる約四十隻の諸威船及び二十五隻の希臘船にして、その外英國で接收し其後も依然自由運航を許されてゐる希臘及び諸威船の七五%も右協定による統制に服す。
- (三) 前記水域に於いて物資の輸送を引受けんとする英國船主は政府の事前許可を要す。
- (四) 太平洋水域に於いては英國船の代船として米國船を増配し得。
- (ロ) 英米船舶修理協定

英國政府は可及的速かに損傷船舶の修理を行ふ目的を以つて米國政府との間に兩國政府所有船舶及びその積荷が損害を受けた場合にはその責任の歸屬に關して今後法律的手段を用ひざることに同意し、又損害なき船舶は航海後相互にその旨を通告することとする新協定を締結し、一九四三年一月中旬白書を以つて之を發表した。

### 第八篇 人的資源

#### 第一章 總人口及び人口構成

##### 第一節 總人口及び人口趨勢

英國の總人口は、一九三一年四月施行の國勢調査に依れば、北愛蘭を除き四千四百七十九萬五千人、内男子二千四百四十五萬八千、女子二千三百三十三萬七千にして、性別比率は女子一〇〇に對して男子九一・九であつた。

英國の國勢調査は十年毎に施行せらるゝ慣行にして、一九四一年に行はるべかりし調査は戰爭勃發の爲めに中断せられ、従つて最近の適確精密なる統計を缺き、推算に俟つ外はないが、一九三七年六月末現在の總人口は、同じく北愛蘭を除いて、四千六百萬八千人(男子二千二百十萬二千、女子二千三百九十萬六千)、一九三九年六月末現在は四千六百三十八萬五千人(男子二千二百三十萬、女子二千四百八萬五千)と報ぜられる。

##### 英國總人口

| 年     | 英國總人口 | 英蘭及びウェイルズ | 蘇格蘭   | 愛蘭    | 計      |
|-------|-------|-----------|-------|-------|--------|
| 一九三一年 | 一八七・一 | 二二、七三三    | 三、三六〇 | 五、四二二 | 三一、四八五 |
| 一九三一年 | 一八八・一 | 二五、九七四    | 三、七三六 | 五、一七五 | 三四、八八五 |
| 一九三一年 | 一九〇・一 | 二九、〇〇三    | 四、〇二六 | 四、七〇五 | 三七、七三三 |
| 一九三一年 | 一九〇・一 | 三三、五二八    | 四、四七二 | 四、四五九 | 四一、四五九 |

|       |        |       |       |        |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 一九一一年 | 三六、〇七〇 | 四、七六一 | 四、三九〇 | 四五、二二二 |
| 一九二一年 | 三七、八八七 | 四、八八二 | 四、三五四 | 四七、一二三 |
| 一九三一年 | 三九、九八八 | 四、八四三 | 一、二四三 | 四六、〇七四 |
| 一九三七年 | 四一、〇三一 | 四、九七七 | 一、二八一 | 四七、二八九 |
| 一九三九年 | 四一、三七五 | 五、〇一〇 | 一、二九五 | 四七、六八〇 |

(註) 一九三一年以降は愛蘭自由國を除く

戰時中の總人口(北愛蘭を除く)は、自然増加が一九四〇年は四萬一千、一九四一年は六萬九千、一九四二年は二十萬一千と推算されるから、大體次の如くであらう。

|       |             |
|-------|-------------|
| 一九四〇年 | 四六、四二六、〇〇〇人 |
| 一九四一年 | 四六、四九五、〇〇〇  |
| 一九四二年 | 四六、六九六、〇〇〇  |

勞働政務次官マックコークオデイル(McCorquodale)は一九四二年六月末現在の總人口を四千六百七十五萬と發表してゐるが、上記の推算と略合致する。

近年に於ける人口自然増加の趨勢を見るに、出生數死亡數ともに顯著なる減退を示し、特に出生數に於いて著しいものがある。即ち人口千人に對する出生數は一八七一年の三四・一を最高として爾後漸減傾向を現はし、一九〇一年二八・一、一九一一年二四・五、一九二二年二二・六、一九三一年一六・三、そして一九三七年には一五・三に低下し、一九三九年には同率を維持してゐる。之に對して死亡數の漸減歩調は比較的緩慢であつて、一八七二年の人口千人に付き二一・四から一八八一年には一九・五、一九〇一年には一七・四、一九一一年には一四・三、一九二二年には一二・

五と低下し、爾來略、安定を維持して開戦の時に及んでゐる。  
 斯くて自然増加は人口千人に付き一八八一年の二・三、一から一九〇一年の二・〇・七、一九一二年の二・〇・二、一九二一年の二・〇・一と漸減し、其後一九二〇年代の落勢は頓に急調にして、一九三二年には遂に三・八なる低記録を出したが、一九三七年には更に二・七に轉落し、一九三九年には僅かに戻して三・一となつた。  
 人口千に對する出生數及び死亡數並にその差増の累年比較次表の如し。

| 出生及び死亡數 | 出生數(人口千人に付)   |           |      |      | 死亡數(人口千人に付)   |           |      |      |
|---------|---------------|-----------|------|------|---------------|-----------|------|------|
|         | 英蘭及び<br>ウヰイルズ | 蘇格蘭<br>愛蘭 | 平均   | 差引増加 | 英蘭及び<br>ウヰイルズ | 蘇格蘭<br>愛蘭 | 平均   | 差引増加 |
| 一八七一年   | 三五・三          | 三四・八      | 二七・七 | 三四・一 | 二二・三          | 一七・〇      | 二二・四 | 一二・七 |
| 一八八一年   | 三四・一          | 三三・六      | 二四・三 | 三二・六 | 一九・七          | 一八・一      | 一九・五 | 一三・一 |
| 一八九一年   | 三〇・八          | 三〇・八      | 二二・五 | 二九・八 | 一九・七          | 一八・六      | 一九・五 | 一〇・三 |
| 一九〇一年   | 二八・七          | 二九・五      | 二二・七 | 二八・一 | 一七・二          | 一七・九      | 一七・四 | 一〇・七 |
| 一九一一年   | 二四・五          | 二五・八      | 二二・一 | 二四・五 | 一三・八          | 一六・七      | 一四・三 | 一〇・二 |
| 一九二一年   | 二二・八          | 二五・六      | 二〇・八 | 二二・六 | 一二・四          | 一四・九      | 一二・五 | 一〇・一 |
| 一九三一年   | 一五・八          | 一七・〇      | 二〇・七 | 一六・三 | 一二・三          | 一三・三      | 一四・五 | 一二・五 |
| 一九三七年   | 一四・九          | 一七・六      | 一九・八 | 一五・三 | 一二・四          | 一三・九      | 一五・一 | 一二・六 |
| 一九三九年   | 一四・九          | 一七・四      | 一九・五 | 一五・三 | 一二・一          | 一二・九      | 一三・五 | 一二・三 |

人口の自然増加を實數に就いて見るに、前世紀の八九十年代に於いては増加實數三十五萬乃至四十萬の間を往來してゐたが、一九二〇年の五十六萬を頂點として急減を示し、一九二五年には二十七萬六千、一九三〇年には二十二萬三千、一九三七年には十一萬九千となつた。併し翌一九三八年には十六萬八千、一九三九年には十四萬三千と稍、盛返した觀がある。一九四〇年及び一九四一年に再び激減せるは、勿論、主として戦没及び空襲死亡の爲めなるべく、一九四二年の急増には海外引揚等の興るところが多いものと考へられる。

一九四四年四月四日首相チャーチルは下院に於いて開戦以來四年間の英軍の損害(戦死、行方不明、負傷及び俘虜)を六十六萬七千、内英本國三十八萬八千、商船隊員及び海軍の死傷を三萬、また一般民の死傷は十萬九千、内死者四萬九千と發表した。

人口自然増加實數累年比較次表の如し。

| 人口自然増加實數 | 英蘭及びウヰイルズ |         |         |         | 蘇格蘭    |        |        |  | 自然増加數 |
|----------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--|-------|
|          | 出生數       | 死亡數     | 差増      | 出生數     | 死亡數    | 差増     |        |  |       |
| 一八七〇年    | 七九二、七八七   | 五二五、三二九 | 二七七、四五八 | 一一五、三九〇 | 七四、一六五 | 四一、二二五 | 三八、六八三 |  |       |
| 一八八〇年    | 八八一、六四三   | 五二八、六二四 | 三三三、〇一九 | 一二四、五七〇 | 七五、八〇三 | 四八、七六七 | 四〇、一七八 |  |       |
| 一八九〇年    | 八六九、九三七   | 五六二、二四八 | 三〇七、六八九 | 一一一、五二六 | 七九、〇〇四 | 四二、五二二 | 三九、〇一一 |  |       |
| 一九〇〇年    | 九二七、〇六二   | 五八七、八三〇 | 三三九、二三二 | 一三二、四〇一 | 八二、二九六 | 四九、一〇五 | 三八、三三七 |  |       |
| 一九一〇年    | 八九六、九六二   | 四八三、二四七 | 四一三、七一五 | 一二四、〇五九 | 七二、二六八 | 五一、七九一 | 四六、五〇六 |  |       |

第一章 總人口及び人口構成

第八篇 人的資源

四八〇

|       |         |         |         |         |        |        |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|
| 一九二〇年 | 九五七、七八二 | 四六六、一三〇 | 四九一、六五二 | 一三六、五四六 | 六八、一七九 | 六八、三六七 | 五六〇、二一九 |
| 一九二五年 | 七二〇、五八二 | 四七二、八四一 | 二二七、七四一 | 一〇四、一三七 | 六五、五〇七 | 三八、六三〇 | 二七六、三七一 |
| 一九三〇年 | 六四八、八一  | 四五五、四二七 | 一九三、三八四 | 九四、五四九  | 六四、二八五 | 三〇、二六四 | 二二三、六四八 |
| 一九三七年 | 六一〇、五五七 | 五〇九、五七四 | 一〇〇、九八七 | 八七、八一〇  | 六八、九四二 | 一八、八六八 | 一一九、八五一 |
| 一九三八年 | 六二二、二〇四 | 四七八、八二九 | 一四二、三七六 | 八八、六二七  | 六二、九五三 | 二五、六七四 | 一六八、〇五〇 |
| 一九三九年 | 六一九、三五二 | 四九八、六九八 | 一一〇、六五四 | 八六、八九九  | 六四、四一三 | 二二、四八六 | 一四三、一四〇 |
| 一九四〇年 | 六〇七、〇二九 | 五八一、五三七 | 二五、四九二  | 八六、四〇三  | 七二、七七五 | 一五、六二八 | 四一、二一〇  |
| 一九四一年 | 五八六、七七八 | 五三四、六四三 | 五二、一三五  | 八九、七四三  | 七二、五五八 | 一七、一八五 | 六九、三二〇  |
| 一九四二年 | 六五五、〇七五 | 四七九、九〇七 | 一七五、一六八 | 九〇、六九四  | 六四、九六二 | 二五、七三二 | 二〇〇、九〇〇 |

上述の如き自然増加の顯著なる鈍化を以つてすれば英國の人口増加は遂に停止するのみならず、數年を出でずして減少するに至るべきは必至である。従つて英國人口の將來に就いての關心は夙に昂まりつゝあつて、人口學者にしてその將來に對する豫想を發表せる者も少くない。参考の爲め之を附記すれば、まづディー・ヴィー・グライス氏は英國人口(英蘭及びウェイルズのみ、蘇格蘭を除く)が一九三五年の出生率及び死亡率を持續するものと假定すれば、一九四五年の四千三百三十萬を頂點として低減し始め、一九七〇年には三千八百五十萬、二〇〇〇年には三千五十萬となるべく、若し又之に毎五年規則的に五十萬人の正味移入者あるものとすれば、一九五五年の四千三百萬を頂點とし、一九八五年には三千九百七十萬、二〇〇〇年には三千六百五十萬となるべく、更に又一九三五年の出生率及び死亡率が一層低下するものとすれば、一九四〇年の四千百十萬を頂點として、一九五五年には四千萬臺を、一九九〇年には三千萬臺

を劃り、二〇〇〇年には二千四百五十萬に減少すと推算してゐる。(D. V. Glass, Population: Policies and Movements in Europe, 1940)

更にイー・チャールズ女史は一九三三年の各年齢別出生及び死亡率を持續するものと假定すれば、英蘭及びウェイルズの人口は一九四五年の四千八十萬を頂點として一九六五年には三千八百五十萬、一九九五年には三千萬となるべく、また出生率は或る假定率が一九八五年まで、死亡率は或る假定率が一九六五年まで低下進行するものとすれば、一九三五年の四千五十萬を頂點として、一九六五年には三千五百八十萬、一九九五年には二千四十萬となり、頂點より百年後の二〇三五年には四百四十萬となるべしと豫想してゐる。寔に暗澹たる前途と云はねばならぬ。(Enid Charles, The Effect of Present Trends in Fertility and Mortality upon the Future Population of England and Wales)

第二節 年齢別人口構成

英國の年齢別人口構成を一九三一年に就いて見るに、先づ注目し値するのは五歳未満が僅か三百四十萬に過ぎずして、五歳—九歳、十歳—十四歳、十五歳—十九歳、二十歳—二十四歳、二十五歳—二十九歳の各年齢層の何れにも及ばず、三十歳—三十四歳群と略、匹敵してゐる點である。他方毎五歳別の年齢別構成に於いて最も多數を占めてゐるのは二十歳—二十四歳の年齢層の三百九十萬人であつて、それを中心として、年齢の長ずるに従ひ又年齢の減ずるに従つて漸減してゐるのである。次表の如し。

第一章 總人口及び人口構成

一九三二年四月國勢調査に據る年齢別人口構成

| 年齢別    | 總數     |       | 男      |       | 女      |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|        | 千人     | %     | 千人     | %     | 千人     | %     |
| 一歲     | 六八八    | 一・五   | 三四八    | 一・六   | 三三九    | 一・四   |
| 一—四歲   | 二、七二六  | 六・一   | 一、三七五  | 六・四   | 一、三五〇  | 五・八   |
| 五—九歲   | 三、七七八  | 八・三   | 一、九〇七  | 八・九   | 一、八七一  | 八・〇   |
| 一〇—一四歲 | 三、六三二  | 八・一   | 一、八三四  | 八・五   | 一、七九八  | 七・七   |
| 一五—一九歲 | 三、八七四  | 八・六   | 一、九二九  | 九・〇   | 一、九四五  | 八・三   |
| 二〇—二四歲 | 三、九一五  | 八・七   | 一、九〇四  | 八・九   | 二、〇一〇  | 八・六   |
| 二五—二九歲 | 三、七四六  | 八・四   | 一、八一五  | 八・五   | 一、九三〇  | 八・三   |
| 三〇—三四歲 | 三、四〇四  | 七・六   | 一、五九五  | 七・四   | 一、八〇九  | 七・八   |
| 三五—三九歲 | 三、一一九  | 七・〇   | 一、四二六  | 六・六   | 一、六九二  | 七・三   |
| 四〇—四四歲 | 二、九五六  | 六・六   | 一、三六三  | 六・四   | 一、五九一  | 六・八   |
| 四五—四九歲 | 二、八三四  | 六・三   | 一、三一六  | 六・一   | 一、五一七  | 六・五   |
| 五〇—五四歲 | 二、六四八  | 五・九   | 一、二四二  | 五・八   | 一、四〇四  | 六・〇   |
| 五五—五九歲 | 二、三〇六  | 五・一   | 一、一〇二  | 五・一   | 一、二〇〇  | 五・二   |
| 六〇—六四歲 | 一、八四八  | 四・一   | 八六九    | 四・〇   | 九二九    | 三・九   |
| 六五歲以上  | 三、三一六  | 七・四   | 一、四二五  | 六・六   | 一、八九一  | 三・九   |
| 合計     | 四四、七九五 | 一〇〇・〇 | 二一、四五八 | 一〇〇・〇 | 二三、三三六 | 一〇〇・〇 |

云ふ迄もなく、正常的發展を遂げたる場合の一國の人口構成は五歳未満の年齢層を基底としてピラミッド型を形成するものであり、然らざるものは安定を缺くものと云ふべきであるが、英國のそれはまさに斯かる意味に於いて最も不安定なる人口構成の典型と見得るであらう。即ち今世紀に入つて出生數が著しく低下し來れる事實に照應し、人口

増加停止の徴候が認められるのである。

この趣向は一九二一年の前國勢調査、一九二一年の前々國勢調査を溯つて見るも亦同じく、その源流の遠いことを知ることが出来る。一九二一年以降二十年間の年齢別構成の推移次表の如し。

年齢別人口構成の推移

| 年齢別    | 實數     |        |        |       | 百分率   |       |       |       |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 一九二一年  | 一九二二年  | 一九三一年  | 一九三二年 | 一九二一年 | 一九二二年 | 一九三一年 | 一九三二年 |
| 一二歳未満  | 一〇、二一九 | 九、四二九  | 八、九二一  | 二五・〇  | 二二・一  | 一九・九  | 一九・九  | 一九・九  |
| 一三—一七歳 | 一、五八五  | 一、六八六  | 一、二二二  | 三・九   | 三・九   | 二・七   | 二・七   | 二・七   |
| 一八—一九歳 | 一、五四五  | 一、六四一  | 一、四一六  | 三・八   | 三・八   | 三・八   | 三・二   | 三・二   |
| 二〇—二四歳 | 一、五二六  | 一、五九八  | 一、五七九  | 三・八   | 三・八   | 三・七   | 三・五   | 三・五   |
| 二五—二九歳 | 一、五〇九  | 一、五六五  | 一、五六九  | 三・七   | 三・七   | 三・七   | 三・五   | 三・五   |
| 三〇—三四歳 | 三、五九五  | 三、五八〇  | 三、九一六  | 八・八   | 八・八   | 八・四   | 八・七   | 八・七   |
| 三五—三九歳 | 六、六九七  | 六、四七五  | 七、一五一  | 一六・四  | 一五・一  | 一六・〇  | 一六・〇  | 一六・〇  |
| 四〇—四四歳 | 五、四四六  | 五、九七九  | 六、〇七五  | 一三・三  | 一四・〇  | 一四・〇  | 一三・六  | 一三・六  |
| 四五—四九歳 | 三、九七五  | 四、九五四  | 五、四八二  | 九・七   | 一三・〇  | 一三・〇  | 一二・二  | 一二・二  |
| 五〇—五四歳 | 二、五九四  | 三、二七四  | 四、一五五  | 六・四   | 七・七   | 七・七   | 九・三   | 九・三   |
| 五五—五九歳 | 九一一    | 一、一〇九  | 一、四一九  | 二・二   | 二・六   | 二・六   | 三・二   | 三・二   |
| 六〇—六四歳 | 一、二二四  | 一、四七三  | 一、八九七  | 三・〇   | 三・四   | 三・四   | 四・二   | 四・二   |
| 七〇歳以上  | 四〇、八三一 | 四二、七六九 | 四四、七九五 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

(註) Twenty-Second Abstract of Labour Statistics of the United Kingdom (1922-1936), 1937

即ち十二歳以下の人口は一九二一年一千二十二萬を數へたものが、一九二二年に於いて九百四十三萬、一九三一年に於いて八百九十二萬と減少し、之を全人口中の百分率より見るときは一九二一年の二五%より、一九二二年二二%、一九三一年一九%と低下してゐる。之に反して二十歳以上の高年齢となるに随つて全人口中各年齢群の占める割合は漸次増大して行き、四十五歳—五十四歳の年齢群にあつては一九二一年の九・七%より一九二二年の一一・六%、一九三一年の二二・二%、五十五歳—六十四歳に於いては一九二一年の六・四%より、一九二二年七・七%、一九三一年九・三%へと夫々増大を示してゐるのである。云ふ迄もなく、出生數の減少に依つて人口構成の重點が低年齢層より漸次高年齢層へと移動して來たことを示すものであつて、人口構成そのものゝ老齡化に外ならない。

更に一九三七年の年齢別人口構成に於いても重心は愈々高年齢層へと移行して、基底たるべき五歳未満の最低年齢層が益々縮小してゐるのである。次表の如し。

一九三七年六月末現在年齢別人口構成

| 年齢別    | 總數    |     | 男子    |     | 女子    |     |
|--------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        | 數     | %   | 數     | %   | 數     | %   |
| 一歳     | 六六四   | 一・四 | 三三八   | 一・五 | 三二六   | 一・四 |
| 一—四歳   | 二、五三〇 | 五・五 | 一、二八五 | 五・八 | 一、二四五 | 五・二 |
| 五—九歳   | 三、三五〇 | 七・三 | 一、六九三 | 七・七 | 一、六五七 | 六・九 |
| 一〇—一四歳 | 三、六三六 | 七・九 | 一、八三四 | 八・三 | 一、八〇二 | 七・五 |
| 一五—一九歳 | 三、七八〇 | 八・二 | 一、九一〇 | 八・六 | 一、八七一 | 七・八 |
| 二〇—二四歳 | 三、六七四 | 八・〇 | 一、八二一 | 八・二 | 一、八五三 | 七・八 |

|        |        |       |        |       |        |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 二五—二九歳 | 三、八五四  | 八・四   | 一、八八四  | 八・五   | 一、九七〇  | 八・二   |
| 三〇—三四歳 | 三、七六七  | 八・二   | 一、六八二  | 七・六   | 一、九三二  | 八・一   |
| 三五—三九歳 | 三、四七六  | 七・六   | 一、六六〇  | 七・五   | 一、八一四  | 七・六   |
| 四〇—四四歳 | 三、一〇六  | 六・八   | 一、四一七  | 六・四   | 一、六八九  | 七・一   |
| 四五—四九歳 | 二、九二七  | 六・四   | 一、三四六  | 六・一   | 一、五八一  | 六・六   |
| 五〇—五四歳 | 二、七二四  | 五・九   | 一、二四七  | 五・六   | 一、四七七  | 六・二   |
| 五五—五九歳 | 二、四五六  | 五・三   | 一、一六五  | 五・三   | 一、三三二  | 五・七   |
| 六〇—六四歳 | 二、一三五  | 四・六   | 九九五    | 四・五   | 一、一四二  | 四・八   |
| 六五歳以上  | 三、八七一  | 八・四   | 一、六七四  | 七・六   | 二、一九六  | 九・二   |
| 合計     | 四六、〇〇八 | 一〇〇・〇 | 二二、一〇二 | 一〇〇・〇 | 二二、九〇六 | 一〇〇・〇 |

第三節 有業人口構成

英國の有業人口は、一九三一年の國勢調査に依れば、二千七百七萬四千を數へ、總人口の四七%に當る。之を業種別に見れば、工業人口は八百四十三萬六千を以つて第一位を占め、全有業人口の三九・九%、之に次いで商業及び金融業の三百三十三萬五千（一五・八%）、個人用務の二百六十四萬六千（一二・六%）、行政及び國防の百六十三萬（七・七%）、運輸及び通信の百四十四萬四千（六・九%）、鑛業及び採石業の百二十八萬一千（六・一%）、農業及び漁業の百二十五萬七千（六・〇%）となつてゐる。之に依つて明かな如く、英國の産業人口に於いては工業人口が壓倒的多數

を占め、之に次ぐものは商業人口であつて、兩者併せて全體の半以上に當り、農業人口は僅かに六%に過ぎない。勿論、之は英國の歴史的地理的條件に基く産業構成の特異性と其の資本主義の高度化とに因るものである。産業別人口構成次表の如し。

産業別人口構成（一九三一年）

| 産業別     | 男子     | 女子    | 計      | 百分率   |
|---------|--------|-------|--------|-------|
| 農業      | 一、二八一  | 七六九   | 一、二五七  | 六・〇   |
| 鑛業及び採石業 | 一、二七二  | 九     | 一、二八一  | 六・一   |
| 工業      | 六、〇六六  | 二、三六九 | 八、四三六  | 三九・九  |
| 運輸及び通信  | 一、三九三  | 五〇    | 一、四四四  | 六・九   |
| 商業及び金融業 | 二、三三四  | 一、〇二一 | 三、三三五  | 一五・八  |
| 行政及び國防  | 一、二一八  | 四一一   | 一、六三〇  | 七七・七  |
| 自由職業    | 四七七    | 三八六   | 八六三    | 四・一   |
| 個人用務    | 七四〇    | 一、九〇六 | 二、六四六  | 一二・六  |
| 其他      | 一三七    | 四四    | 一八二    | 〇・九   |
| 合計      | 一四、八〇一 | 六、二七三 | 二一、〇七四 | 一〇〇・〇 |

之を一九二二年の前國勢調査と比較するも亦工鑛業の優位と之に對する農林漁業の劣勢が次表の如く、十年間に一層強まり、商業、交通、自由職業、個人用務の如き所謂サービス業が益々多量の勞力を吸収しつつあることを知ることが出来る。

産業別人口構成一九二二年—一九三一年比較

| 産業別     | 一九二二年    |       | 一九三一年    |       |
|---------|----------|-------|----------|-------|
|         | 實數       | 百分率   | 實數       | 百分率   |
| 農林漁業    | 一、四七五・五  | 七・六   | 一、三八四・七  | 六・六   |
| 工鑛業     | 九、七七七・九  | 五〇・六  | 一〇、一四四・六 | 四八・一  |
| 商業及び交通業 | 四、七九一・一  | 二四・七  | 五、七〇七・九  | 二七・一  |
| 國防      | 二五七・六    | 一・三   | 一八八・四    | 〇・九   |
| 其他公務自由業 | 一、八〇五・〇  | 九・三   | 二、一五〇・二  | 一〇・二  |
| 家事使用人   | 一、二六二・二  | 六・五   | 一、四九九・四  | 七・一   |
| 合計      | 一九、三六九・三 | 一〇〇・〇 | 二一、〇七五・〇 | 一〇〇・〇 |

(註) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1938

次に全人口中十四歳以上の生産可能年齢人口を見るに、一九三一年に於いては三千四百六十六萬を數へて全人口の七七・四%に當り、十四歳以上の生産可能年齢人口中有業人口はその六〇・八%である。之を男子に就いて見ると男子有業人口は一千四百七十九萬にして、十四歳以上男子人口の九〇・五%を占めて居り、同じく女子に於ける女子有業人口は六百二十六萬五千にして十四歳以上女子人口の三四・二%に過ぎず、他方、女子無業人口は千二百五萬にして、十四歳以上女子人口の六五・八%である。従つて戦時に於いて斯かる女子無業人口が有力なる勞働力補給源とされることは云ふ迄もないところであらう。そして一九三一年に於ける有業人口の内、常時就業し居らざりし者は、男子百九十六萬七千、女子五十五萬七千、計二百五十二萬四千にして、之は戦時勞働力需要に際して第一順位の補給源

となるものである。

有業及び無業人口の構成 (一九三一年)

| 全人口              | 男          |            | 女          |            | 計 |
|------------------|------------|------------|------------|------------|---|
|                  | 人          | 子          | 人          | 子          |   |
| 全人口              | 二一,四五八,五三三 | 一〇,八七二,一三九 | 一一,三三六,八二四 | 四四,七九五,三五七 |   |
| 一四歳以上人口          | 一六,三四一,一三九 | 七,六二二      | 一八,三三〇,三九七 | 三四,六六一,五三六 |   |
| 全人口に對する比率(%)     | 七六・二       | 七八・五       | 七八・五       | 七七・四       |   |
| 有業人口             | 一四,七八九,五八六 | 九〇・五       | 六,二六五,一〇〇  | 二一,〇五四,六八六 |   |
| 一四歳以上人口に對する比率(%) | 九〇・五       | 三二・二       | 三二・二       | 六〇・七       |   |
| 無業人口             | 一,五五一,五五三  | 九・五        | 一,〇五五,二九七  | 二,六〇六,八五〇  |   |
| 一四歳以上人口に對する比率(%) | 九・五        | 六五・八       | 六五・八       | 三九・三       |   |

有業人口の構成 (一九三一年)

| 就業人口       | 雇傭者        |            | 自營者        |            | 計 |
|------------|------------|------------|------------|------------|---|
|            | 被傭者        | 自營者        | 被傭者        | 自營者        |   |
| 就業人口       | 一〇,〇二八,五〇四 | 一,〇二八,五〇四  | 一,〇二八,五〇四  | 一,〇二八,五〇四  |   |
| 現に就職し居らざる者 | 一〇,八七一,九九五 | 九二一,九九七    | 一〇,八七一,九九五 | 九二一,九九七    |   |
| 有業人口合計     | 一四,七八九,五八六 | 一四,七八九,五八六 | 一四,七八九,五八六 | 一四,七八九,五八六 |   |

(註) Twenty-Second Abstract of Labour Statistics of the United Kingdom (1922-1936), 1937

次に年齢別有業人口の推移を一九二一年、一九二二年及び一九三一年に就いて見れば、有業人口はこの二十年間内に

一千八百三十五萬より二千百五萬へと二百七十萬を増加し、全人口に對する割合としては四五%より四七%へと増加した。その變化の態様を見るに、先づ一九二一年に於いて十五萬を占めた十三歳未満の幼年労働者が幼年者の就業禁止と共に一九三一年に於いては全然影を消滅するに至つたことが注目される。そして各年齢群に於ける有業人口の全有業人口中に占める割合に就いて見ると、二十五―三十四歳の者及び五十五―六十四歳の者に於いて特に顯著な増加が見られ、前大戦に因る戦没が英國の生産年齢人口構成に對して大きな影響を與へてゐることを示唆してゐる。

年齢別有業人口推移

| 年齢別    | 實數     |        |        | 百分率   |       |       |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
|        | 一九二一年  | 一九二二年  | 一九三一年  | 一九二一年 | 一九二二年 | 一九三一年 |
| 一二歳未満  | 一四八    | 七二     | 一一     | 〇・八   | 〇・四   | 一一    |
| 一三―一四歳 | 九三五    | 八九八    | 八〇七    | 五・一   | 四・六   | 三・八   |
| 一五―一七歳 | 一,一三一  | 一,二九八  | 一,二九五  | 六・七   | 六・七   | 六・二   |
| 一八―二四歳 | 四,一〇八  | 四,一五四  | 四,五七三  | 二二・四  | 二一・五  | 二一・七  |
| 二五―三三歳 | 七,五七七  | 四,〇七二  | 四,七二三  | 四一・三  | 二一・〇  | 二二・四  |
| 三四―四四歳 | 三,六九一  | 三,四五六  | 三,五四二  | 二〇・一  | 一七・八  | 一六・八  |
| 四五―五四歳 | 二,八四九  | 二,七五七  | 三,〇八九  | 一四・七  | 一四・七  | 一四・四  |
| 五五―六四歳 | 一,七五七  | 一,七五七  | 二,一五九  | 一〇・一  | 一〇・四  | 一〇・四  |
| 六五―六九歳 | 六五九    | 四九五    | 三二七    | 三・六   | 二・六   | 二・五   |
| 七〇歳以上  | 一八,三五一 | 一九,三五七 | 二一,〇五四 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |
| 合計     | 一八,三五一 | 一九,三五七 | 二一,〇五四 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

(註) Twenty-Second Abstract of Labour Statistics of the United Kingdom (1922-1936), 1937



第八篇 人的資源

四九〇、

一九三一年以後に於いても有業人口は漸増傾向と老齡化との大勢を辿り、一九三七年に於いては一九三一年に比して有業人口は八十六萬七千を増加したのに、十四—二十四歳の年齢層に於いては實に二十二萬六千の減少とさへなつてゐる。以つて高年齢層に於ける増加の程を知るべきであらう。

一九三七年有業人口

| 年齢層      | 男子     | 女子     | 計      |
|----------|--------|--------|--------|
| 一四—二四歳   | 三、六八一  | 二、七六八  | 六、四四九  |
| 二五—三四歳   | 三、六五〇  | 一、四〇〇  | 五、〇五〇  |
| 三五—四四歳   | 三、〇二五  | 八五一    | 三、八七六  |
| 四五—五四歳   | 二、五〇〇  | 六四〇    | 三、一四〇  |
| 五五—六四歳   | 一、九八〇  | 四四六    | 二、四二六  |
| 六五歳以上    | 八〇〇    | 一八〇    | 九八〇    |
| 有業者      | 一五、六三六 | 六、二八五  | 二二、九二一 |
| 無業者      | 一、六九六  | 一、九五七  | 三、六五三  |
| 一四歳以上總人口 | 一七、三三二 | 一九、二四二 | 三六、五七四 |

(註) R. W. B. Clarke, The Economic Effort of War

一九三一年以後に於いても有業人口の産業別配分に關する趨勢は同一の傾向を更に強め、この期間の有業人口は農業、炭礦業に於いて減少し、製造工業と土木建築、物資配給、娯樂、家事、公務等の廣義の所謂サービス業とに於いて著増を示してゐる。次表の如し。

産業別人口構成一九三一年—一九三八年比較

| 國         | 一九三一年  | 一九三八年  | 増減      |
|-----------|--------|--------|---------|
| 國防        | 二五〇    | 三六〇    | (+) 一一〇 |
| 農業        | 一、二六〇  | 一、〇六〇  | (-) 二〇〇 |
| 鑛業及び採石業   | 一、二八〇  | 一、〇七〇  | (-) 二一〇 |
| 製造工業      | 七〇七〇   | 七、五一〇  | (+) 四四〇 |
| 建築土木業     | 一、一二〇  | 一、三四〇  | (+) 二二〇 |
| 瓦斯水道電氣業   | 二四〇    | 三三〇    | (+) 七〇  |
| 鐵道業       | 五六〇    | 五五〇    | (-) 一〇  |
| 其他運輸及び通信業 | 八九〇    | 九〇〇    | (+) 一〇  |
| 配給公務家事其他  | 八、三八〇  | 八、九二〇  | (+) 五〇  |
| 合計        | 二一、〇五〇 | 二二、〇二〇 | (+) 九七〇 |

(註) R. W. B. Clarke, The Economic Effort of War

有業人口に關して上述せるところを要約すれば、(一)有業人口は増加しつつあること、(二)その構成が高年齢層に移行しつつあること、及び(三)その比重が製造工業及びサービス業に於いて益々加はりつつあることである。

### 第二章 兵力動員

開戦直前に於ける英國の陸海空三軍の現役、豫備及び補助人員總數は百十七萬人、此外に市民國防に従ふ者男子百四十萬二千人、女子六十五萬八千人であつた。その内譯次表の如し(一九三九年五月末現在)。

| 現役      | 陸軍      |         | 海軍        |           | 空軍     |        |
|---------|---------|---------|-----------|-----------|--------|--------|
|         | 人       | 人       | 人         | 人         | 人      | 人      |
| 現役      | 二〇四、〇〇〇 | 一三三、〇〇〇 | 一一八、〇〇〇   | 四五五、〇〇〇   |        |        |
| 豫備及び補助  | 五八四、〇〇〇 | 二七、五〇〇  | 一〇四、〇〇〇   | 七一五、五〇〇   |        |        |
| 計       | 七八八、〇〇〇 | 一六〇、五〇〇 | 二二二、〇〇〇   | 一、二七〇、五〇〇 |        |        |
| (女)     |         |         |           | (二、〇〇〇)   |        |        |
| 二、市民國防隊 |         |         |           |           |        |        |
| 防       | 男       | 女       | 計         | 男         | 女      | 計      |
| 防       | 八九三、〇〇〇 | 五四一、〇〇〇 | 一、四三四、〇〇〇 | 一七七、〇〇〇   | 九一、〇〇〇 | 二、〇〇〇  |
| 補助      | 一七一、〇〇〇 | 六、〇〇〇   | 一七七、〇〇〇   | 一一、〇〇〇    | 一、〇〇〇  | 一二、〇〇〇 |
| 女子奉仕隊   | .....   | 九一、〇〇〇  | 九一、〇〇〇    | .....     | .....  | .....  |
| 看護婦     | .....   | 一一、〇〇〇  | 一一、〇〇〇    | .....     | .....  | .....  |
| 產婆      | .....   | 一、〇〇〇   | 一、〇〇〇     | .....     | .....  | .....  |
| 奉仕隊     | .....   | 八、〇〇〇   | 八、〇〇〇     | .....     | .....  | .....  |
| 正規      | .....   | .....   | .....     | .....     | .....  | .....  |
| 計       | 二〇、〇〇〇  | .....   | 二〇、〇〇〇    | .....     | .....  | .....  |

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 正規警察    | 六八、〇〇〇    | .....   | 六八、〇〇〇    |
| 補助警察    | 二二三、〇〇〇   | .....   | 二二三、〇〇〇   |
| 豫備船員    | 一〇、〇〇〇    | .....   | 一〇、〇〇〇    |
| 豫備沿岸防備隊 | 一、〇〇〇     | .....   | 一、〇〇〇     |
| 無電技士登録者 | 二、〇〇〇     | .....   | 二、〇〇〇     |
| 一般豫備    | 五、〇〇〇     | .....   | 五、〇〇〇     |
| 計       | 一、四〇二、〇〇〇 | 六五八、〇〇〇 | 二、〇六〇、〇〇〇 |

即ち現役兵力は五十萬、豫備及び補助員數は七十五萬に近い。此外に一九三九年五月制定の軍事教練法 (Military Training Act) に依る所謂新國民軍 (New Militia) 二十二萬があり、之を加へれば陸軍は百萬となる譯である。他方、市民國防隊は二百萬を超え、内全日勤務者男子二十五萬、女子十萬と推定される。以上が開戦直前の現有兵力であつた。

元來英國は四面環海の島國であつて、他の諸國の如く國境守備に當る必要がなかつた爲めに、強大なる陸軍を常備せず、開戦に及んで募兵を爲すを例とした。然るに空軍の發達に伴つて現代戦に於いては空の國境とも云ふべきものが出現したので、歐洲の風雲益々急を告ぐるに及び、遂に一九三九年五月徴兵制度の前驅たる軍事教練法を制定するに至つた。本法はその公布後十二箇月内に滿二十歳以上二十一歳未滿の男子を毎月二萬人宛徴集し、六箇月間の軍事教練を與へんとするもので、前述の如く、その總數は二十二萬と唱へられた。

軍事教練法に依る應募者群は七月から訓練を開始したが、九月開戦と共に兵役法 (National Service (Armed Forces) Act, 1939) が制定され、滿十八歳以上滿四十一歳未滿の男子は強制兵役の義務を課せられた。十月一日本法に基いて

滿二十歳以上二十二歳未満の徴兵に關する勅令が公布され、更に十二月一日滿二十歳以上二十三歳迄の徴兵令の公布があり、一九四〇年一月一日公布の徴兵令は徵募年齢を滿十九歳以上滿二十七歳迄擴張し、更に同年五月九日之を滿三十六歳迄に引上げた。一九四一年一月二十九日の新徴兵令は同日滿十八歳に達し、四十一歳未満なりし者を含む年齢層全體に兵役法を適用することとし、滿三十七歳以上の男子登録は兵役免除職業表の改正を待つて之を行ふこととなり、四月改正表が發表され、更に同年十二月兵役(第二)法(National Service(II) Act, 1941)に依つて兵役義務年齢は五十一歳に引上げられた。

上述の諸法令に依る登録者數の實績を見るに、一九三九年十月兵役法に基く第一回の登録が滿二十歳以上二十二歳未満の者に付き行はれたるを始めとし、同年十二月、一九四〇年二月、三月、四月といふ風に各年齢層に従つて順次に登録があり、開戦直前の軍事教練法に依る登録者を加へて、一九四〇年末迄の總數は四百五十萬を超えるに至つた。その内譯次表の如し。

| 年 月 日         | 年 齡                                | 登 録 者 數 |
|---------------|------------------------------------|---------|
| 一九三九年 六 月     | 二十歳乃至二十一歳                          | 二四〇、七五七 |
| 〃 〃 十月二十一日    | 二十歳乃至二十一歳                          | 二二九、七九四 |
| 〃 〃 十二月 九日    | 二十二歳                               | 二五二、八〇六 |
| 一九四〇年 二 月 十七日 | 二十三歳及び前年十月二十二日以降十二月三十一日迄に滿二十歳に達した者 | 二五七、八〇二 |
| 〃 〃 三 月 九日    | 二十四歳及び一月一日以降三月九日迄に滿二十歳に達した者        | 三三三、五七二 |
| 〃 〃 四 月 六日    | 二十五歳及び三月十日以降四月六日迄に滿二十歳に達した者        | 三一四、四三〇 |
| 〃 〃 四 月 二十七日  | 二十六歳及び四月七日以降四月二十七日迄に滿二十歳に達した者      | 三一二、九一二 |

|              |   |           |
|--------------|---|-----------|
| 〃 〃 五 月 二十五日 | 二十七歳及び四月二十八日以降五月二十五日迄に滿二十歳に達した者           | 三二六、二五九   |
| 〃 〃 六 月 十五日  | 二十八歳                                      | 二九二、〇二五   |
| 〃 〃 六 月 二十二日 | 二十九歳及び五月二十六日以降六月二十二日迄に滿二十歳に達した者           | 三三三、九九五   |
| 〃 〃 七 月 六日   | 三十歳                                       | 三一〇、六八八   |
| 〃 〃 七 月 十三日  | 三十一歳                                      | 三三二、五九七   |
| 〃 〃 七 月 二十日  | 三十二歳                                      | 三二二、六四一   |
| 〃 〃 七 月 二十七日 | 三十三歳及び六月二十三日以降七月二十七日迄に滿二十歳に達した者並に三十四歳の者半分 | 三四〇、八四〇   |
| 〃 〃 十一月 九日   | 三十四歳の他の半分及び七月二十八日以降登録日迄に滿二十歳に達した者         | 三八一、六四三   |
| 〃 〃 十一月 十六日  | 計   | 四、五五一、七六一 |

更に一九四一年一月中旬に三十六歳までの登録が完了された。その實數は詳かでないが、三十五乃至三十六歳と前年十一月十七日以降滿二十歳に達した者との登録數を七十萬と押へれば、一九四〇年五月の徴兵令に依る登録者累計は五百二十三十萬に上るものと推定し得る。この内、信仰に因る兵役拒否者、不具廢疾者及び兵役免除職業従事者を除く徴兵適格者は、「エコノミスト」誌に従へば、一九四〇年三月迄の登録者百三十萬人に對して百九萬人と推算されるから、高年齢層に至るに従つて適格比率は低下すべきを以つて之を考慮するも尙四月以降の登録者に就いては三百五十萬以上に上るべく、併せて四百五十萬と見て大差はないであらう。

次いで一九四一年一月の新徴兵令に依つて同年二月十九歳級、四月三十七歳級、六月四十歳級まで、七月再び滿十九歳に達せる者、九月十八歳六ヶ月に達せる者の登録が行はれたが、その員數は詳かにするを得ない。

以上の内、召集せられたる者は一九四一年三月までに既に約二百八十萬人に上ると云へば、一九四二年六月末頃までに三百五十萬以上の徴募があつたものと思はれる。そして是等の應召壯丁は略、陸軍二百萬、海軍五十萬、空軍百萬の割合を以つて配置され、開戦前の兵力百萬に之を加へて四百五十萬、損耗及び重要産業に對する召集解除を併せて約五六十萬の一部は新たに丁年に達せる者より補充されたものと見て、一九四二年末の現有兵力は四百萬乃至四百二十萬の間にありと推定して大過なからうと考へられる。即ち開戦直前の兵力と現有兵力とを比較すれば大凡次表の如きものであらう。

|    | 開戦直前      | 現有兵力       |
|----|-----------|------------|
| 陸軍 | 七八八、〇〇〇人  | 二、三〇〇、〇〇〇人 |
| 海軍 | 一六〇、五〇〇   | 六〇〇、〇〇〇    |
| 空軍 | 二二二、〇〇〇   | 一、一〇〇、〇〇〇  |
| 計  | 一、一七〇、五〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇  |

開戦前後に於いて、前大戦には前後五十一箇月間に四百九十萬の兵力動員が行はれたことから推して、今次大戦は五百萬乃至六百萬の兵力動員可能なりとする觀察一例へば、「エコノミスト」誌の如き一が行はれたが、其後一方に於いては、兵力捻出のために一九三九年五月制定された兵役免除職業表の改訂が屢、行はれると共に、他方に於いては、特殊の戦時重要産業従事者、特に炭礦夫に就いては徴集を解除又は兵役を免除する如き方策を執り、遂に炭礦業に對しては海軍及び空軍に次いで、その動員順位を陸軍の上位に置くに至つたこと等から見て、もはや大規模の兵力動員は出來ないのではないかと思はれる。現に一九四一年秋既に英國はその當時以上の動員を爲す意思なしとさへ傳へられた。

以上の外、既述の一九四一年十二月第二兵役法は女子を強制徴用し得ることとし、同月十八日同法に基く勅令を以つて満二十歳以上三十一歳未満の女子の召集を執行した。そしてこの一部は補助部隊としてそれ／＼陸海空三軍に分屬せしめられた。

(一) 陸軍女子補助部隊 (Women's Army Corps) は司令官以下全部婦人を以つて組織され、文書の謄寫整理、自動車の運轉、通信等に従事し、最近には高射砲隊にも配屬されて防空に参加してゐる。開戦直前の豫定に依れば、既掲の如く、十七萬六千五百人で、一九四〇年三月頃五萬に上つたが、其後増員されて二十五萬人程度になつてゐるものと考へられる。

(二) 海軍女子補助部隊 (Women's Navy Corps) はその任務は陸軍のそれと大差なく、その員數は一九四二年五月沿岸看視隊を合せて約二萬、一九四三年の目標は五萬である。

(三) 空軍女子補助部隊 (Women's Auxiliary Air Corps) もその組織及び任務は他の補助部隊と略、同様で、特殊の任務としては敵機の位置探知機の操縦をも擔當してゐる。その員數は當初二千人と豫定されたが、之亦其後頻りに増員され、一九四三年には十萬に上つたと傳へられる。

(四) 看護婦 赤十字、陸海空軍病院等の看護婦は當初一萬一千人に過ぎなかつたが、其後増員されて、十倍以上となり、少くとも十五萬見當ではないかと推せられる。

市民國防隊は開戦直前既に二百萬人を超えてゐたが、開戦後其數は倍加して四百萬人に達したものと推定される。併し全勤者は男子二十五萬人、女子十萬人、爾餘は概ね餘暇利用に依る者であり、戦時の純増加は十萬乃至十五萬程

度であらう。此内正規並に補助消防隊は、空襲の激化に伴つて、著しく増加され、全勤者の多數を吸収してゐるものと察せられる。併し内務省は全國消防組織を改革し、小分區制を大分區制とし、適度の移動力を有する消防隊を備へて、隊員の増加を避ける方策を執つてゐる。

一九四〇年五月獨逸の和蘭、白耳義及び佛蘭西に對する進撃が本格的に開始され、特に和蘭に對して落下傘部隊が有効に使用された事實に鑑みて、當時の陸軍大臣イーデンは急遽地方防衛義勇軍(Local Defence Volunteers)の募集編成を開始したが、後その名稱は國防義勇軍(Home Guard)と改められ、八月下旬に至つて其數は約百五十萬人に上り、一九四一年九月には百七十萬人に達したと云はれ、爾來その員數を維持してゐるものゝ如くである。之はその名稱の如く義勇奉仕軍にして、十七歳以上六十五歳までの年齢層に互り、餘暇を利用して軍事教練を受け、敵襲のあつた場合陸軍の一翼として國土の防衛に當るものである。殊に現代戰術上機動部隊の快速化と破壊力とに鑑みて道路橋梁の防衛及び地方に分散せる軍需工場の防護を主たる任務とする。只主要都市などに於いては市民及び正規軍の防衛組織が完備してゐるためにその地位は餘り重要視されてはゐない。

### 第三章 勞働力動員

#### 第一節 概 説

現代總力戰に於いては兵力の動員と共に直ちに之と並行して大規模の勞働力動員を爲さざるべからざるを以つて英國政府は開戦と同時に緊急國防全權法を制定して國民徵用の權限を得、同法に基く國防條例を發布して、勞働統制の基本法規とし、更に國民登録法を制定して、一九三一年國勢調査後の人的資源に關する新資料の追補を圖つた。尙之より前夙に一九三九年五月より實施されてゐた國防及び戰時重要産業の人力配分調整に關する兵役免除又は召集猶豫職業表(Schedule of Reserved Occupations)も開戦直後修正を加へられた。同時に、他方に於いて、勞働行政の外、廣く國民徵用を管掌する最高機關として従來の勞働省を改組擴充して勞働及國民徵用省としたのである。

併し乍ら勞働統制及び動員が眞に本格化したのは一九四〇年五月チャーチル内閣が成立し、勞働黨の有力なる領袖の入閣後であつて、政府は一九四〇年五月の第二緊急國防全權法に依つて一層強力なる勞働統制及び國民徵用權を與へられ、同年七月新國防條例に基く雇傭條件及國家調停令は調停裁判所の設立、罷業及び工場閉鎖の禁遏を旨し、翌一九四一年三月、五月、六月と相次いで發せられた一聯の重要勞務令は諸重要産業部門に於ける勞働力の確保を意圖するものであつた。そして是等の勞務令は早くも一九四一年七月下旬に於いて約三百七十萬の勞働者を擁する一萬一千の事業に適用された。

また労働行政の一元化を一層徹底する爲めに一九四〇年七月工場法の管理は内務省より労働省に移管され、前記國家調停裁判所が一九四〇年七月設立された外、同年五月には聯合協議委員會、労働力補給審議會、同七月には工場福利審議會、同十月には海員福利審議會等が新設され、特に労働者側からの労働統制機構に對する積極的協力が爲されるに至つた。

従つて労働力動員も漸く本格化し、一九四〇年五月には新兵役免除職業表の改正があり、八月更に追加表が公布され、それは主として徴兵の必要から多數の事務員、教師、其他専門職業者の召集猶豫年齢を二十五歳より三十歳に引上げるにあつたけれども、また相當數の職業に於いてはその戦時重要性の爲めに猶豫年齢は三十五歳より三十歳に引下げられた。次いで一九四一年十月の職業表改正は又兵員増加の爲め専ら猶豫年齢の引上を目的としたものであつたが、新職業表は保留職業及保護勞務表 (Schedule of Reserved Occupations and Protected Work) と改稱され、大多數の職業に於いて保留職業及び保護勞務に關する二種の猶豫年齢を認め、傭主がその企業を保護事業登録簿に加へられんことを願出で之を認可された場合は、その事業に従事する者は二種の猶豫年齢中低年齢に於いて召集猶豫を受けることとしたのである。そして保留職業及保護勞務表は軍隊及び戦時重要産業の人的資源需要に應じて隨時變更されることとなつた。

女子に就いては遂に一九四一年三月始めて雇傭登録令を適用し、二十歳以上二十四歳迄の登録を行つたが、同年十二月迄に三十歳迄の登録を了し、同じく十二月女子強制徴用令を公布して二十歳以上二十五歳迄の女子を女子補助軍部隊に徴集し得ることとせる外、二十歳以上三十歳迄の既婚者も子女なき者には全勤労働を命じ得ることとした。其

後女子徴用年齢は次第に高年齢及び低年齢層に擴張され、一九四四年一月には十六歳以上五十歳迄に及んだ。

動員實績を見るに、労働政務次官マックコークオデイルに依れば、一九四二年末現在の十四歳以上の動員可能人口は三千三百十三萬人にして、現實に動員されてゐる全勤者は男子一千五百二十萬、女子七百十萬、併せて二千二百三十萬である。「ファイナンシャル・ニューズ」紙(一九四三年八月二十五日)は労働次官の數字を同次官が露西亞に於いて發表せる一論文より摘出し、所報甚だ簡略にして内容詳かでないが、上記の數字の内には兵力動員男子四百萬、女子四十萬は加算されてゐないものと解すべきであらう。若し假りにそれを控除すべきものとすれば、労働力動員數は男子一千二百二十萬、女子六百七十萬、併せて一千七百九十萬に過ぎずして、之を開戦前一九三八年の推定二千十一萬(兵員三十六萬、失業者百五十五萬を除く)に對比するも、甚しく少數である。

労働次官發表に基く動員可能人口、動員實數及び動員殘員數を表示すれば次表の如し。

|     | 動員可能人口 | 動員實數   | 動員殘員數  |
|-----|--------|--------|--------|
| 男   | 一五、九〇〇 | 一五、二〇〇 | 七〇〇    |
| 女   | 一七、一三〇 | 七、一〇〇  | 一〇、一三〇 |
| 合 計 | 三三、〇三〇 | 二二、三〇〇 | 一〇、八三〇 |

(外に六十五萬の部分時間就業者がある。)

特に女子の動員數七百十萬は戦前の有業者數六百三十萬に比べて少數に過ぐる感なきを得ないが、一九四三年二月四日労働大臣ベヴィンの發表に依れば、直接間接軍需産業に従事する女子八百六十七萬に上ると云へば、就業者の増加は二百三四十萬となり、妥當性あるが如くに考へられる。尤も女子就業の内容には一大轉換があつて、平和産業と

軍需産業との女子勞働力配分比率が顛倒してゐることは言を俟たないであらう。尙外に女子農業奉仕隊の如き勞働奉仕を爲す者約百萬は上述の動員統計には含まれてゐないことも留意し置かねばならぬ。

兎もあれ、動員餘力男子七十萬、女子一千十三萬は動員の極限、若くは、その一步手前に達したものと見るべきであらう。

前大戦の場合を見るに、一九一八年十一月休戦當時の總就業者數は一千三百十萬三千にして、一九一四年七月開戦當初より七十八萬一千を減じてゐる。之を男女別に見れば、男子は二百四十四萬四千を減少せるに女子は百六十六萬三千を増加した。そして總勞務者に對する比率は二四%から三七%に上昇し、男子勞務者と代替せる女子勞務者數は百九十六萬九千に上つてゐる。産業別比較次表の如し。

開戦當初及び休戦當時の男女勞務者數比較

| 産業     | 男子勞務者數  |          | 女子勞務者數  |          | 總勞務者に對する女子勞務者の比率 |          | 男子勞務者と代替せる女子勞務者數 |
|--------|---------|----------|---------|----------|------------------|----------|------------------|
|        | 一九一四年七月 | 一九一八年十一月 | 一九一四年七月 | 一九一八年十一月 | 一九一四年七月          | 一九一八年十一月 |                  |
| 工業及び鑛業 | 七、三〇二   | 五、二六三    | 七、一九九   | 二、九七六    | 二六%              | 三六%      | 一、〇六四            |
| 農業     | 八、〇〇〇   | 五、七八八    | 八、〇〇〇   | 九、五〇〇    | 九                | 一四       | 三四               |
| 運輸業    | 一、一六一   | 八、五八     | 一、一六一   | 一、一五     | 二                | 一二       | 一〇〇              |
| 金融及び商業 | 一、四〇一   | 八、四六     | 五、〇六    | 九、五五     | 二七               | 五三       | 四七七              |
| 其他     | 七、〇二    | 四、三八     | 四、二八    | 五、七一     | 三八               | 五七       | 一三九              |
| 公務     | 二、四三    | 一、八一     | 六、六     | 二、二八     | 二一               | 五六       | 一五五              |
| 計      | 一〇、六〇九  | 八、一六三    | 三、二七七   | 四、九四〇    | 二四               | 三七       | 一九六九             |

A. W. Kirkaldy, British Labour: Replacement and Conciliation, 1914—1921

更に之を業種別に見るに、産業各部門を通じて皆勞務者を減少し、殊に農業に於いてその減少が最も高率であつて、只増加せるは官公吏のみである點が注目される。

第二節 主要勞働統制法規

第一項 緊急國防全權法及び國防條例

一九三九年緊急全權(國防)法 (Emergency Powers (Defence) Act, 1939) に依つて政府は勞務の確保の爲めに必要な國防條例を設くる權限を與へられたが、一九四〇年緊急全權(國防)法 (Emergency Powers (Defence) Act, 1940) は前年の緊急全權(國防)法の效力を延長擴充し、勞務の確保に必要或は便宜ありと認められる場合には、國民に對して國民自體、その勞務及びその財産を自由に徵用し得べき國防條例を制定し得ることとなつた。即ち政府は人及び物を徵用し、國內の經濟的資源を總動員する廣汎な權限を與へられたのである。政府は斯くて一九三九年及び一九四〇年の兩緊急全權法に依る廣汎な基本的權力に基いて國防條例 (Defence Regulations) を發布するに至り、其等は爾後の政府の勞働統制の根幹を成すに至つた(序説参照)。

國防條例の内、勞働關係事項を擧ぐれば次の如し。

(イ) 企業の統制

軍需大臣が軍需産業に對して之を統制事業として指定した場合には、企業者は當該官廳(國務大臣、海軍大臣、勞働大臣、軍

需大臣、又は航空機製作大臣の命令又は指令に従つてその企業を經營すべく、その命令又は指令は指定産業に指定労働者を指定期間中雇傭することを企業者に要求し、又企業者が生産し、供給する生産品の價格及びその給付する勞務の代價を一定することを得る(第五十四條C)。

(ロ) 雇傭の統制

労働大臣は聯合王國內の如何なる人に對してもその指定する勞務を聯合王國內に於いて提供することを命令し得。同大臣はその勞務の報酬及び條件を指示し、それには斯かる勞務に對する通常賃銀、傭主及び労働者團體の賃銀協定、勞資聯合協議會 (Joint Industrial Council)、協調委員會 (Conciliation Board)、調停委員會 (Arbitration Board) 等の決定、又は同種事業の優良傭主間に採用されてゐる報酬及び勞務條件等を考慮す。労働者の雇傭、雇傭期間、労働者の登録、記録の保持等は總べて労働大臣の命令に依り統制す。この命令執行の爲めに國民徵用事務官 (National Service Officers) を任命することを得 (第五十八條A)。

一九四一年この條項の修正に依つて労働大臣の權限に重要な擴張を加へ、同大臣は労働者の移動、怠業及び遅緩を統制し、重要作業に於いては保證賃銀 (Guaranteed wages) を支拂ふや傭主に要求し得ることとなつた(規定五十八條A項目四A)。

(ハ) 罷業及び工場閉鎖の防止

國防條例に依れば、労働大臣は労働爭議解決の爲め裁判所を設置し、労働爭議に關する罷業及び工場閉鎖を禁止し、傭主が『認定せられたる條件』 (Recognized conditions) よりも不利ならざる雇傭條件を遵守することを要求し、雇傭、解雇、雇傭條件、労働時間、其他の労働條件に關する慣習の變更を記録し、また同大臣が制定するを便宜と考へるところの附隨的なる事項に關する規定をなし得 (第五十八條A)。

(ニ) 此外労働大臣が賦與された權限として次の如きものがある。

有給休日労働に關する法規中の條項の修正權 (第五十八條A B)

公共の利益の保持に必要な場合に於いて工場法の適用を免除する權限 (第五十九條)

危険なる職業に従事する者の安全、保健及び福利を確保する爲めの命令を發する權限 (第六十條)

右の諸條項に依つて極めて廣汎なる労働統制の基礎が置かれ、政府は生産的労働を重要戰時生産に誘導し、消費財の生産及び役務業に於ける雇傭を制限し得ることとなつた。

第二項 國民登録法、産業登録令及び雇傭登録令

國民登録法 (National Registration Act, 1939) は一九三九年九月五日制定、全國民に對して姓名、性別、年齢、既婚未婚の別、住所、職業、専門技能、軍籍關係等を登録せしめ、戰時に於ける食糧配給、身元證明、散在せる家族間の接觸保持及び徵用の目的の爲めに一九三一年の國勢調査資料を追補更新せんとするものである。

次いで一九四〇年八月七日政府は一九三九年國防條例第五十八條A項に基いて産業登録令 (Industrial Registration Order, 1940) を發令、之は政府事業に關係なき熟練労働者にして鐵鋼業、非鐵金屬工業、造船及び船舶修理業に従事する者を登録せしめんとするもので、上記事業の従業者にして二十一歳以上の男子及び一九二九年一月以降十二月以上上記事業に従事せることある六十五歳以上の男子に適用せられる。尙之より前一九四〇年七月十三日には同じく國防條例第五十八條A項に基く特殊技能者登録令 (Specified Classes of Persons (Registration) (No. 2) Order, 1940) を發したが、之は化學、地理學等に關して一定の資格を有する者を登録せしめるものであつた。

更に一九四一年三月十五日政府は一九三九年國防條例第五十八條A項に據り雇傭登録令 (Registration of Employment Order, 1941) を公布したが、その目的は國內に於いて利用し得べき労働力を調査し、戰爭努力に有用なりと認むる者(現に雇傭中なると否とを問はず)を選択徵用するにある。本令は大英國内に於ける英國國民にのみ適用せられ、兵役法の適用を受けない者は除外される。即ち(一)大英國に居住せざる自治領臣民、(二)自治領政府事務に従事する爲め大英國内に在る者、(三)國防義勇軍以外の軍人軍屬、及び(四)聖職者は適用外に置かれる。女子は女子海軍部隊 (Women's Royal Navy Service)、補助技術部隊 (Auxiliary Technical Service) 及び女子航空機補助部隊 (Women's Auxili-



ary Aeroplane Force)の専屬員となり、又は各種の看護役務に従事するときは本令の適用を受けない。

登録は(一)全國に亙つて凡ゆる年齢の男子又は女子、(二)何れかの特定地域の凡ゆる年齢の男子及び女子、(三)全國的に或は地區的に、一定の業務に従事する者を除き、特定の年齢内の男子及び女子に就いて行はるゝものであつて、その方法は事態の要請に應じて隨時決定せらるゝものとす。

既に兵役法に基いて登録された者は再び登録の必要はないが、未だ應召せざる者は更に詳細の事項に付き申告を求められる。是等の内から現在従事せる産業よりも更に重要な産業に移動せしめ得べき者を選択する爲めである。

當面の軍需工業及び國家的に重要な勞務の需要に對して必要人員を選択し、また向後更に増加すべき需要に備へる爲め、被登録者を登録に基いて呼出し、選擇接見(Selection interview)を爲す。この面接に依つてその資格、家庭事情等に關して更に詳細なる資料を得、徵否を決定す。面接の結果轉業を適當と認めたる者は『一層緊急なる事業に轉出すべし』との接見吏員の判定勸告を受けるのである。

### 第三項 雇傭統制法

雇傭統制法(Control of Employment Act, 1939)は一九三九年九月十五日制定、勞働大臣の許可なくして傭主が命令に定むる一定種類の勞務者の募集を廣告し、之を傭入又は再傭入することを禁ずる勅令を定むる權限を同大臣に與ふるものである。

### 第四項 雇傭條件及國家調停令

雇傭條件及國家調停令(Conditions for Employment and National Arbitration Order, 1940)は國防條例第五十八條Aに基き一九四〇年七月十八日發令せられたものである。この命令の目的は勞働爭議に因つて生産が阻害されることを防止せんとするにある。本令は第一部に於いて國家調停、第二部に於いて工場閉鎖及び罷業、第三部に於いて認定せられたる雇傭條件、第四部に於いて雇傭に關する勞働組合の就業慣行の變更に關して夫々規定してゐる。

第一部 國家調停 國家調停裁判所(National Arbitration Tribunal)は勞働大臣の任命する三名(内一名は所長)、勞働者及び傭主を代表する各一名を以つて構成す。勞働者及び傭主代表の二名は勞働大臣が、勞働組合會議及び英國傭主聯盟と協議の結果作成したる候補者名簿より夫々の場合に於いて選定す。

爭議當事者の孰れかが勞働大臣に爭議を申告するときは同大臣は當該産業に於いて爭議解決に當るべき勞資聯合機關の存する場合にはその機關に爭議を附議する。その結果、解決不可能か或はその解決が甚しく遅延すると思はれる場合には勞働大臣は之を更に國家調停裁判所に附議する。適當な勞資聯合機關が存せざるか若くは調停に依る爭議解決が不可能なる場合に於いても勞働大臣は國家調停裁判所に附議する。是等の場合には勞働大臣は爭議が申告された日より二十一日以内に國家調停裁判所に附議しなければならぬ(斯かる附議を延期することを必要とする特別の場合を除く)。そして勞働大臣を通じて行はれた解決の結果たる協定、決定又は判決は一調停の場合にせよ、現存聯合機關への附議の場合にせよ、或は國家調停裁判所への附議の場合にせよ、當事者双方に對して拘束力を有し、その解決の條項は協定或は決議に關係ある兩當事者間の協約事項となるものとす。又傭主及び勞働者團體が兩者間に於いて協定した調停制度に爭議を附託し且つその附託が勞働大臣を通じてなされる場合には、その裁決は同じく兩當事者に對して拘束力を有す。

第二部 工場閉鎖及び罷業 工場閉鎖及び罷業は爭議が勞働大臣に申告され、同大臣がそれより二十一日以内に解決の爲め之を調停裁判所に附議しなかつた場合を除いて禁止せられる。

第三部 認定せられたる雇傭條件 傭主は總べて『認定せられたる雇傭條件』(Recognized terms and conditions of employment)よりも不利ならざる雇傭條件を遵守しなければならない。『認定せられたる雇傭條件』とは『傭主團體及び勞働組合に依る團體協約或は調停機關の決定せる雇傭條件』を云ふ。この場合傭主團體及び勞働組合は夫々當該地方に於ける當該産業の傭主及

び労働者を實質的に代表するものでなければならない。そして是等の『認定せられたる雇傭条件』は任意的團體協約、勞資聯合協議會 (Joint Industrial Council) 及び類似の勞資聯合機關の決定、調停判決等を含む。

第四部 就業に關する勞働組合慣行の變更 雇主、雇主團體及び勞働組合は就業に關する慣行及びその變更の詳細を記録せる覺書を作成し、之を勞働省の地方事務所へ供託することを要す。

第五項 重要勞務令

一、重要勞務(一般規定)令 (Essential Work (General Provisions) Order, 1941)

重要勞務(一般規定)令は國防條例第五十八條Aに基いて一九四一年三月五日發令、労働者の不必要な移動及び怠業に因る生産阻害の防止を目的とす。この命令の規定は『指定事業』 (Scheduled undertaking) と指定された事業にのみ適用す。そして労働大臣は國土防衛の爲めの戦争の有効なる遂行、社會の存続に不可欠なる物資及び勞務の維持を確保する手段として必要なりと認める場合には重要作業に従ふ如何なる企業をも指定事業と指定することを得。

上述の範疇に入る如何なる企業も三ヶ月間暫定的に指定事業に含まれ得るが、更に長期に互つて指定事業に指定する場合には労働大臣は關係各省と協議の上次の諸點に就いて確證を得なければならない。即ち、

- (イ) 従業員の雇傭条件は一九四〇年雇傭条件及國家調停令に規定されてある条件より不利であつてはならない。
- (ロ) 工場内外に於ける従業員の福利に就いて満足すべき内規が存するか或は現在設けられつゝあることを要す。
- (ハ) 労働大臣の意見として企業が労働者の訓練に關する規約を設けることが必要ならば、斯かる規約が現に存するか或は設けられつゝあることを要す。

指定事業に雇傭されてある労働者は、重大なる過失ある場合を除いて、解雇するを得ない。又國民徵用事務官 (National Service officers) の文書に依る許可がなければ、雇主はその使用労働者を他の企業に貸與することが出来ない。但し緊急の場合には、當該労働者の同意を得て、十四日間だけ他の企業に貸與することが許される (この場合は國民徵用事務官の許可を必要

としない)。又計畫事業に於ける労働者は、國民徵用事務官の文書に依る許可のない限り、その職場を去ることを得ない。

指定事業に雇はれてある労働者の雇傭關係を解除せんとする場合には孰れかの側から少くとも一週間の豫告を必要とするが、既に更に長い豫告期間を規定せる雇傭契約の存する場合にはそれに従ふ。一週間の豫告は國民徵用事務官の許可を得る以前に爲さねばならない。許可なきときは無効とす。

指定事業に於ける凡ゆる労働者は、時間制で雇はれてあるときは一週間毎に、また出來高拂制で雇はれてあるときは一日毎に、保證された通常賃銀 (Guaranteed normal wages) の支拂を受く。併し之以外の方法で獲得する額 (時間外労働に對する支拂を含む) が保證額より少いのでなければ、如何なる支拂も許されない。なほ保證賃銀より更に有利なる雇傭条件を持つ團體賃銀協約はこの命令に依つて無効とはならない。

保證賃銀を得る爲めには労働者は通常労働時間中就業が出來、又就業し、且つ通常の職場に仕事がないときには如何なる他の仕事と雖も一定期間それに従事することを要求されるならば、之に従はねばならない。この結果、保證額は病氣缺勤や許可なくして缺勤した期間中は與へられない。

若し指定事業に於ける労働者が休暇以外及び正當の理由なくして缺勤するか、若くは遅刻を續けるならば、雇主は斯かる缺勤や遅刻を國民徵用事務官に申告することが出來る。調査の結果、國民徵用事務官は適當と認められる條件の下にその労働者に就業することを命令し得る。

國民徵用事務官に提出された出願が許可され或は拒否されたことに不満な者一雇主にても、労働者にも一或は重大な過失に因つて解雇された労働者、怠業に關聯して特別の命令を受けた労働者は十四日以内に地方控訴委員會 (Local Appeal Board) へ再審議の請求をなすことが出來る。その結果、地方控訴委員會が國民徵用事務官へ答申案を提示するならば (それは可能な限り再審議申立て一週間以内になさなければならない)、國民徵用事務官はそれを考慮せねばならない。それに因つて國民徵用事務官は適當と考へる命令を再び發することが出來る。地方控訴委員會は雇主及び労働者代表各一名と勞資双方に關係なき議長とに依つて構成される。

二、重要勞務(造船及船舶修理)令 (Essential Work (Ship-Building and Ship-Repairing) Order, 1941)

重要勞務(造船及船舶修理)令は一九四一年三月七日發令。重要勞務(一般規定)令の條項を特に一般規定より除外さ

れてゐる造船業及び船舶修理業に適用せんとするものである。

そしてこの命令に依つて他の産業に於ける國民徵用事務官に該當する地方造船所統制官 (District Shipyard Controller) 一地方に於ける責任を負ふ爲め海軍大臣任命の司令官或は海軍將校一が任命され、造船及び船舶修理業に於ける労働者の移動を統制する。

造船業に於ける缺員を補充する爲め労働者を雇入れんとする場合は、労働省地方事務所を通じて爲すか或は地方造船所統制官の文書による許可を得なければならない。その雇傭は傭主或は傭主團體と労働組合との間の協定に従つて爲す。

地方造船所統制官に依つて『集團企業』(Grouped Undertaking) として登録されてゐる指定事業間に於ける労働者の移動に關しては統制官の許可を得ることを要しない。只統制官に直ちに報告するを以つて足る。

労働者がその通常の職場以外に於いて爲すやうに求められた勞務に關して紛議が生じた場合は、地方造船所統制官はそれを造船所委員會 (Yard Committee) に附託することが出来る。工場委員會が協定に到達しない場合或は地方造船所統制官が適當と考へる場合にはそれを諮問機關として任命したる地方協議委員會 (District Consultative Committee) に附託することが出来る。

其外指定工場に對する證明書の發行、労働者の解雇、労働力の移動、保證賃銀、其他重要勞務(一般規定)令に於けると同様の事項に關する規定がある。

### 三、重要勞務(船員)令 (Essential Work (Merchant Navy) Order, 1941)

重要勞務(船員)令は一九四一年五月一日發令。同二十六日より實施。二三の點に於いて重要勞務(一般規定)令の條項を變更して商船乗組員に適用するものである。

この命令に基いて商船乗組員豫備隊 (Merchant Navy Reserve Pool) が組織される。商船乗組員豫備隊は一時任務から離れてゐる高級及び下級船員等より成り、本令實施當時に於いては雇傭されてゐなかつたが、それ以前の四週間に高級船員又は下級船員として雇傭されてゐた者、雇傭契約の終了し、同一傭主に依つて即時再雇傭されなかつた高級船員及び下級船員、及び一時的に或は國民徵用事務官の命令に依つてこれに加入する資格ある者は總べて右豫備隊の一員となることになつてゐる。

商船乗組員豫備隊の目的は海上輸送業務に何時でも従事し得る労働者の供給を確保すること、離職してゐる高級船員及び下級船員に對して救濟手段を講ずること、訓練を爲し並に新しい訓練課目を設けること、海運聯盟 (Shipping Federation) の爲す決定に従つて入港中の船舶の保護に必要な手段を講ずること等である。

商船乗組員豫備隊は海運聯盟の管理及び統制下に置かれるのであるが、海運聯盟は商船乗組員が雇傭契約を有しないときにはその傭主となる。聯盟の要求する他の勞務或は特殊訓練にして、無電技士組合 (Radio Officer's Union)、全國海員組合 (National Union of Seamen) 等の如き機關の承認を得たものは商船乗組員豫備隊は之を受諾せねばならない。俸給、手當、休暇、其他の事項に關する労働條件は全國海事委員會 (National Maritime Board) に依つて各場合に應じて決定される(無電技士の場合には聯盟及び無電技士組合が合同にて決定す)。契約解除、怠業及び地方控訴委員會に關する規定に關しては重要勞務(一般規定)令に於けると同じ。

四、重要勞務(炭礦業)令(Essential Work (Coal Mining Industry) Order, 1941)

重要勞務(炭礦業)令は一九四一年五月十五日發令。一般に重要勞務(一般規定)令と同様の規定を炭礦業に適用せんとするものである。この命令の目的は炭礦業に於ける現存勞働力を確保し、一層規則的なる就業を促進し、炭礦夫の他の職業への移動を防止し、且つ舊炭礦勞働者の炭礦への復歸を奨励するにある。

この命令は炭礦業にして指定事業と認められたるものに適用され、傭主が勞働者を解雇する権利及び勞働者がその職場を去る権利の制限、勞働者の保證賃銀の規定等、また怠業、適法の命令に服従せざること、生産の進行の阻害等に關して規定し、總べて重要勞務(一般規定)令に於けると同じ。

この命令に關して生じた問題は地方控訴委員會への申立に基いて國民徵用事務官之を決定す。この場合國民徵用事務官の諮問機關として炭礦出炭委員會(Pit Production Committee)及び地方出炭委員會(District Production Committee)が設けられ、其等は石炭生産に關する凡ゆる問題を處理する爲めに經營者及び勞働者の代表を以つて組織する。右の兩委員會は又勞働者がその通常の職場以外に於いて従ふことを要求されたる勞務に關して何等かの問題が生じた場合には國民徵用事務官の諮問にも應ずる。

五、重要勞務(建築及土木)令(Essential Work (Building and Civil Engineering) Order, 1941)

重要勞務(建築土木)令は一九四一年六月九日發令。航空機格納庫、工場、其他戰時緊急の建築工事を進捗せしむるに必要な勞働力の供給を確保することを目的とす。

勞働大臣が建築及び土木業に従事する企業を國土防衛、戰爭の有効なる遂行、社會生活の存續に不可欠の物資及び勞務を確保するに便宜なりと認めて、指定事業として指定する場合に於いて當該企業はこの命令の適用を受く。即ち傭主の勞働者を解雇する権利、勞働者のその職場を去る権利を嚴重に統制し、最低時間賃銀給與の保證を規定し、怠業、時間の不勵行、適法の命令に對する不服従及び工事の進行の阻害等の場合に特別の處置を爲し得ることを規定す。又特定の企業だけでなく建築敷地(Building site)も亦この命令に基いて指定企業に指定することを得。

また可能にして望ましいと認められる凡ゆる場合に於いて出來高拂制の協定を爲すべきことを規定し、この場合この原則の適用方法に關しては命令の用語に十分の弾力性を有せしめ、斯くて出來高に對する割増金制度、其他廣汎なる融通性を認む。

其他若干の特典を與へて、必要とせらるゝ英國内何れの場所に於いても直ちに從事すべく待機する建築従業者希望者の登録規定を設けてある。

因みに、一九四一年七月二十五日に於いて重要勞務令の適用を受ける事業及び勞働者數を擧ぐれば次の如し。

| 重要勞務令     | 事業數                | 勞働者數                   |
|-----------|--------------------|------------------------|
| 一般規定令     | 八、四八三              | 二、七〇三、一九一 <sup>人</sup> |
| 造船及び船舶修理令 | 四二一                | 一七九、四一三                |
| 炭礦業令      | 一九五一               | 七二八、六五三                |
| 建築及び土木令   | 二、三三一 <sup>*</sup> | 八四、九二六                 |

(註) \* 建築及び土木は敷地數

## 第三節 勞働統制機構

一九四〇年五月チャーチル内閣成立するや、同内閣は多く勞働黨の領袖を入閣せしめ、その積極的協力を得て軍需生産の擴充と勞働力の確保を目指し、戰時體制の確立強化に邁進し得るに至つた。即ち勞働大臣には勞働黨の闘士ベヴィンが選任され、彼の主宰の下に勞働力の統制及び配置は漸く整備せらるゝ方向に向つたのである。

開戦と共に改組されて勞働及國民徵用省 (Ministry of Labour and National Service) となつた勞働省は一九四〇年六月からは従來内務省の所管であつた工場法に關する事務をも管掌することとなり、勞働政策の各局面に關する機關の活動は主として同省の統轄に置かるゝに至つた。同省の主要なる所管事務次の如し。

- 一、戰爭完遂を目的とする産業勞働力供給の組織化
- 二、職業紹介所の運営
- 三、勞働者訓練計畫の實施
- 四、青少年の職業の選擇、紹介及び訓練に關する指導誘掖計畫の實施
- 五、失業保險の運営
- 六、勞資關係の調整
- 七、賃銀裁定委員會法 (Trade Boards Acts) の實施
- 八、勞働に關する情報、資料及び統計の蒐集並に公刊
- 九、國際勞働機關に關する各省協力事項の主管
- 十、徵兵及び軍事教練の施行

- 十一、徵兵徵用登録及び兵役免除職業表の作成
- 十二、工場法の實施

また戰爭完遂の爲めにする諸政策を統合する目的を以つて設けられた内閣委員會中最も重要なものは一九四一年一月生産審議會 (Production Council) に代つた生産執行委員會 (Production Executive) であるが、之は勞働大臣を委員長とし、軍需省、航空機製作省、海軍省、商務院及び土木建築省の各大臣を委員とし、人的資源委員會、土木建築委員會、産業委員會及び中央聯合諮問委員會に依つて運用せられ、生産事項に關して戰時内閣の一般政綱の實行に當つてゐる。

地方に於いては開戦後間もなく軍需省は各省官吏より成る地方機關を設置したが、この地方事務局は一九四〇年七月産業能力委員會に移管され、同八月官勞資三位一體の基礎の上に改組され、海軍、商務、勞働、軍需、航空機の各省官吏と傭主及び勞働組合の代表各三名とを以つて構成せらるゝこととなり、更に一九四一年七月再び改組されて生産執行委員會地方事務局となつた。この再改組に依つて構成委員も擴大され、土木建築省の緊急修理部、地區交通監督官、軍需省原料局、工作機械地區委員會委員長の如き重要官廳の代表者が加へられ、その職能も擴充されて原料難、勞務者及び物資の輸送難、企業整備の現地に及ぼす影響等に就いて注意を喚起し、工場の設備及び配置に關して助言し、工作機械の交換融通を斡旋し、或る工場の仕事の累積を申報し、勞働組合及び傭主の代表を通じて、不滿を生ぜしめる生産難を説明し、又は勞力の補給及び訓練に就いて勞働省と協力すること等にまで互つてゐる。

各事務局の事務は執行委員會の指導に依るも、實際の運用は各特別の任務に應じて選任せらるゝ小委員の手にあり、

豫め執行権を與ふる必要ある場合を除いて、事務局は諮問機關たるに止まる。必要な場合生産能力に付き勞力の供給に於ける職業紹介所に該當する生産能力交換所 (Capacity Clearing Centre) を設置する権能を得、まづ之は倫敦地區に於いて新設して好成绩を擧げ、之を全國各地に及ぼすことが中央聯合諮問委員會に依り國策として取上げられた。

以上の外、軍需省、航空機製作省、土木建築省、運輸省、農漁省なども夫々その管掌部に於いて直接又は間接に勞働力の諸問題に關して交渉を持つてゐる譯であるが、茲には勞働政策の各局面に關係ある諸機關の活動を統合調整する主務官廳としての勞働省管下の諸機關のみに就いて述べるに止める。以下の諸機關は第二緊急國防全權法に依つて國民の役務に對して勞働大臣の持つに至つた極めて廣汎且つ自由な權限の行使に就いて同大臣の諮問機關として民間側の協力を爲すものたると共に、また他面に於いては、その權限の濫用を掣肘せんとする意味もあるのである。

(一) 全國聯合諮問協議會 (National Joint Advisory Council)

開戦直後、即ち一九三九年十月設立され、僱主及び勞働者双方共通の利害關係ある事項に關して勞働大臣の諮問に應ずるものである。英國僱主聯盟及び勞働組合會議總評議會の指名する十五名の委員より成り、戦時勞働統制に關する政府の重要な諸施策は總べて本會議に諮問の上決定される。本會議の關與する範圍の如何に廣汎なるかは之迄附議された次掲の如き諸問題から看取することが出來よう。

兵役免除職業表、雇傭統制法の機械工業に對する適用、生計費指數、國民徵用委員の地位、英國赤十字社の義捐金募集、燈火管制期間短縮の提案、戦時賃銀、食糧品價格、利潤制限、任意貯蓄、夏季時間、戦時休日、勞働力の供給及び配置、賃銀調整機關、適正賃銀條項、給料支拂日の異別分散化、空襲警報中の勞働條件。

(二) 聯合協議委員會 (Joint Consultative Committee)

第二緊急國防全權法に依つて勞働大臣の人的資源徵用の權限が著しく廣汎になつた爲め同大臣が僱主及び勞働者の團體と交渉協議する必要は一層緊切となつたので、専ら實際上の便宜から、全國聯合諮問協議會は、勞働大臣の提唱に基いて、同委員會よりも少數の勞資兩團體代表より成る聯合協議委員會を設立した。即ち聯合協議委員會は全國聯合諮問協議會の小委員會とも云ふべきものである。

聯合協議委員會は一九四〇年五月新設、英國僱主聯盟と勞働組合會議總評議會との代表者各七名より成り、設置以來殆ど間斷なく勞働大臣と密接なる接觸を保つて、一切の勞働關係の一般問題に付き政府をして勞働組合及び僱主と協議せしむる重要な中心機關となつてゐる。聯合協議委員會の機能は頗る廣汎にして、罷業及び工場閉鎖を防止し、勞働條件を決定する機關の創設、特殊軍需勞働者の登録、戦争努力に關係ある勞働立法案の起草等の如き諸問題に關する諮問に互つてゐる。特に雇傭統制及び重要勞務令に關する原案の検討は徹底的に詳細に行はれ、或る場合には勞働大臣の部下官吏に對する指令に迄も及んだ。本委員會の諮問機關としての性格は勞働登録令起草の際の手續に特に明かに示現されてゐる。即ち政府は同令に依つて影響を蒙る各産業の僱主及び勞働組合と直接協議したが、聯合協議委員會は起草及び採擇の各段階に於いて情報を受けてゐたばかりでなく、各種法令の原案確定にも參加したのである。

本委員會の諮問に與つたもの、内には、國家調停裁判所の創設、一九四〇年雇傭條件及國家調停令の改正、諸重要勞務令、新適正賃銀條項、戦前の雇傭に關する勞働組合就業慣行への復歸、軍需及び非軍需産業勞働者の復職、火災看視

者令、兵役免除職業表、工具喪失補償、雇傭登録令、不法缺勤、工員の養成及び移動、臨時労働組合機關の組織、内閣生産執行諮問委員會設置案等がある。

(三) 労働力補給審議會(Labour Supply Board)及び地方労働力補給委員會(Local Labour Supply Committee)

一九四〇年五月新設。労働大臣を議長とし、同省先任事務官と特にその爲めに任命された四名の労働力補給指導官(Director of Labour Supply)を以つて組織されてゐる。指導官四名は傭主及び労働組合側から各二名づゝ選任され、その任務は傭主團體及び労働組合と緊密なる協調の下に人的資源の完全なる使用を確保するにある。

併し乍ら戦時生産の見地から特に重要な地域には地方労働力補給委員會が設けられた。之は主席労働力補給事務官、地方職業紹介所長、二名の労働力補給事務官、地方厚生事務官及び工場監督官より成り、その任務は労働者の配置に就いて労働大臣に援助を與へ、熟練工が最も有効に使用されてゐるか否かを調査し、また必要な工員養成施設を設けること等である。

此外、労働力補給監督官(Inspector of Labour Supply)が専ら労働組合員中から任命されて、労働力補給委員會と協力して熟練工の配置及びその養成施設の指導監督に當ると共に、地方の労働事情を調査し、労働力の供出、婦人及び不熟練工の備入等に關する施策に付き助言せしめてゐる。

(四) 工場福利諮問審議會(Factory and Welfare Advisory Board)

一九四〇年七月工場法に關する内務大臣の權限の移管を受くると共に労働大臣に依つて新設されたもので、個人の資格に於ける労働組合會議總評議會會員、官吏及び産業厚生専門家より成る同大臣の諮問機關である。その機能は工

場の安全、工員の保健及び工場内外の福利機關、宿舍、共同給食、及び労働者の大規模な移動から起る各地域に於いて必要とせらるゝ其他の福利施設の擴充をはかるにある。また労働省内には工場福利局が設置され、地方に於いては地方福利諮問委員の名簿が作成され、夫々の地方に關する事項に就いて工場監督官の諮問に應ずることとなつてゐる。

(五) 海員福利審議會(Seamen's Welfare Board)

一九四〇年十月労働省厚生機關の一部として設置され、船主代表及び海員代表各四名、民間團體代表二名より成り、その機能は英國及び聯合國船員、英國内諸港に於ける外國船員並に外國諸港に於ける英國船員の福利に關する諸事項に就いて進言するにある。その範圍は諸港に於ける福利施設の調整、海員の宿舍及び娛樂機關の設備改良、保健問題の検討、港灣機構の活動及び福利に關する財政一般に互る。また重要諸港には同じく各代表者を以つて組織する地方福利委員會(Welfare Committee)が設けられ、厚生事務官が事務執行の爲め配置されてゐる。

(六) 國家調停裁判所(National Arbitration Tribunal)

一九四〇年七月の雇傭條件及國家調停令に基いて設置され、罷業及び工場閉鎖のみならず、労働條件の全分野に互つて調停を爲すものであつて、既に同令の項に於いて詳述した通りである(本篇第二節第四項参照)。

#### 第四節 労働力の補給増強

開戦後新たに少くも男子三百萬、女子五十萬、市民國防隊の全勤者を加ふれば、總計四百萬程度の青壯年男女が産

業戦線から引抜かれたことは既述の如く、之に因つて生じた大穴を埋め、更に戦時生産増強の爲めの労働力の要請には如何なる資源を以つて對應したであらうか。

先づ差當つての補給源は失業者であり、第二の、併し最大の源頭を成すものは女性であり、第三は乏しくはあるけれども老齢者であり、第四としては外人労働をも添へることが出来よう。そして第五としては不急不要産業の整備に因る轉廢業者を擧げ得べく、之は女性に次ぐ重要性を持つ源泉である。是等の諸補給源から幾何の員数が捻出されたかは不詳であるが、補給力としては失業から百萬、女子二百七十萬、老齢者二十五萬乃至三十萬、外人労働三四萬、不急産業の轉廢業者二百萬(目標)乃至二百四十萬と推定される。

以上は人員から見た補給源であるが、更に作業効率の観点から云へば、第一に、工員の養成又は再訓練であり、第二に、労働強化、主として労働時間の延長である。工員の養成訓練は政府特設の訓練所、工業専門學校、工場附屬訓練所等に於いて行はれつゝあり、又労働時間は著しく延長され、政府は寧ろ之を短縮せしむるやう努めつゝある有様である。

女子、老人、前失業者、中年の轉廢業者等からはその代替した兵力として動員された強健熟練の青壯年労働者と同様な能率を豫期することは出来ないし、また労働時間の延長は労働能率と生産効率とを比例的に増進せしむるものではないことも勿論である。加之、空襲は、その現實の被害は別として、生産効率に影響する因子であり、また警戒警報も一時間以上に互るものは生産効率を著しく減殺するものなることは明かである。併し乍ら是等惡條件の影響は他面産業戦時體制の確立に依る生産効率の増進を以つて補はれてゐるところも少くないと云はれてゐる。

以下上掲の労働力補強の各項目に就いて更に詳述しよう。尙別に消極的労働力補強策として罷業阻止對策に依る喪失労働日數の減縮があるが、それは他の場所に於いて述べた(本篇第三章第二節第四項参照)。

### 第一項 失業

差向戦時労働力第一順位の補給源たる失業を見るに、開戦前數年間に於ける失業者數は再軍備に因つて減少傾向を示したが、尙百五十萬乃至二百萬の間を往來してゐた。そして開戦當初に於いては戦争の衝擊に因る混亂の爲め一時反増を見せたが、一九四〇年三月頃から再び減退し始め、戦局の進展と共にその傾向は次第に強まり、平時の慢性的失業問題は略、解消するに至つた。その内、兵力と産業とに如何なる割合を以つて吸収されたかは詳かでないけれども、産業に對して相當多數の寄與を爲したるべきことは言を俟たないであらう。

農業労働者及び家事使用人を除く十六歳以上六十四歳迄の被保険労働者數は一九三一年の千二百五十萬より漸次増加し、一九三八年には千三百六十萬、一九三九年七月には千三百八十萬となり、農業労働者、銀行及び保險業従業者並に家事使用人を含む被保険労働者總數は一九三八年(七月—十二月平均)千四百五十五萬、一九三九年七月には千四百七十萬となつた。之に對して登録失業者數は一九三四年の二百十萬より一九三八年には百七十一萬、一九三九年七月には百二十一萬となり、農業労働者其他を加算すれば、一九三八年下期平均は百七十六萬、一九三九年七月は百二十四萬である。他方、就業者數は増加し、一九三八年下期平均の千二百七十九萬から一九三九年七月には千三百四十六萬に上つた。次表の如し。



被保險者數推定(十六歳—六十四歳) (英蘭及び蘇格蘭)

| 年               | 全被保險者數推定<br>(十六—六十四歳) |       | 失業者數   | 就業者數 |
|-----------------|-----------------------|-------|--------|------|
|                 | 千人                    | 千人    |        |      |
| 一九三四年           | 一一,六九三                | 二,一〇七 | 一〇,五八六 |      |
| 一九三五年           | 一二,七九二                | 一,九五八 | 一〇,八三四 |      |
| 一九三六年           | 一三,〇五八                | 一,六八四 | 一一,三七四 |      |
| 一九三七年           | 一三,三八八                | 一,四一三 | 一二,九七五 |      |
| 一九三八年           | 一三,六〇六                | 一,七二七 | 一二,八八九 |      |
| 一九三八年(七月—十二月平均) | 一四,五五七                | 一,七六五 | 一二,七九一 |      |
| 一九三九年(一月)       | 一三,七〇六                | 一,九二七 | 一二,七八一 |      |
| 一九三九年(七月)       | 一三,八〇七                | 一,二一〇 | 一二,五九七 |      |
| 一九三九年(一月)       | 一四,六〇四                | 二,〇〇三 | 一二,六〇一 |      |
| 一九三九年(七月)       | 一四,七〇四                | 一,二四〇 | 一三,四六四 |      |

(註) \* 農業労働者、銀行及び保險業並に家事使用人を含む

Ministry of Labour Gazette, November, 1939

以上の如き状態に於いて今次の大戦に入つたのであるが、戦争勃發當時即ち一九三九年九月初に於いては百三十三萬の登録失業者が存してゐた。而かも冒頭に一言せる如く、壯丁の大量動員ありたるにも拘らず、失業者數は増加を示し、翌十月には百四十三萬となり、一九四〇年に入つては冬季の季節的影響も手傳つて一月二月共に百五十萬を超えるに至つた。併し之は一時的の労働市場の混亂現象たるに過ぎず、三月から再び減少に轉じ、四月には早くも百萬臺を割り、同年末には七十萬臺に落ち、一九四一年五月初には三十六萬に減縮した。

戦争初年に於ける失業者の推移次表の如し。

登録失業者數 (英蘭及び蘇格蘭)

| 年 月 日     | 男子(十八歳以上) |                            | 少年(十四—十七歳) |         | 女子(十八歳以上) |        | 少女(十四—十七歳) |       | 計     |
|-----------|-----------|----------------------------|------------|---------|-----------|--------|------------|-------|-------|
|           | 千人        | 千人                         | 千人         | 千人      | 千人        | 千人     | 千人         | 千人    |       |
| 一九三九、一、一六 | 一,五〇九     | 九四七                        | 六四、二三一     | 三九、七五六  | 三九、七五六    | 六五、〇九二 | 二、〇三九      | 一、〇二六 | 二、〇三九 |
| 〃 〃 〃     | 四、一七      | 一、二七、〇八五                   | 四八、九三五     | 三二、七二六  | 三二、七二六    | 五一、二五八 | 一、六四四      | 三、九四  | 一、六四四 |
| 〃 〃 〃     | 七、一〇      | 九五三、八五九                    | 二七、一五一     | 二四五、九三〇 | 二四五、九三〇   | 二九、四八四 | 一、二五六      | 四、二四  | 一、二五六 |
| 〃 〃 〃     | 八、一四      | 九〇八、七五二                    | 三八、三四七     | 二四五、二〇九 | 二四五、二〇九   | 三九、三八四 | 一、二三一      | 六、九二  | 一、二三一 |
| 〃 〃 〃     | 九、一一      | 八二六、八一                     | 四四、五四三     | 三九五、二四三 | 三九五、二四三   | 六四、三三一 | 一、三三〇      | 九、二八  | 一、三三〇 |
| 〃 〃 〃     | 一〇、一六     | 九〇三、二二七                    | 四三、九二〇     | 四一七、七九八 | 四一七、七九八   | 六五、七九三 | 一、四三〇      | 六、三三  | 一、四三〇 |
| 〃 〃 〃     | 一一、一三     | 八九七、〇六一                    | 四〇、四六〇     | 四〇五、一七五 | 四〇五、一七五   | 五九、八九二 | 一、四〇二      | 五、八八  | 一、四〇二 |
| 〃 〃 〃     | 一二、一一     | 八九七、九八四                    | 三五、四一八     | 三七七、一六八 | 三七七、一六八   | 五〇、九五五 | 一、三六一      | 五、二五  | 一、三六一 |
| 〃 〃 〃     | 一九四〇、一、一五 | 一、〇三七、四五八                  | 四一、五九〇     | 三七九、九八一 | 三七九、九八一   | 五九、八六七 | 一、五一八      | 八、九六  | 一、五一八 |
| 〃 〃 〃     | 二、一二      | 一、〇五八、四九九                  | 三九、一四二     | 三五三、二二二 | 三五三、二二二   | 五三、二二七 | 一、五〇四      | 一、〇〇  | 一、五〇四 |
| 〃 〃 〃     | 三、一一      | 七四二、三〇四                    | 二五、六七三     | 三一一、七〇三 | 三一一、七〇三   | 四一、五三三 | 一、二二二      | 一、二二  | 一、二二二 |
| 〃 〃 〃     | 四、一五      | 六三三、九四〇                    | 二二、七二三     | 二七八、〇一四 | 二七八、〇一四   | 三八、〇一一 | 九七二        | 六九五   | 九七二   |
| 〃 〃 〃     | 五、二〇      | 五七〇、七二二                    | 一七、二八五     | 二六二、五八〇 | 二六二、五八〇   | 三〇、二四五 | 八八〇        | 八二二   | 八八〇   |
| 〃 〃 〃     | 六、七       | 四五六、四〇八                    | 一五、一八九     | 二六六、九五三 | 二六六、九五三   | 二八、三四五 | 七六六        | 八三五   | 七六六   |
| 〃 〃 〃     | 七、一五      | { A 四五六、七六〇<br>B 四四八、九六六 } | 二二、二三一     | 三一八、九八三 | 三一八、九八三   | 三八、〇八六 | 八三五        | 〇六〇   | 八三五   |
| 〃 〃 〃     | 八、一二      | 四〇九、六五一                    | 二九、八六二     | 三〇八、七三九 | 三〇八、七三九   | 五一、一〇〇 | 七九九        | 四五一   | 七九九   |
| 〃 〃 〃     | 九、一六      | 四四八、二六八                    | 二八、三一      | 三〇七、八四九 | 三〇七、八四九   | 四八、四一八 | 八二九        | 八四六   | 八二九   |
| 〃 〃 〃     | 一〇、一四     | 四二九、一四一                    | 二七、四四九     | 三三〇、一九二 | 三三〇、一九二   | 四八、〇六九 | 八三四        | 八五一   | 八三四   |

第八篇 人的資源

|           |       |         |        |         |        |         |
|-----------|-------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 〃         | 一一、一一 | 四〇三、九九九 | 二五、二五七 | 三一九、三三四 | 四三、六一〇 | 七九一、一八〇 |
| 〃         | 一二、九  | 三五〇、八七五 | 一九、四二二 | 二九九、一九四 | 三五、七八九 | 七〇五、二七九 |
| 一九四一、一、一三 | 三、七二六 | 二八四、三八〇 | 二四、四三三 | 二八〇、三三七 | 四三、六八四 | 六九五、六〇六 |
| 〃         | 二、一〇  | 二二七、四三三 | —      | 二四〇、九一六 | —      | 五八〇、八四九 |
| 〃         | 三、一七  | 一九六、三六六 | 一三、九〇四 | 一九八、〇二二 | 二八、五六一 | 四五七、九一八 |
| 〃         | 四、二一  | 一六七、〇三二 | 一八、一八三 | 一六五、七一一 | 三〇、二五一 | 四一〇、五二一 |
| 〃         | 五、一二  | —       | 四、八〇一  | 一五八、八九一 | 二八、二七四 | 三六八、九八八 |

(註) 一九四〇年七月十五日(A)及び其以前の数字は政府職業訓練所に入所中の者を含み、(B)及び其以後の数字は之を含まず

前表に於いて成年男子失業の減少が急速なるにも拘らず、成年女子失業者のそれが極めて緩慢なることが看取されるが、之は、徴兵關係の外、労働力不足の初期の段階にあつては軍需産業はまづ強健なる男子労働者を要求すること、従来女子を多く使用してゐた平和産業が婦人労働者を放出するに至つたこと等にも因るものと考へられる。更に是等被保険労働者を一九三九年末現在に於いてその従事せる産業別に分類すれば次表の如し。

| 業種別   | 一九三九年六月現在被保険者推定(十六歳—六十四歳) |           | 合計        |
|-------|---------------------------|-----------|-----------|
|       | 男                         | 女         |           |
| 漁業    | 二五、三七〇                    | 六四〇       | 二六、〇一〇    |
| 鑛業    | 八四、五七〇                    | 五、四五〇     | 八二〇、〇二〇   |
| 製造業   | 四、〇七一、七八〇                 | 二、〇七一、七二〇 | 六、一五二、五〇〇 |
| 建築業   | 一、一七五、六三〇                 | 一四、九三〇    | 一、一九〇、五六〇 |
| 運輸通信業 | 七四八、二四〇                   | 四〇、一五〇    | 七八八、三九〇   |

| 配業            | 合計        |           | 合計         |
|---------------|-----------|-----------|------------|
|               | 男         | 女         |            |
| 瓦斯、水道及び電力業    | 一、一四二、一七〇 | 七八一、六八〇   | 一、九二三、八五〇  |
| 旅館下宿業         | 一九五、八一〇   | 一一、四二〇    | 二〇七、二三〇    |
| 其他サービス業       | 一六六、八七〇   | 二七七、八二〇   | 四四四、六九〇    |
| 商業及び金融業       | 二一五、四五〇   | 三〇五、〇五〇   | 五二〇、五〇〇    |
| 中央行政事務        | 一六七、八七〇   | 九四、八六〇    | 二六二、七三〇    |
| 地方行政事務        | 一六八、七九〇   | 二九、九九〇    | 一九八、七八〇    |
| 合計            | 三三〇、七一〇   | 六八、八〇〇    | 三九九、五一〇    |
| (註) ※卸賣小賣業を含む | 九、二二三、二六〇 | 三、七二九、五一〇 | 一二、九五二、七七〇 |

上述の統計以後、即ち一九四一年下期以後に於いても失業者は引續き急激な減退傾向を辿り、一九四一年末は三十九萬一千、一九四二年末は十三萬九千、一九四三年末は九萬九千と遂に十萬臺以下に落ち、その大部分は轉業中の者、老齡又は身體上の缺陷の爲め一般産業に従事し得ざる者、既婚婦人、他の地區に移動を許されざる者、學校卒業後就業手續中の者等に過ぎず、事實上英國内には最早失業は無い状態にあると云ふべきである。労働省發表各年末失業者内譯次の如し。

| 年      | 完全失業者     | 一時失業者   | 日傭失業者  | 合計        |
|--------|-----------|---------|--------|-----------|
| 一九三九年末 | 一、三〇八、二〇〇 | 二二〇、九六二 | 三九、二五二 | 一、五六八、四一四 |
| 一九四一年末 | 三二四、五〇七   | 六二、一二四  | 一四、八九〇 | 三九一、五二一   |
| 一九四二年末 | 一二五、三一一   | 八、六一五   | 五、三四六  | 一三九、二二二   |
| 一九四三年末 | 九三、四〇八    | 二、八二五   | —      | 九九、〇七五    |

(註) Daily Telegraph, February 9, 1944

尙別に失業保険制度外にある失業者は常時約三十萬人程度に上るものと見られ、開戦後不急不要産業から多數解傭された者の内この數字を増大せしめた者もある筈で、之亦一つの勞働力補給源を成してゐると云はねばならぬ。

第二項 婦人、老人及び外人勞働

戦時勞働力最大の補給源は何と云つても婦人でなければならぬ。十四歳以上の英國女子人口は一千九百三十萬、内有業者を六百三十萬と押へれば、無業者は一千三百萬に上る。此内幾何を産業に吸収し得るかは健康状態、子女數、其他凡ゆる状況に依ること勿論であるが、假に十四歳以上六十四歳以下の未婚者の八五%、寡婦の六〇%、既婚者の三〇%を就業せしむるものとすれば産業人口は約二百七十萬を増加し得る。併し政府が更に共同炊事の擴充、晝間託兒所の増設等を爲すならば補給力は一層増強されることとならう。前大戰に於いては婦人勞働者の増加は、既述の如く、百六十六萬であつたが、それに比較すると今次の補給力は百萬以上の多數に當る譯である。

即ち政府は遂にこの勞働力補給源に手を着けることとし、雇傭登録令に依り一九四一年四月二十歳以上二十四歳以下の女子國民登録を行ひ、その登録者總數百二十三萬三千人にして、内六十萬は重要勞務に服せざる者なることが明かになつた。そして選擇接見を受けて實際に重要勞務に就いた者は六月迄に五萬人に過ぎなかつた。

次いで同年十月二十歳以上三十歳までの登録があり、更に十二月には女子強制徵用令が發せられ、二十歳以上二十五歳迄の未婚女子を女子補助軍に召集し得べく、二十歳以上三十歳迄の既婚女子にして子女なき者は通勤可能の職場に於いて全勤勞務に従事せしめ、本年齡層の既婚者にして十四歳未満の子女ある者は徵用せざるも出來得る限り勞務に服することを勸奨することとした。其後女子徵用年齢は一九四二年六月二十歳以上四十歳まで、一九四三年五月十

八歳より四十五歳まで、一九四三年七月には十八歳より五十歳まで、一九四四年一月には十六歳より五十歳までと次第々に擴張された。

女子徵用の實績に就いては、勞働政務次官マックコークオデイルの發表に依れば、一九四二年末の女子動員總數は七百十萬にして、その内譯は大凡次表の如くであらう。

女子年齢別就業狀況

| 年齢層    | 總數     | 就業    | 未就業    |
|--------|--------|-------|--------|
| 一四—一七歳 | 一、四五〇  | 二五〇   | 一、二〇〇  |
| 一八—一九歳 | 七五〇    | 五五〇   | 二〇〇    |
| 二〇—四五歳 |        |       |        |
| 無配偶無子  | 二、八〇〇  | 二、五〇〇 | 三〇〇    |
| 有夫無子   | 二、五〇〇  | 一、三〇〇 | 一、二〇〇  |
| 有子     | 四、〇〇〇  | 五〇〇   | 三、五〇〇  |
| 四六—六四歳 |        |       |        |
| 無子     | 四、七三〇  | 一、八〇〇 | 二、九三〇  |
| 有子     | 一、〇〇〇  | 二〇〇   | 八〇〇    |
| 計      | 一七、一三〇 | 七、一〇〇 | 一〇、一三〇 |

(註) 有子無子の區別は十四歳未満の實子と同居するや否やに依る

勞働次官發表の女子就業者七百十萬は、開戦前の有業者六百三十萬に對して、僅かに八十萬の増加に過ぎず、之より陸海空三軍の補助部隊を差引くときは、産業戦線の新参加者は僅かに四十萬に止まる。勿論、就業の内容は開戦前

と開戦後とは著しく異り、開戦前その大部分を占めた不急不要産業従事者が戦時重要産業に転入してゐることは争へないけれども、他方、一九四三年二月の労働大臣ベヴィンの発表に依れば、直接間接に軍需産業に働く女子労働者は八百六十七萬に上ると云ふ。兩數字の喰違ひは如何に理解すべきかは不明だけれども、大臣の數字に依れば、開戦後の新規産業労働者は約二百萬を増加し、略、妥當なるかに見える。(尙次官の女子動員可能人口は十四歳以上の總人口より二百萬少くしてあるけれども、その理由も亦尋ぬるを得ない。)兎もあれ、大臣の數字を採れば、女子動員餘力は八百五十萬内外に減縮し、外に六十五萬の部分時間就業者及び百萬の奉仕隊あることを考へ合はすれば、是等の餘力は緊要家事の従事者として既に徵用可能の範圍外にあるものと見ねばならぬであらう。

女子就業者七百十萬若くは八百六十七萬が直接の軍務以外に於いて産業各部門に如何に配置せられてゐるかを見るに、總勞務者に對するその比率は兵器廠六〇%、爆薬工業五二%、航空機械工業四〇%、機械工業及び化學工業各三五%、鐵鋼業一八%である。尙一彈藥工場の如きは従業者三萬人中その九〇%が女子労働者であると云ふ。

以上の外に労働奉仕を爲す者百萬に上る。その内最も著聞するは女子農業奉仕隊(Women's Land Army)で、一九三九年末四千五百人、一九四〇年末八千三百人、一九四一年末二萬一千七百人、一九四二年末五萬二千九百人、一九四三年三月末五萬八千二百人と漸増してゐる。また女子林業隊(Women's Timber Corps)があり、一九四三年三月末四千二人であつた。

尙兵力動員の章に述べた如く二十歳以上三十一歳の女子にして第二兵役法の適用を受け補助部隊として陸海空三軍に分屬する者陸軍二十五萬、海軍五萬、空軍十萬、併せて四十萬あり、赤十字、陸海空軍病院等の看護婦となれる者約

十五萬、兩者總計五十五萬が産業労働から引揚げられてゐることを注意せねばならない。

女子労働力動員を前大戰の場合に就いて見るに、既述の如く、休戦當時の女子労働者總數は僅かに四百九十四萬にして、開戦當初に比して百六十六萬三千を増し、男子労働者を代替せるは百九十六萬九千に過ぎない。以つて今次大戰に於ける人的資源としての女子の重要性の著しく加はり來れることを知るべきである。

六十五歳以上の老齡者は統計上通常産業人口から除外されてゐるのであるが、この年齢層も亦労働力補給源の一つを成すことは勿論である。一九三七年六月現在に於いてその總數は三百八十七萬一千人、總人口の八・四%に當り、その内、男子の四七・九%、八十萬、女子の八・二%、十八萬、併せて九十八萬が有業者であつた。勿論、老齡者の多數は子守留守居程度以上の仕事に適せず、又は健康上就業不能又は不適當の者もあるけれども、喜んで再び就業せんとする者も少くない筈で、更に二十五萬乃至三十萬を此處から補充することは困難でないと思はれてゐる。只この年齢層は國民徵用の範圍外であり、現實に就業せる實數は素より詳かでない。

最後に外人労働者に就いて茲に附記して置けば、労働大臣は、一九四〇年八月一日下院に於いて、英國内に在住する同盟國々民及び英國に好意を有する其他の外國人の労働力を組織化する爲めに、外人労働部(International Labour Branch)を設置する旨發表した。この計畫に含まれる外人労働者數は大略白耳義人二萬三千人、波蘭人一萬人、チェッコ人八千人、諾威人二千人と推定される。尙この數字には海員及び漁夫は含まれない。そして先づ七百八十人の外國人が外人労働部の手を通じて職業に従事することゝなつた。外國人労働者は、言語、習慣等の問題を顧慮して、可能なる限り、夫々同國民の集團として雇傭することになつてゐる。外國人労働者は總べて英國人労働者の受けと同様

の社會的保護を受けることが出来る。又外國人の専門技術者に對しては特別の中央登録がなされ、中央登録委員會 (Central Register Committee) が任命され、その登録者は四千に上つたと云ふ。其後の詳細は不明であるが、外人労働者数は相當の増加を見てゐるものと考へられる。

尙捕虜も労働に服せしめられ、特に收穫の際には相當多數に使用されてゐると云はるゝもその詳細は不明である。

### 第三項 企業整備及び轉廢業

軍務外の國防上の役務と軍需産業労働力確保の爲めに、國內の労働力資源を總動員すべき目的を以つて、既述の一九四一年の雇傭登録令 (Registration for Employment Order, 1941) が發せられたが、不急産業部門よりの労働力検出を一層有効に遂行する爲めには他方に於いて同部門の整理集中を必要とし、既に前年供給制限令 (Limitation of Supply Order, 1940) が發せられ、莫大小、陶器、硝子器、双物類、家具類、衣類、化粧品、寶石等を含む約二千の物品の供給を従來の三分の一に制限することとなり、更に同年中を通じて原料資材の配給、輸入統制、消費税増徴に因つて不急産業の制限が行はれた。

一九四一年三月政府は龐大なる産業整理計畫—所謂生産集中策 (Scheme for the Concentration of Production)—を發表し、非軍需産業を急速に削減する爲めに商務院の統制の下に其等を再編成することとした。即ち各工場の生産能力を二分の一乃至三分の一に縮減すると共に、縮減されたる生産を一群の中核工場 (Nucleus firms) に集中し、其等の工場を完全運轉せしめんとするものである。そして其以外の工場は閉鎖せられ、その従業員及び機械を兵器工場に或は軍隊に動員せしめんとするのである。また或る場合には是等の工場を軍需労働者訓練の目的に使用することとした。

如何なる工場を以つて中核工場とするかは當該産業に於いて討議決定せられる。そしてこの計畫のみに依つて不急産業部門から解放される労働者数は合計二十五萬乃至五十萬と推定され、その整理の對象となる工業は莫大小、羊毛及び綿織物、靴、陶器、双物類の外總べての奢侈品工業である (第四篇第一章第二節參照)。

生産集中策は其後漸次實現に移され、一九四一年七月十五日に於ける商務院總裁の報告に依れば、當時約十一萬人の労働者が解放されたと云はれる。その實施の成績は満足すべきものであつたが、生産集中を更に促進する爲めに商務院自ら關係當局と連絡の下に中核工場の指定に當つた。そしてその決定に際しては、各地方労働力需要の性質、範圍等に關して注意が拂はれる。又指定産業以外の産業に對して生産集中策を適用せんとする場合には當該産業に於いて相當の餘剰生産能力が存するや否やに依つて決定されるのである。

他方に於いて小賣業も亦整備の對象となつたことは物資篇 (第六篇第二章第四節第二項) に詳述せる如くで、その實績は詳かでないが、この方面からも相當数の労働力が検出されたものと思はれる。

公務、金融、配給、旅館、料理店、娯樂、理髮等の平時従業者は八百四十四萬人にして、戦時に於いて是等は六百萬程度に減縮せしめ得べしとされてゐることは概説に述べた如くである。即ち是等所謂不急産業の従事者を約三分の一減縮せんとするのであるが、中央地方の行政事務に従ふ官吏の減員は不能と見て、検出数の約三分の二は娯樂、旅館、料理店、家事使用人等と、一部は自由職業者中とより、他の三分の一は卸賣小賣等配給業全般より検出せんとするのである。

### 第四項 工員の養成

### 第三章 労働力動員

戦争勃發に伴ひ軍需生産の擴充、熟練工の需要増加と共に、一九二五年以來失業者に對する職業訓練に使用せられてゐた政府訓練所 (Government Training Centres) は軍需品生産に従事する労働者の訓練所となり、又傭主に對しては労働者訓練に協力するよう要請せられた。訓練所に於いては製圖、機械組立、器具製作、機械運轉、板金、電氣及び酸素熔接等が教授され、その範圍は漸次擴張せられた。そして之迄職業に従事せざりし老齡者も職業を得る機会を與へられ、また開戦後數ヶ月にして現に就業中の者にも開放されることとなり、斯くて軍需に關係なき職業に従事する労働者も軍需産業の訓練を受け且つ軍需産業に従事する爲めにその職業を止めることが出来るやうになつた。非軍需産業に雇傭されたる者にして軍需産業の訓練を受けんとする者は著しく多數に上り、一九四〇年十月訓練所に於ける人員の殆ど半分は非軍需産業就業者であつた。

訓練所の入所資格は普通二十五歳より四十五歳までであつたが、其後十六、七歳の少年にまで引下げられた。訓練所は一大工場を形成し、訓練は主として實際的なものである。

訓練中の者は總べて訓練手当を受ける。二十一歳以上の男子にして訓練所に宿泊する者は食費と宿泊料の外一週間八志の手當を支給される。既婚者に對しては更に三十志を加給され、又子女ある場合は最初の二人に對しては各四志宛、其後の者には一人に付き三志を補給される。十八歳乃至二十歳の青年にして訓練所に宿泊する者は宿泊料の外に一週六志の手當を受け、又二十一歳以上の男子にして自宅より通勤する者は一週二十六志、同じく成年家族には十五志の支給がある。少年に對する手当は幾分低い。一九四〇年八月訓練所の數は十九であつたが、一九四一年に入つて四十ヶ所に増加された。訓練所は三部交替制で、期間六ヶ月、初年度四萬人の養成を爲した。また工業専門學校

(Technical Colleges) による短期訓練も計畫され、一年五萬人を下らざる工員を送り得る目標を以つて實施されてゐる筈である。訓練所及び工業専門學校に加へて、各工場に於ける傭主に依る訓練も相當の範圍に於いて行はれてゐる。

現在行はれてゐる訓練は機械に對して全然知識を持たざる者の養成と既に一定程度の熟練を有する労働者に對する更に高度の訓練の兩者を含んでゐる。各工場に於ける訓練に就いては傭主或は地方當局は設備及び教師を整へ、労働者は一定時間に付き幾何かを教師に支拂ふのである。そして男子の訓練と並んで女子の訓練も亦行はれてゐる。

労働力補給源の探求は更に不具者層にまで及び、一九四一年秋よりは豫て唱道せられてゐた不具者からの工員養成に着手した。即ち戦争又は通常生活に於いて不具となつた男女に對して入院中から保健省指導の下に専ら軍需品製造の技術を授くることとし、退院後は労働訓練所、工業専門學校又は工場自體に於いて訓練を與へるのである。訓練中男子は四十二志、女子は三十三志、少年は十七志、少女は十五志の手當を受け、晝食を給され又は晝食代として五志を加給される。外に妻に對しては七志六片、子女に對しては一人に付き三志の係累者手当があり、家庭を離れて訓練を受ける者には二十一志の下宿手当がある。

#### 第五項 労働強化

労働強化、主として労働時間の延長も亦労働力補強の一方便たることは云ふ迄もなく、現に一九四〇年に入つて戦局漸く熾烈化し來り、軍需生産増強の要請甚しくなるに及んで、まづ軍需關係諸工場に於いて就業時間の延長が廣く行はれるに至り、中には一週八十時間に上るものさへあり、同時に公休日も廢止又は縮減された。更に六月末には労働大臣は緊急命令に依つて兵器製造及び造船業に就いては一九三七年工場法を停止して、少年労働者の法定就業時間

の延長を認めた。

併し乍ら労働時間の延長、特に日曜廢止は労働能率と生産費低下の見地から好ましくないことは歳出調査委員会の指摘せる如くで、長時間労働は幾何もなくして労働能率と生産効率とに悪影響を及ぼしつゝあることが明かとなり、七月労働省は労働時間と増産に關する小冊子を公刊して、週平均七十時間乃至八十時間に互る七日間繼續就業は労働者一人當りの生産高を急減せしめることを指摘し、二交替制の採用を勸奨、晝間作業は週平均六十時間、夜間作業は週五日、毎夜十時間半、必要に応じて二週間毎に一日を附加するを以つて限度とすべきものとし、多くの製造工業に於ける經驗の示す所に依れば、一週五十五時間乃至五十六時間を最適労働時間とすとなし、また作業時間中適當なる休憩を與へることの重要性を強調した。そして八月初から工場法の効力は復活され、女子及び若年者を法定時間を超えて就業せしめんとするには工場監督官の許可を得ねばならぬこととなつた。更に九月には労働大臣は再び労働時間短縮の必要を力説し、一週七日間労働の強制は多大の混亂を生ぜしめた旨言明した。十月には造船及び船舶修理に従事する民間工場に對して海軍省告示が發せられ、緊急の場合を除いては、時間外労働及び日曜労働は原則として禁止されるに至つた。斯くて多くの軍需産業部門に於ける極端な長期間労働は終止したのである。

労働時間は特に前大戰以來短縮される大勢にあつて、英國政府は一九一九年國際労働條約の批准を拒んだけれども、尙同年炭礦委員會の答申を採擇して炭礦夫七時間労働法を制定し、法制化はされないが労働組合の強力な他の諸産業に於いても、例へば、機械工業にては一週四十七時間、建築業にては四十四時間、冬季中は更に短縮され、一般に一日八時間一週四十八時間制が團體交渉に依つて確立された。併し四十八時間制は必ずしも一週間内にそれ以上長

く就業してはならぬと云ふ意味ではなく、實際上は賃銀決定の基準となるだけのもので、それ以上の就業は時間外労働として特別の割合に依る割増賃銀を受け、殊に日曜祭日の如きは倍率となるを通則とする。従つて上述の一九四〇年の労働時間の一時的な延長は寧ろ労働者側の甘受するところでもあつたものと見るべく、其後に於いても少くも所謂最適労働時間(Optimum hours)即ち晝間作業六十時間又はそれに近い時間までは多くの場合延長されてゐたであらう。一九四二年五月二十日労働省は再び労働時間の短縮並に休暇の短縮制を發表し、工場は一週五十二時間、事務所は一週四十六時間を標準とし、休暇は一年二週間を超ゆるを得ずと定めた。

他方、國民保健上から法的制限を加へてゐた女子及び若年労働者の労働時間は、一九四一年の一週六十時間乃至五十五時間半に對して、一九三九年九月開戦當時に於いては一週四十八時間に於いては、當時なほ工場法施行を管掌してゐた内務省は傭主に對して就業時間を戦時體制に即應せしむる餘裕を與へる特別の場合以外は時間延長を認めざる方針を堅持し、傭主並に労働者雙方に對して工場法の嚴存せることを警告し、臨時延長を許した各工場を臨檢して尙延長を要する事情存するや否やを確めた。その結果、間もなく女子及び十六歳以上の若年者の就業時間は五十七時間まで短縮され、開戦僅か二ヶ月前に實施された一九三七年工場法に依る十六歳以下の若年者の就業時間も四十八時間より法定の四十四時間に縮減され、只前述の如く、兵器製造及び造船業の如き少數の場合に於いてのみ尙例外が認められるゝに過ぎなくなつた。そして十八歳以下の女子及び十六歳以下の男子には如何なる場合にも夜間就業は認められなくなつた。其後一九四〇年八月工場法規の勵行に依つて女子及び若年者の時間外労働の許可の嚴重になつたことは上述の如く、又一九四二年五月の標準労働時間制も女子及び若年者に適用されたことは云ふ迄もない。

以上の如く、労働時間は開戦當初に於いて著しく延長され、其後次第に減縮されたのであるが、平時の標準労働時間を四十八時間、戦時のそれを五十二時間とすれば、約一〇%の労働強化で、戦時産業人口を二千萬と押へるときは大略労働者二百萬の増加に該當する譯である。

## 第四章 労働界概況

### 第一節 労働組合

産業革命の最も早かつた英國に於いては労働組合運動も亦既に一八三〇年代に展開され、同六〇年代には組合の聯合體たる労働組合會議が結成され、同七〇年代労働組合法の改正に依つて労働者團結に對する最後の禁制が取除かれて、労働者組織化の最もよく進展せることは茲に詳述するまでもないであらう。

英國労働組合員數は一九二〇年頃には八百萬に上つたが、近年は均らして約五百萬、全産業労働者の略、半數に當り、その八〇%強が労働組合會議所屬の組合員である。その組織化は、勿論、重要産業に於けるほど高度にして、炭礦夫、紡績工、機械及び造船工、運輸従業者、海員等の組合又は聯合は多數の會員を擁し、指導整ひ、結束堅く、巨額の資金を保有してゐる。

労働組合の加入者數は景氣循環の影響を受くること特に著しく、失業者の増加と大體に於いて反比例するものなることは云ふ迄もなく、一九二七年以來漸減傾向を辿つたけれども、再軍備の着手に伴つて、一九三五年頃より逐年反増し來り、一九三八年末には六百萬を超えるに至つた。一九三〇年以降の労働組合數及び労働組合員數の推移次の如し。



各年末現在労働組合員数

| 年     | 労働組合数 | 労働組合員数 |     | 合計    | 対前年<br>組合員増減率 |
|-------|-------|--------|-----|-------|---------------|
|       |       | 男      | 女   |       |               |
| 一九三〇年 | 一、二二一 | 四、〇四九  | 七九三 | 四、八四二 | (-) 〇.三%      |
| 一九三一年 | 一、一〇八 | 三、八五九  | 七六五 | 四、六二四 | (-) 四.五%      |
| 一九三二年 | 一、〇八一 | 三、六九八  | 七四六 | 四、四四四 | (-) 三.九%      |
| 一九三三年 | 一、〇八一 | 三、六六一  | 七三一 | 四、三九二 | (-) 一.二%      |
| 一九三四年 | 一、〇六三 | 三、八五四  | 七三六 | 四、五九〇 | (+) 四.五%      |
| 一九三五年 | 一、〇四九 | 四、一〇六  | 七六一 | 四、八六七 | (+) 六.〇%      |
| 一九三六年 | 一、〇三五 | 四、四九五  | 八〇〇 | 五、二九五 | (+) 八.八%      |
| 一九三七年 | 一、〇三一 | 四、九四七  | 八九五 | 五、八四二 | (+) 一〇.三%     |
| 一九三八年 | 一、〇二三 | 五、一二七  | 九二五 | 六、〇五二 | (+) 三.六%      |
| 一九三九年 | 一、〇〇七 | 五、二五八  | 九七六 | 六、二三四 | (+) 三.〇%      |

(註) Ministry of Labour Gazette, October, 1940

更に之を労働組合會議加盟組合のみに付き業種別に開戦前後に於ける内譯を見れば、次表の如し。

| 業種       | 一九三八年末 |      | 一九三九年末 |      |
|----------|--------|------|--------|------|
|          | 加盟組合数  | 代表者数 | 加盟組合数  | 代表者数 |
| 農業       | 一      | 八    | 一      | 〇    |
| 炭礦業      | 五      | 一一一  | 五      | 一一五  |
| 陶器及び硝子工業 | 六      | 四    | 六      | 三    |
| 金屬機械工業   | 四八     | 九五   | 四七     | 九五   |

| 業種           | 一九三八年末 |      | 一九三九年末 |      |
|--------------|--------|------|--------|------|
|              | 加盟組合数  | 代表者数 | 加盟組合数  | 代表者数 |
| 織維工業         | 二六     | 一〇六  | 二七     | 一〇二  |
| 被服工業(製靴業を含む) | 八      | 二九   | 八      | 二九   |
| 製紙、印刷業其他     | 一三     | 三三   | 一四     | 三一   |
| 建築業、木材加工業、其他 | 一七     | 三九   | 一七     | 三三   |
| 鐵道業          | 三      | 二四   | 三      | 二五   |
| 水運業          | 二      | 一三   | 二      | 一三   |
| 其他運輸業及び自由労働  | 六      | 一一八  | 七      | 一一三  |
| 商業及び配給業      | 六      | 二八   | 六      | 二八   |
| 銀行、保險業       | 三      | 一〇   | 五      | 一六   |
| 地方官廳         | 六      | 二一   | 六      | 二〇   |
| 演藝及び遊戯       | 三      | 二    | 四      | 三    |
| 其他           | 一七     | 一八   | 一八     | 一四   |
| 合計           | 一七〇    | 六五九  | 一七九    | 六四五  |

(註) Ministry of Labour Gazette, October, 1940

戦時中に於ける労働組合員数の推移は詳かでないが、上述の如く、一九三九年末に於いて六百二十五萬弱であつたものが、一九四一年末には七百九萬となり、一九四二年には八百二十五萬と三年間に二百萬を著増して、從來の最高記録たる一九二〇年の八百三十四萬八千に接近した。「オブザーヴァー」紙(一九四三年二月二十一日)の記者の推算に従へば、一九四三年末には九百萬に達したであらうと云ふ。英國労働運動史上の最高記録である。この内、労働組合會議加盟組合の會員数は一九四〇年末には前記一九三九年末現在数よりは二十一萬二千を増して五百七萬九千となつてゐるから、一九四三年末は七百五十萬を下らないものと解せられる。

大戦争が労働者の組織化を刺戟する一大要因であることは歴史の明かに立證するところで、今次の大戦も亦前大戦の場合に於けると同様に、労働者の組織化に顯著な進展を齎しつつある。労働組合員の増加著しく、新加入者の多くは軍需産業に流入せる女子労働者であるが、組合化は従来比較的未組織の状態にあつた自動車及び通信工業の如き産業部門や自由職業及び非筋肉労働者にも普及した。従つて團體交渉の分野は大いに擴大され、低賃銀労働者の地位は引上げられた。組合の勢力と地位との伸張は當然にその統合強化を促し、個々の組合は労働組合會議總評議會に對して組合間の聯繫を緊密にすべき方策を講ずることを慫慂し、現に鐵道各従業員組合間には『最大限の結合を確保せんとする』議があり、合同機械工組合は他の機械工組合と合併談を進めて居り、また炭礦夫は全炭礦労働者より成る單一大組合の結成を決議し、その會規草案は各地方組合と討議中である。其他、印刷、家具、鑄物の如き諸産業に於いては聯合委員會を設置するか若くは聯盟又は合同を結成しつつある。

第二節 労働黨

英國労働黨は一九〇〇年には議會に於いて僅かに二つの議席を有するに過ぎなかつたが、その後總選舉毎にその代表者を増し、一九二三年には百九十一名を選出し、尙少數黨としてではあつたけれども、最初の労働黨内閣を組織した。翌一九二四年の選舉には大敗して下野したが、一九二九年の總選舉には二百八十八名を獲得して第一黨となり、第二次労働黨内閣が成つたけれども、一九三一年黨内分裂に因る瓦解後は同年の總選舉には僅かに五十二名を選出し得たのみで爾來在野黨として終始して居り、最近の總選舉たる一九三五年には百六十八の議席を奪回したばかりで、

今次の大戦に至つたのである。

戦争勃發するや労働黨は内閣の交渉に應ぜず、只外部からチェンバレン内閣を支援するに止まつたが、一九四〇年五月チャーチル内閣の成立と共に積極的態度に轉換し、その有力なる多數の領袖を参加せしむるに至り、而かも極めて樞要なる多くの椅子を分たれ、下院の議席數とは著しく不釣合な殊遇を受けてゐる。

英國下院に於ける各黨の現勢(一九四〇年九月末現在)を示せば次の如し。

|       |     |
|-------|-----|
| 保守黨   | 三六三 |
| 労働黨   | 一七一 |
| 國民自由黨 | 三三二 |
| 自由黨   | 一九  |
| 國民労働黨 | 七   |
| 國民黨   | 三   |
| 無黨    | 七   |
| 其所屬   | 一三  |
| 其他    | 六一五 |

英國労働黨は團體會員たる労働組合、社會黨及び協同組合並に地方政治結社所屬の個人會員より成る。黨務執行機關に對する各政治團體の代表は最近増員されたが、所屬會員數の多數なる故を以つて労働組合が依然黨内の牛耳を執つてゐる。

労働黨の社會主義的政綱は漸進的、穩和的、中正的、民主的で、産業及び運輸の國有、計畫經濟、階級制度の廢止

を目標とし、その達成は革命手段に依らずして漸進的に社會立法と經濟生活に對する國家統制の擴充を以つてせんとするに在る。時にマルキシストの手法と用語とを使用し、またインターナショナルにも加盟してゐるけれども、その綱領はマルキシストではなく、従前の極端な平和主義と反軍國主義とは獨逸の脅威の前に忘却され、數年來外交政策に於いては反ナチスの方針を採るべきことを強調してゐる。また労働黨は大英帝國の持續を主張するけれども、印度自治政府の樹立と植民地自治の漸進的發展とを支持する。尙即時實現を要請するものとしては金融、土地、運輸、石炭及び電氣の國營、輸入の統制、労働時間の短縮、不良住宅の改善、社會政策の擴充及び失業救済を掲げてゐる。

### 第三節 労働界の戦争協力

一九四〇年五月チャーチル内閣の成立と共に労働黨の戦争完遂に對する協力が本腰となつたことは既述の通りで、中央行政機關に於ける協力が就いては労働組合會議が内閣委員會及び労働省關係の各種委員會に傭主團體と共に戦時労働統制に參與してゐることも亦既に言及した。

此外、軍需省管下の各種物資統制の諮問委員會には當初労働組合代表は參加してゐなかつたが、後にはアルミニウム、大麻及び亞麻、黄麻、鐵及び鋼、非鐵金屬、皮革、糖蜜、工業用アルコール、紙、絹及び人絹、硫酸、硫酸其他の人造肥料、木材、セメントの委員會には労働代表も加はることゝなつた。また綿業委員會(Cotton Board)には一九三九年九月設立當初より労働代表が參加してゐる。

商務院管下に於いては、輸出産業協議會(Industrial and Export Council)に労働組合代表が、中央物價統制委員會(Central Price Regulation Committee)には協同組合代表が加はり、食糧省管下では五名の労働組合會議評議員から成る労働組合諮問委員會が食糧政策及び食糧行政に關して大臣の諮問に應ずる爲めに省内に設立されてゐる。又同省の地方食糧統制委員會にも一九四〇年五月以降労働代表が加へられた。運輸省管下では海運省時代の海運諮問協議會(Shipping Advisory Council)―一九三九年九月設置―と交通省時代の戦時輸送協議會(War Transport Council)―一九四一年四月設置―とは兩省合併後も存續し、労働組合代表が參與し、其他地區運輸諮問委員會(Regional Transport Advisory Committee)、運河防衛諮問委員會(Canal Defence Advisory Committee 後中央運河委員會 Central Canal Committee と改稱)、港灣緊急委員會(Port Emergency Committee)等にも夫々労働側の協力があり、又農漁省關係では各州の戦時農事實行委員會(War Agricultural Executive Committee)に關係労働組合が參加してゐる。

以上の如く生産、供給、労働條件、食糧配給、農業等に主として關係ある官省に於いてのみならず、戦争災害調査委員會(War Damage Commission)、大藏省審議會(Consultative Council to the Treasury)、國産代用燃料研究會、戦車委員會(Tank Board)等にも夫々労働組合員が委員として選任されてゐる。

雇傭條件の決定に對する協力としては労働省聯合協議委員會(Joint Consultative Committee)に於いて一九四〇年七月の雇傭條件及國家調停令の原案作成に參與し、同令に據り設置された國家調停裁判所の審判官は労働組合側からも選任されることは既に他の場所に述べた通りである(第三章第二節第四項参照)。

賃銀の決定に關するものゝ内、労働組合會議は一九三九年末から一九四〇年初にかけて賃銀裁定委員會法(Trade Board Acts)及び道路運搬賃銀法(Road Haulage Wages Act)を戦時状態に適應せしむるやうに改正すべき労働省の協

議に與つた。

諸重要勞務令(Essential Work Orders)は賃銀其他勞働條件に關する規定を含み、關係勞働組合代表との協議に依つて制定されたことも亦云ふ迄もないところである。

特殊産業に關する協力としては、まづ波止場勞働に就いては緊急の場合に或る波止場より他の波止場へ勞働力を移動する機關としての中央移動委員會(Central Transfer Committee)が設立され、次いで波止場人足の規則的、潤澤且つ移動性ある供給を確保する目的を以つて全國波止場勞働會社(National Dock Labour Corporation, Ltd.)が創立され、波止場勞働全國聯合協議會より勞資三名の代表を取締役會に選出することゝした。

炭礦業に於いては石炭生産協議會(Coal Production Council)地方石炭生産委員會(District Coal Production Committee)炭礦出炭委員會(Pit Production Committee)等を通じて戰時増産に協力してゐる。又漁業に於いては鯨漁業諮問協議會(Herring Fishery Advisory Council)漁業諮問協議會(Fisheries Advisory Council)等に勞働組合代表が入つてゐる。

更に社會立法に關しては、社會保險、教育、保健、年金、傷害補償に關する諸法律の改正に就いて勞働組合側が協議に與かつたことは言を俟たぬであらう。

#### 第四節 勞働賃銀及び生計費

##### 第一項 勞働賃銀

英國に於いては賃銀は從來各産業に於ける勞働者及び資本家聯合の任意的賃銀協定機關に依つて決定されて來た。

開戦後政府は、勞働組合會議總評議會と英國傭主聯盟との各代表より成る聯合協議委員會及び全國聯合諮問協議會の建言に基づいて、戰時に於ける賃銀調整の責任を(法令に依る賃銀決定機關が既に存する場合を除いて)、雇傭條件及國家調停令を條件として、各産業に於ける勞資聯合の機關に委ねるに至つた。そして斯かる賃銀協定を爲す勞資聯合の任意的機關はよく運用され、賃銀及び従業條件の調整に關して夫々聯合機關の權限は維持され、又要求を提出し討論をなす機會の自由ある爲めに勞資關係は平靜を保持して來たのであつた。

併し乍ら戰局の進むと共に賃銀の昇騰は漸く朝野の論議の的となり、賃銀の騰勢がこのまゝ繼續するに於いては惡性インフレーションは必至であるとし、インフレーション防止策としての賃銀統制が各方面に要望されるに至つた。併し斯かる要求に對して勞働黨が直ちに承服する筈はなく、同黨出身の勞働大臣ベヴィンは賃銀の全面的統制に反對する從來の態度を依然固持し、一九四二年十月二十六日『政府は法令に依つて賃銀の安定を圖る意嚮は無く、從來通り勞資双方の取極めを基礎とすべきものと考へる』旨言明した。

開戦後に於ける英國勞働賃銀の狀態を見るに、勞働省調査に依れば、一九三九年に於いて賃銀増額を見た勞働者數は五百六十五萬五千人に達し、週當り賃銀増加額は九十三萬磅であつた。次いで一九四〇年に入るや賃銀増加は更に著しく、同年中に於いて賃銀の増加せる勞働者數は七百九十萬二千人にして、週當り賃銀増加額は二百十四萬八千磅に達した。その内、四百七十五萬人は一九三九年九月大戰勃發後に於いて賃銀増加を受けた者であつた。斯くて開戦以來一九四〇年末迄に賃銀の増加せる勞働者數は約八百萬に近く、週當り全時間就業者賃銀増加額は約三百萬磅と推定される。

右の如き賃銀の増加も産業部門別に見れば齊一ではない。一九三九年一九四〇年を通じてその特に著しいものは炭  
礦業、機械工業、纖維工業、建築請負業、運輸業等殆ど戦争關係の諸部門である。次表の如し。

一九三九年及び一九四〇年に於ける賃銀増加状態

| 業種                 | 週當り賃銀純増加労働者數 |         | 週當り賃銀純増加額推定 |         |
|--------------------|--------------|---------|-------------|---------|
|                    | 一九三九年        | 一九四〇年   | 一九三九年       | 一九四〇年   |
| 炭 礦 業              | 七八七、一〇〇      | 七八三、〇〇〇 | 二七〇、四五〇     | 一七四、〇〇〇 |
| 其 他 礦 業            | 五八、九〇〇       | 四四、二〇〇  | 一九、六〇〇      | 五、八〇〇   |
| 煉瓦、陶器、硝子及<br>び化學工業 | 三〇四、二〇〇      | 二七九、六〇〇 | 九〇、二五〇      | 四二、三〇〇  |
| 鐵 鋼 業              | 一四七、八〇〇      | 一二五、〇〇〇 | 八一、二五〇      | 一四、〇〇〇  |
| 機 械 工 業            | 一、〇二一、三〇〇    | 七三五、〇〇〇 | 二二八、五五〇     | 七一、六〇〇  |
| 造 船 業              | 一四〇、五〇〇      | 一八〇、八〇〇 | 三三、四五〇      | 一八、〇〇〇  |
| 其 他 金 屬 工 業        | 三三四、二〇〇      | 二〇四、四〇〇 | 八九、九〇〇      | 二四、〇〇〇  |
| 織 維 工 業            | 八六五、五〇〇      | 七九四、六〇〇 | 二一六、〇五〇     | 一一一、七〇〇 |
| 被 服 工 業            | 七六七、七〇〇      | 四一五、一〇〇 | 一一八、七〇〇     | 七八、一〇〇  |
| 食料品、飲料品及び<br>煙草工業  | 二〇五、〇〇〇      | 八二、七〇〇  | 四七、三〇〇      | 一一、七〇〇  |
| 木 材 加 工 業          | 一七九、三〇〇      | 一七九、四〇〇 | 四三、五五〇      | 二五、五〇〇  |
| 製 紙 印 刷 業          | 三三二、九〇〇      | 三一、五〇〇  | 六二、八〇〇      | 七、四〇〇   |
| 建 築 請 負 業          | 九五五、四〇〇      | 九三八、八〇〇 | 二五六、八〇〇     | 九七、一五〇  |
| 瓦斯水道及び電力業          | 一六一、八〇〇      | 七九、九〇〇  | 四一、二〇〇      | 一一、〇〇〇  |
| 運 輸 業              | 一、〇五六、四〇〇    | 五五八、六〇〇 | 三五五、三五〇     | 一六四、九五〇 |

| 公 務 業   | 其 他 業   | 合 計       |
|---------|---------|-----------|
| 一五六、四〇〇 | 四三八、〇〇〇 | 七、九〇二、四〇〇 |
| 八五、四〇〇  | 一三七、〇〇〇 | 五、六五五、〇〇〇 |
| 三〇、六〇〇  | 一一七、二〇〇 | 二、一四八、〇〇〇 |
| 一四、二〇〇  | 四八、〇〇〇  | 九三一、四〇〇   |

(註) Ministry of Labour Gazette, January, 1941

更に一九四〇年七月の週平均賃銀に關して労働省が金屬、機械及び造船業、纖維工業、被服工業、食料品、飲料品及び煙草工業、木材加工業、製紙印刷業、及び建築請負業に就いて約六萬一千の企業、五百五十萬の労働者を調査したところに依れば、賃銀増加の特に顯著なものは金屬、機械及び造船業、纖維工業、建築請負業であつて、一九三八年十月に比して一九四〇年七月に於いては金屬、機械及び造船業三二・六%、建築請負業二七・九%と夫々上昇を示してゐる。他方、被服工業、食料品、飲料品及び煙草工業、木材加工業、製紙印刷業など平和産業部門に於ける上昇率は極めて輕微であつて、夫々一・九%、一六・三%、一六・一%、〇・六%に過ぎない。斯くの如く軍需産業と平和産業との間には賃銀上昇の著しい跛行状態が見られるのである。而かも同期間に於ける生計費指數の上昇は二・一%（季節的變化を考慮して訂正すれば二・四%）であつて、諸平和産業に於いては賃銀上昇は遂に生計費の上昇に及ばず、實質賃銀は却つて減少したと見ねばならない。

一九四一年中の賃銀の騰勢も亦前年中に於けると略、同様に顯著且つ普遍的で、労働省に報告のあつた週賃銀の總増加額は前年の二百二十一萬三千磅に對して二百八萬磅、増給を受けた労働者數は八百四萬人に對して八百三萬六千人であつた。併し是等は農業労働者、政府僱員、家事使用人、店員、事務員の如き組合に加入せざる労働者の大部分を含んでゐない。全勤週賃銀の騰貴は各産業に依つて齊一ではないが、労働省に報告のあつた産業及び農業を通じ

て、前年に比して平均九%、開戦以降二七乃至二八%の上昇である。他方、生計費指數の上進は一年間僅かに二%に過ぎず、開戦以降の生計費の騰率二九%に略、追ひ着いた譯である。併し乍ら上述の騰貴の内には時間外、出来高拂、其他の増し賃銀にして實收を増大せしむるものを含まない。従つて之を加算した實收は、同じく労働省推計に依れば、一九四一年七月に於いては一九三八年十月に比して多數の産業に於いて四二%の著騰であると云ふ。

一九四二年七月現在に於ける労働省の労働者収入調査に依れば、同年一月以降七ヶ月間に賃銀収入は成年男子及び少年は年率一八%、成年女子及び少女は二八乃至二六%の急騰を示した。そして此間労働時間の一般的延長はなく、生計費は安定してゐたのである。成年女子及び少女の収入増加は、勿論、格上、養成及び技能向上の結果に因るところ多いに違ひないけれども、成年男子の場合に於いては一部は黄麻業(七十八志七片)、亞麻業(七十五志十一片)、絨毯毛氈業(八十志三片)、小被服業(八十三志二片)、染色及びドライ・クリーニング業(八十三志十片)、及び壁紙業(八十二志一片)の如き低賃銀産業から砲兵工廠(百二十二志)、自動車及び航空機製作業(百四十七志五片)、造船業(百二十七志四片)、電機工業(百二十三志十一片)、精密機械工業(百二十三志五片)の如き高賃銀産業へ移動せる爲めでもある。一九四二年七月の賃銀収入状態を一九三八年同月と對比すれば、成年男子、少年、成年女子及び少女の四類別に於いてそれぞれ六二乃至七七%の上昇である。併し全労働者平均は六〇%に下るが、之は低収入の女子がどしどし高収入の男子に代つて平均を引下ろした爲めに外ならない。そして成年男子の賃銀騰貴率が成年女子及び少女、特に少年(七七%)の下位にあるのは女子が格上されたこと、男子は老齢及び不適任者の残留率が高まつたこと、を反映するものであり、また青少年の高率なのはその徴兵に由る缺乏價値と成人の仕事に急速に就き得るが爲めとである。

之を業種別に見れば、自動車及び航空機の製造修理は今日國內最大の産業たるばかりでなく、又最も高賃銀を支拂ふ産業でもある。併し斯業に於いても女子の賃銀は尙一九三八年に於ける男子週平均賃銀よりも一片方低位にあるのが注目される。

各種産業に互つて賃銀の開きの著しく大きいのは年齢、技能、就業時間、生計費、其他の相違に依るものと説明し得ようけれども、何れにするも賃銀機構が安定に近いものに達してゐると見ることは出来ない。自動車及び航空機の製造を爲す成年男子の収入は亞麻の紡織を爲す者の九四%高、公共土木工事に従事する少年は印刷出版に従事する者の二倍半、自動車航空機工場の成年女工は小さい洗濯屋に働く者の二倍、同じく少女は衣裳店員より八〇%方多くを得てゐるやうな跛行現象を呈してゐるのである。

一九四三年一月現在に於ける賃銀収入は一九四二年七月に比して平均三二%の増率となり、一九三八年十月に比すれば六五・一%の著騰である。之を性及び年齢に依る四類別に見れば次表の如く、矢張り成年女子及び少女の増收率高く、業種別に見れば、金屬、機械、造船業、化學工業、諸製造工業等が高率である。尙一九四二年下半期に於いて青少年収入の減少を示せるは恐らく同期間中青年の格上と少年工の新入者少かりしに因るものであらう。

一九四二年七月に對する一九四三年一月の賃銀増減率

| 業種       | 成年男子 (二十歳以上) |     | 青年 (二十歳未満) |     | 成年女子 (十八歳以上) |     | 少年 (十八歳未満) |  | 平均 |
|----------|--------------|-----|------------|-----|--------------|-----|------------|--|----|
|          | 増減率          | 増減率 | 増減率        | 増減率 | 増減率          | 増減率 | 増減率        |  |    |
| 鑛業       | 二・六          | (一) | 〇・七        | 一   | 〇・一          | 二・二 | 三・八        |  |    |
| 金屬以外の採鑛業 | 二・一          | (一) | 二・七        | 九・七 | 〇・〇          | 二・二 | 二・二        |  |    |
| 陶業       | 二・二          | 一・四 | 六・〇        | 九・八 | 三・八          |     |            |  |    |

第四章 労働界概況

第八篇 人的資源

| 業種           | 一九三八年十月に對する一九四三年一月の賃銀増加率 | 成年男子 (二十歳以上) | 青少年 (二十歳未満) | 成年女子 (十八歳以上) | 少女 (十八歳未満) | 平均  |
|--------------|--------------------------|--------------|-------------|--------------|------------|-----|
| 化學工業         | 二・六                      | (-)          | (-)         | 八・七          | (-)        | 五・八 |
| 金屬機械造        | 二・七                      | (-)          | (-)         | 九・六          | (-)        | 三・五 |
| 纖維工業         | 三・三                      | (-)          | (-)         | 三・八          | (-)        | 三・七 |
| 製革工業         | 二・六                      | (-)          | (-)         | 三・七          | (-)        | 四・六 |
| 被服工業         | 四・一                      | (-)          | (-)         | 二・六          | (-)        | 四・二 |
| 食料品、飲料品及烟草工業 | 四・〇                      | (-)          | (-)         | 四・三          | (-)        | 二・六 |
| 木材加工工業       | 〇・九                      | (-)          | (-)         | 四・四          | (-)        | 四・二 |
| 製紙及び印刷工業     | 一・八                      | (-)          | (-)         | 三・九          | (-)        | 〇・五 |
| 建築請負業        | 七・一                      | (-)          | (-)         | 一・八          | (-)        | 三・四 |
| 其他製造工業       | 二・七                      | (-)          | (-)         | 五・八          | (-)        | 七・一 |
| 運輸業          | 〇・七                      | (-)          | (-)         | 〇・四          | (-)        | 五・四 |
| 公益企業         | 〇・六                      | (-)          | (-)         | 五・三          | (-)        | 〇・八 |
| 公務業          | 〇・一                      | (-)          | (-)         | 三・五          | (-)        | 二・七 |
| 平均           | 二・二                      | (-)          | (-)         | 八・〇          | (-)        | 三・二 |
| 鑛業           | 五・一                      | (-)          | (-)         | 九・六          | (-)        | 四・八 |
| 金屬以外の採鑛業     | 五・八                      | (-)          | (-)         | 六・九          | (-)        | 五・二 |
| 陶業           | 五・七                      | (-)          | (-)         | 八・九          | (-)        | 五・六 |
| 化學工業         | 五・九                      | (-)          | (-)         | 八・七          | (-)        | 五・五 |
| 金屬機械造        | 七・五                      | (-)          | (-)         | 九・九          | (-)        | 七・二 |

更に一九四三年七月現在製造工業及其他工業の労働者六百二十五萬人に就いての労働省調査に依る實收賃銀の増加次の如し(炭礦業、農業及び商業を除く)。

| 業種           | 一九四三年七月 (B) | 一九四三年九月 | 一九四二年七月 | 一九三八年十月 (A) | 増加率 (B-A)/A | 増加率 (B-C)/C |
|--------------|-------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 纖維工業         | 六三・二        | 六八・一    | 五八・三    | 六九・九        | 七・六%        | 九・九%        |
| 製革工業         | 五五・四        | 六一・八    | 三九・六    | 七二・四        | 一・四         | 二・八         |
| 被服工業         | 四七・九        | 五二・二    | 四七・六    | 六五・二        | 一・二         | 一・三         |
| 食料品、飲料品及烟草工業 | 四八・三        | 四〇・四    | 四五・六    | 五〇・九        | 一・四         | 一・三         |
| 木材加工工業       | 四四・四        | 五七・九    | 四九・七    | 八〇・九        | 一・四         | 一・三         |
| 製紙及び印刷業      | 二七・六        | 三〇・一    | 三七・四    | 五〇・二        | 一・四         | 一・三         |
| 建築請負業        | 四三・四        | 七一・一    | 三七・四    | 五〇・二        | 一・四         | 一・三         |
| 其他製造工業       | 六六・七        | 七三・八    | 七一・四    | 七七・四        | 一・四         | 一・三         |
| 運輸業          | 四二・五        | 六〇・六    | 九二・四    | 七二・四        | 一・四         | 一・三         |
| 公益企業         | 三三・三        | 三〇・五    | 六二・三    | 二二・四        | 一・四         | 一・三         |
| 公務業          | 六二・〇        | 三八・四    | 六一・三    | 三三・四        | 一・四         | 一・三         |
| 平均           | 六四・九        | 七二・八    | 八〇・〇    | 七三・四        | 一・四         | 一・三         |

第四章 労働界概況

五五一

| 年齢   | 一九四三年七月 (B) | 一九四三年九月 | 一九四二年七月 | 一九三八年十月 (A) | 増加率 (B-A)/A | 増加率 (B-C)/C |
|------|-------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 成年男子 | 一一・三        | 一一・三    | 一一・三    | 六・九         | 七・六%        | 九・九%        |
| 青年男子 | 六二・二        | 五八・九    | 五二・一    | 三三・〇        | 一・四         | 一・三         |
| 少年男子 | 四七・二        | 四五・八    | 四五・四    | 二六・六        | 一・四         | 一・三         |
| 少年女子 | 三三・二        | 三二・一    | 三〇・六    | 一八・六        | 一・四         | 一・三         |
| 平均   | 九三・七        | 九一・一    | 八四・〇    | 六二・〇        | 一・四         | 一・三         |

開戦後生計費は漸騰し始め、逐月騰勢を通り、生計費指数は一九四一年五月まで十五ヶ月間に一五五より二〇〇へと四五ポイント、二九%の著騰を示したが、爾來全く安定を得てゐる(第六篇第三章第一節第二項参照)。之に對して賃銀は開戦以來終始上昇を続け、その指数は一九四二年六月に至つて生計費指数の上昇と略、同率となり、翌七月は之を上廻るに至つた。

政府はその賃銀政策として夙に一九三九年開戦當初より賃銀を生計費よりも急騰せしめず、生計費を安定せしめて以つて賃銀引上要求の根據なからしめんとするにあつたが、この政策はその第一段階に於いては奏效しなかつた。蓋し政府はその管理下にある軍需工場に於いては賃銀の上騰を抑制し得たけれども、他の方面にあつては賃銀は盛んに引上げられ、既述の如く、商業に依つて賃銀の跋行性を生じ、勞働力を戦時重要産業へ吸引することを困難ならしめたからである。漸く一九四〇年末に至つて政府もその政策の強行に乘出し、補助金に依つて生活必需物資の騰貴を押し、食料品及び衣料の割當制を擴張し、煙草、飲料、家庭用品及び贅澤品には重税を課し、以つて鋭意生計費の騰勢を抑壓したので、一九四一年夏以來生計費の安定を見てゐる譯である。従つて同年下期には賃銀も一時安定したが、同年末頃から再び騰勢を現はし、一九四二年下期には再び安定を見た。一九四三年の賃銀指数は得られないが、三度騰勢に轉じたものと思はれる。

生計費及び賃銀兩指数の推移を各年逐月に比較すれば次表の如し。

生計費指数及び賃銀指数比較 (生計費指数一九二四年七月一〇〇、賃銀指数一九二四年十二月一〇〇)

| 月   | 一九三九年 |     | 一九四〇年 |     | 一九四一年 |     | 一九四二年 |     | 一九四三年 |    |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|----|
|     | 生計費   | 賃銀  | 生計費   | 賃銀  | 生計費   | 賃銀  | 生計費   | 賃銀  | 生計費   | 賃銀 |
| 一月  | 一五五   | 一〇五 | 一七四   | 一〇五 | 一九六   | 一二三 | 二〇〇   | 一三三 | 一九九   |    |
| 二月  | 一五五   | 一〇五 | 一七七   | 一一一 | 一九七   | 一二五 | 二〇〇   | 一三三 | 一九九   |    |
| 三月  | 一五三   | 一〇五 | 一七九   | 一四四 | 一九七   | 一二五 | 二〇〇   | 一三三 | 一九九   |    |
| 四月  | 一五三   | 一〇五 | 一七八   | 一一五 | 一九八   | 一二六 | 一九九   | 一三四 | 一九八   |    |
| 五月  | 一五三   | 一〇五 | 一八〇   | 一一五 | 二〇〇   | 一二六 | 二〇〇   | 一三四 | 一九九   |    |
| 六月  | 一五三   | 一〇五 | 一八一   | 一一六 | 二〇〇   | 一二七 | 二〇〇   | 一三七 | 一九八   |    |
| 七月  | 一五六   | 一〇五 | 一八七   | 一一九 | 一九九   | 一二八 | 二〇〇   | 一三八 | 二〇〇   |    |
| 八月  | 一五五   | 一〇五 | 一八五   | 一一九 | 一九九   | 一二八 | 二〇〇   | 一三八 | 一九九   |    |
| 九月  | 一五五   | 一〇六 | 一八七   | 一一九 | 一九九   | 一二八 | 二〇〇   | 一三八 | 一九八   |    |
| 十月  | 一六五   | 一〇六 | 一八九   | 一二〇 | 二〇〇   | 一二八 | 二〇〇   | 一三八 | 一九九   |    |
| 十一月 | 一六九   | 一〇七 | 一九二   | 一二〇 | 二〇一   | 一二九 | 二〇〇   | 一三八 | 一九九   |    |
| 十二月 | 一七三   | 一〇九 | 一九五   | 一二〇 | 二〇〇   | 一三三 | 二〇〇   | 一三八 |       |    |

(註) 生計費指数は勞働省調、賃銀指数はボウレー教授作成(季節的變化を除く)

併し乍ら云ふ迄もなく以上は只公式の數字統計の比較に過ぎず、戦時生活に於いては公定物價と配給物資との支配せざる方面の出費も亦少からざるべく、指数の計算に入らざる實收の増加を以つてするも尙果してよく之を補ひ得て



あるか否か、後述する如く、賃銀引上の争議が頻發しつゝあるは、生計費賃銀兩指數の略、並行せるにも拘らず、必ずしも労働者の生活の安定を物語るものとは云ひ得ないであらう。

第五節 労働争議

英國労働界は一九三〇年代に於いては一九二六年の總罷業にまで持つて行つた前大戰後の動搖の後を承けて比較的平靜となり、争議はその規模に於いては小さく又繼續期間に於いては短くなつた。一九三七年の争議件数は實に一千二百二十九件の多數に上つたけれども、直接及び間接の参加労働者總数は五十九萬七千人、喪失労働日数は三百四十一萬日にして、一九三四年の如きは喪失労働日數九十六萬日と實に百萬臺を割るに至り、最高も一九三一年の六百九十八萬日に過ぎず、三〇年代の年平均喪失労働日數は一〇年代の一千三百二十五萬日、二〇年代の三千三百二十四萬日に對して僅かに二百九十八萬日である。(二〇年代の喪失日數の異常に多いのは一九二六年の總罷業を含むのであるが、假に同年を除くも年平均は尙一千七百萬日に上る。)

一九三〇年代の英國及び北愛蘭に於ける労働争議件數、参加労働者數及び喪失労働日數年別の比較次の如し。

| 年     | 争議件數 | 参加労働者數  |        |         | 喪失労働日數    |
|-------|------|---------|--------|---------|-----------|
|       |      | 直接      | 間接     | 合計      |           |
| 一九三〇年 | 四二二  | 二八六,〇〇〇 | 二一,〇〇〇 | 三〇七,〇〇〇 | 四,四〇〇,〇〇〇 |
| 一九三一年 | 四二〇  | 四二四,〇〇〇 | 六六,〇〇〇 | 四九〇,〇〇〇 | 六,九八〇,〇〇〇 |
| 一九三二年 | 三八九  | 三三七,〇〇〇 | 四二,〇〇〇 | 三七九,〇〇〇 | 六,四九〇,〇〇〇 |

|       |     |         |         |         |           |
|-------|-----|---------|---------|---------|-----------|
| 一九三三年 | 三五七 | 一一四,〇〇〇 | 二二,〇〇〇  | 一三六,〇〇〇 | 一,〇七〇,〇〇〇 |
| 一九三四年 | 四七一 | 一〇九,〇〇〇 | 二五,〇〇〇  | 一三四,〇〇〇 | 九六〇,〇〇〇   |
| 一九三五年 | 五五三 | 一三〇,〇〇〇 | 四一,〇〇〇  | 二七一,〇〇〇 | 一,九六〇,〇〇〇 |
| 一九三六年 | 八一八 | 一四一,〇〇〇 | 七五,〇〇〇  | 三一六,〇〇〇 | 一,八三〇,〇〇〇 |
| 一九三七年 | 一一九 | 三八八,〇〇〇 | 二〇九,〇〇〇 | 五九七,〇〇〇 | 三,四一〇,〇〇〇 |
| 一九三八年 | 八七五 | 二一一,〇〇〇 | 六三,〇〇〇  | 二七四,〇〇〇 | 一,三三〇,〇〇〇 |
| 一九三九年 | 九四〇 | 二四六,〇〇〇 | 九一,〇〇〇  | 三三七,〇〇〇 | 一,三六〇,〇〇〇 |

(註) Ministry of Labour Gazette, May, 1941

開戦後の労働界は引續き暫く平静を維持し、一九四〇年の如きは労働争議は件數、参加人員及び喪失労働日數共に前年より減少し、殊に喪失日數は一九三四年のそれをすら下廻り、労働統計史上約五十年間の最低記録であつた。併し翌一九四一年には争議は次第に頻發するに至り、爾來戦争の長期化と共に逐年漸増の傾向を示しつゝある。次表の如し。

| 年     | 争議件數  | 参加労働者數  | 喪失労働日數    |
|-------|-------|---------|-----------|
| 一九三九年 | 九四〇   | 三三七,〇〇〇 | 一,三六〇,〇〇〇 |
| 一九四〇年 | 九二二   | 二九九,〇〇〇 | 九四〇,〇〇〇   |
| 一九四一年 | 一一五二  | 三六〇,〇〇〇 | 一,〇八〇,〇〇〇 |
| 一九四二年 | 一,三〇三 | 四五七,〇〇〇 | 一,五三〇,〇〇〇 |
| 一九四三年 | 一,七七七 | 五五七,〇〇〇 | 一,八二〇,〇〇〇 |

労働争議は戦争の初年に於いては一時減少するけれども、戦争の長期化に伴つて再び漸増傾向に轉ずるといふ現象は前大戰の場合に於いても見られたところで、又戦後に入つて労働界の不安動搖の甚しかつたことも次表の示す如く

第四章 労働界概況

で、今後の趨向を示唆するものと見ることが出来るであらう。

| 年     | 争議件数  | 参加労働者数    | 喪失労働日数     |
|-------|-------|-----------|------------|
| 一九一四年 | 九七二   | 四四七、〇〇〇   | 九、八八〇、〇〇〇  |
| 一九一五年 | 六七二   | 四四八、〇〇〇   | 二、九五〇、〇〇〇  |
| 一九一六年 | 五三三   | 二七六、〇〇〇   | 二、四五〇、〇〇〇  |
| 一九一七年 | 七三〇   | 八七二、〇〇〇   | 五、六五〇、〇〇〇  |
| 一九一八年 | 一、一六五 | 一、一六、〇〇〇  | 五、八八〇、〇〇〇  |
| 一九一九年 | 一、三五二 | 二、五九一、〇〇〇 | 三四、九七〇、〇〇〇 |
| 一九二〇年 | 一、六〇七 | 一、九三二、〇〇〇 | 二六、五七〇、〇〇〇 |
| 一九二一年 | 七六三   | 一、八〇一、〇〇〇 | 八五、八七〇、〇〇〇 |

労働争議の産業別、原因別及び解決別に關する詳細は一九四〇年までしか資料を持たないので分析することが出来ないが、同年の争議の主要なものは炭礦業に起つたもので、又件数、参加労働者数及び喪失労働日数の主要部分を占めるのも炭礦業であり、機械工業、造船業、金屬工業之に次ぐ。争議の原因は賃銀問題が半以上を占め、解決方法は大半勞資の直接交渉に依るものである。この大勢は其後も大體同様なるものゝ如く、一九四三年に就いても喪失労働日数の約半分は炭礦業、約三分の一が機械、造船、金屬三工業の占むるところで、争議原因は同じく大部分賃銀引上要求を繞る紛争であると傳へられる。

### 結 語

以上の諸篇に於いて我々は英國經濟界の各分野に互つて今次の大戦に因つてそれが如何なる影響を受けたか、如何なる戦時態勢を採つたか、そして如何なる戦争努力を続けつゝあるかを見ようと試みた。我々の意圖するところは敵國戦時財政經濟事情の實相を探求して之を忠實に記録し、報告するにあつたが爲めに出來得る限り臆測と論評とを避けて來た。今茲に結びとして既述の調査に基いて全般の情勢を概括し、間、若干の評言をも挿まうと考へる。

全篇を通して推斷せらるゝところを一言にして掩へば、英國の物的及び人的の資源と機構とは戦争努力に對して既に略、その極限に達したと云ひ切ることが出來よう。即ちまづ財政を見るに、財源の枯渴は愈、甚しく、一日一千五百萬磅の戦費は獨力を以つてしては到底賄ひ得ざる事態に立至つてゐる。之を財源別に檢すれば、租税は直接税にありては早くもその限界に達して、番に増徴の餘地を残さざるのみならず、現に此處彼處に於いて輕減を爲さざるべからざる情勢にある。間接税に關しても恐らく一週間の戦費に當るものを増課することすら容易ではないであらう。海外投資も亦凡そ引揚げ得べきものは大方使消し盡し、却つて屬領に對する債務は累積しつゝある有様である。貯蓄の奨励と民需の壓縮も果して現在以上に及ぼし得るや否や多大の困難と障碍とがあるものゝ如くである。従つて事態は専ら米國の援助に依存するところ益、大きくなりつゝある譯であつて、一九四三年に入つて以來貸與物資の増勢は著しく急調を呈し來つてゐるが、之に對しては米國內に於いて異論次第に昂まりつゝあり、また他方に於いて米國兵の英本國其他への駐留と共に逆貸與も急増せざるを得ず、こゝにも亦大なる悩みがあると云はねばならぬ。

國內に於ける戦費調達の大通路の一たる公債政策は今大戦に於ける戦争努力の内最もよく成功せるもの、一つであつて、大蔵省短期預り金の如き巧緻なる新手法に依つて容易且つ低利に資金を吸収利用し得てゐるのであるが、この新手法の主要性格たる國債の短期性は必然に國債構成の上に流動債の比重を次第に大ならしめ、その重壓は愈加はりつゝある。他方、戦争の持続に伴つて、低金利政策の堅持にも拘らず、金利は動もすれば上向かむとする兆候を現はし、流動債の長期化にも又短期と低利とを基調とする現公債政策全般にも一抹の暗翳を投げかけてゐる。

金融機關は中央普通兩銀行とも夙に開戦前より戦時即應の態勢を整へ、今や郵便局、信託貯蓄銀行、保險會社等と共に重要な戦時機構として戦時財政に多大の寄與を爲しつゝある。通貨の如きも一年約一億五千萬磅づゝ増發されてはゐるが、尙よく管理されて、其他の嚴重なる諸統制と相俟つて、未だ悪性インフレーションを發生せしむるには至らない。併し乍ら通貨増發の累積的加重の悪作用は結局に於いて避くるを得ず、各金融機關とも、假令著しく戦時機構に轉換したりとは云へ、各、その性格に應じて通貨情勢、金利情勢に何時迄も超然たり得ないであらう。現に銀行業保險業の業態の不味は這般の消息を示唆するものに外ならない。そしてまたその餘りに龐大な國債の保有量は金利の昂騰した場合恐るべき危険を包蔵するものと云はねばなるまい。

物資、特に工業原材料及び食糧の海外依存度の高いことは英國經濟構成上の脆弱性として知らるゝところであるが、現在如何なる實情にあるやは素より容易に窺知することを得ない。併し歐洲大陸は獨伊に押へられ、大東亞が日本の占領下に入りたる今日その供給の通路たる大西洋地中海にも一九四三年夏以降に於いては、樞軸側潜水艦及び飛行機の脅威が幾分緩和されたとしても、尙補給の窮屈化の甚しいものあることは想像に難くないであらう。各種産業は

概ね軍需産業に轉向し盡したやうであるが、この原材料難に直面してその生産は所要量に達し得ず、米國の援助に俟つところ益、大なるものあることは云ふ迄もない。従つて英國經濟の最大支柱である貿易の如きは開戦以來歐洲市場の喪失に因つて大なる縮減を見た上、更に日本の参戦に因つて致命的の痛撃を蒙り、市場の喪失は輸出品の缺乏と相俟つて今や殆ど單なる形骸と化し去り、物資の補給は多く『貸與』に俟つてゐる實情である。

重要物資の内、獨り石炭は十分な自給力を有し、且つ幸にもその生産統計は最近まで産業經濟統計の燈火管制中極めて少數の殘置燈の如く點火されてゐたが、之に依れば、英國の軍需生産がその所要量に達せずとの我々の上記の推斷を確認して餘りあるものゝ如くである。即ち出炭高は、戦時の需要増にも拘らず、開戦以來減退を續け、一九四三年夏季には週平均の出炭高は辛うじて三百萬噸臺を維持するところまで落ち込んでしまつた。政府は減産阻止、増産奨励に懸命の努力を爲し、炭礦労働を軍務と同列にさへ置くに至つたにも拘らず、その効果は容易に擧げられない。炭業統制案が炭礦夫の缺勤防遏に就いて刑事訴追をすら提唱せるに見るも石炭饑饉の脅威の如何に差迫つたものであるかを知るに足らう。石炭の不足は延いて電力の出力に影響し、假に軍需産業が原材料難に悩まずとするも、尙動力の側から増産の阻まるゝことは言を俟たない。惟ふに、出炭減は畢竟するところ努力の不足に歸着するものであるけれども、それは單なる量的のものたるに止まらず、質的の低下でもあり、全炭礦労働者中老齡礦夫の比率の増進は愈々甚しく、所謂『缺勤』は怠業不忠實に因るよりも寧ろ労働の強化に堪へざることを物語るもので、後述する人的資源の枯竭に關聯を有するものと見るべきであらう。従つて人的資源が突破し得ざる障壁である限り産業も亦全般的にその極限に達したと推斷することが出来よう。

食糧に就いては開戦前早くも事端に備へて貯蔵に着手し、また開戦後は鋭意耕作反別の増加を圖つてゐるけれども、その補給は素より安固たり得るものにあらず、現に一九四三年上期には食糧事情は頗る暗澹たる様相を呈し、遂にパンの割當制すらまさに實施せられんとするに至つた。只幾かに北阿戦の終結、護送制の強化等に因つて下期に入つては多少小康を得たものゝ如くである。かくてパンの割當は辛うじて實施せられず済み、酪農品及び肉類等の補助食料品の割當も一九四一年三月當時のまゝ大體に於いて据置かれてゐるやうであるが、之は『食糧割當を現在以上に引下ぐることは國民保健の見地から不可能である』程度に至つてゐるからで、『過去四年間に屢々經驗せる國民的餓死の一步手前にある』との農相の言明は、國民に對する警告の意味を含む多少の誇張はありとするも、必ずしも實情に遠いものではなからうと思はれる。

而して工業原材料及び食糧等戦時必需物資の補給は英國の場合に於いては専ら海上輸送力に懸つてゐること勿論である。開戦以來英國は樞軸商船の拿捕、其他諸國船舶の押收乃至接收に依つて相當豊富な船腹を擁するに至つたが、一方獨逸潜水艦の跳梁に因つて屢々船舶危機に直面したことは改めて繰説するまでもあるまい。一九四三年中米國造船の本格化と護送制の強化に因つて小康を得、聯合國船舶陣營全體として略々戦局の現段階を維持する程度にあり、或は一層の餘裕ありとさへ稱せられてゐるが、戦局の擴大に因る船腹の需要増と獨逸潜水艦隊の大攻勢に因る撃沈噸數の再増とが生じた場合何時形勢を逆轉するやも測り難く、少くとも「ファイナンシャル・ニューズ」紙の警告する如く、聯合國側船舶狀況は前途必ずしも樂觀を許さず、近い將來に於いて民需品輸出入の好轉乃至一般輸送制限の緩和が實現するとは考へられないと云へよう。更に海上輸送力の一部面に於いて船員損耗數の増大とその補給難とがあ

り、此事はまた次に述べべき人的資源の缺乏に懸つてゐるのである。

現代總力戦に於ける最終的、決定的要因は物的資源よりも寧ろ人的資源であると見られる。そして英國の人的資源も亦物的資源と同様に既にその極限に達したと推斷し得るやうである。即ち所謂生産人口たる十四歳以上六十四歳までの者三千三百十萬人中就業者總數は二千二百三十萬人、内男子一千五百二十萬人、女子七百十萬人で、即ち生産總人口中男子の九五%、女子の四〇%が戦争努力に参加してゐる。そして動員餘力は男子七十萬人、女子千百三十萬人と推算される。従つて兵力及び勞働力の補給は今後は専ら老齡者及び女子に俟つの外なく、果然一九四四年一月徵用年齡範圍は遂に男子五十五歳まで、女子は十六歳以上五十歳まで擴張せらるゝに至つた。併し乍ら是等は譬へば貧乏的資源であつて、假令補給の要請が所期の効果を擧げ得るとしても、それは單なる數量的のものたるに止まり、十分の能率を發揮せしめ得ざること云ふ迄もあるまい。石炭の増産を阻むものが炭礦勞働構成上老齡礦夫の比率の増進に因ること大なるものあるは既に我々の見來つた如くである。加之、戦國の熾烈化に伴つて兵力の損耗は益々大なるべく、之が補充は老若婦女子の内を求むべからざるは勿論である。斯くて兵力及び勞力の方面に於いても亦米國依存の度を加重しつゝあるのである。

要之、斯くの如く人的物的兩資源の最後の限界に達し又は將に達せんとする英國が米國の援助に依つて如何に戦局に對處し、艱阻を克服せんとするかは今後我々の靜かに見守つて行かんとするところである。





